

令和 7 年 度

教 育 行 政 の 概 況

茨 城 県 教 育 委 員 会

目 次

第 1	教育委員会の構成と教育庁等の機構	1
第 2	令和 7 年度教育予算の概況	3
第 3	令和 7 年度の主要事業及び新規事業	6
第 4	令和 7 年度国委嘱・国委託事業一覧	19
第 5	令和 7 年度教育庁各課別施策の概要	
	総務企画部	
	【総務課】	20
1	いばらき教育プランの周知徹底及び進行管理	22
2	教育委員会の運営	23
3	調査統計資料の整備と活用	23
4	広報広聴活動の充実	23
5	市町村教育委員会等に対する助言等	24
6	公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等	24
7	人権教育の推進	25
8	県が行う福利厚生事業（教職員の生涯生活設計）	25
9	公立学校共済組合が行う福利厚生事業	28
10	教職員互助会が行う福利厚生事業	30
	【財務課】	31
1	安全・安心な学校施設整備の推進	31
2	高校教育改革に係る学校施設整備の推進	34
3	すべての子どもたちへの学習機会の確保	35
	【生涯学習課】	36
1	「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進	37
2	新しい時代に求められる能力の育成	38
3	地域力を高める人財育成	39
4	次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり	40
5	生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術	43
6	多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり	51
	【文化課】	53
1	幼い頃から文化芸術を鑑賞、体験する環境づくり	
	・学校教育における文化芸術活動の充実	54
2	美術館・博物館を活用した文化芸術の振興	55
3	文化財の保存と活用	61
4	地域に根ざした伝統文化の継承	64

【私学振興室】	65
私立学校等に対する助成（幼稚園に係るものを除く）	65

学校教育部

【教育改革課】	68
1 信頼・尊敬される教員の育成	69
2 教育職員免許状の授与	70
3 ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり	71
【義務教育課】	73
1 社会を生き抜く力の育成	75
2 就学前教育の充実	75
3 豊かな心を育むための道德教育の充実	75
4 地域とともにある学校づくりの推進	76
5 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進	76
6 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進	78
7 科学技術の集積地である本県の特色を活かした教育の推進	80
8 郷土教育の充実	81
9 キャリア教育、職業教育の充実	81
10 情報活用能力を育てる教育の充実	82
11 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進	82
12 信頼・尊敬される教員の育成	82
13 多様性を認め合う社会づくり、男女共同参画についての教育の推進	85
14 教職員の適正配置の推進	86
15 教科書の採択等	87
16 被災児童生徒の就学機会の確保	87
【高校教育課】	88
1 豊かな心を育むための道德教育の推進	90
2 開かれた学校づくりの推進	90
3 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進	91
4 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進	92
5 科学技術の集積地である本県の特色を活かした教育の推進	94
6 キャリア教育、職業教育の充実	95
7 情報活用能力を育てる教育の充実	96
8 政治的教養を育む教育の推進	96
9 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進	97
10 信頼・尊敬される教員の育成	100
11 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保	101
12 教育を推進するための行政運営	102
13 教職員の適正配置の推進	103

14	指導・助言の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	104
15	教科書の採択等・・・・・・・・・・・・・・・・	104
16	高等学校等入学者選抜方法の改善・・・・・・・・	104
	【特別支援教育課】・・・・・・・・	105
1	特別な教育的支援を必要とする乳幼児への早期からの 一貫した教育支援の充実・・・・・・・・	106
2	一人一人の障害の状態等に応じた特別支援学校における教育の充実・・	108
3	幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における特別な教育的支援を 必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実・・・・・・・・	109
4	社会性や豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実・・・・・・・・	110
5	就学前から卒業後までの一貫した支援体制の充実・・・・・・・・	111
6	特別支援学校の教育環境整備の推進・・・・・・・・	112
7	県立特別支援学校管理運営等の充実・・・・・・・・	112
8	教職員の適正配置の推進・・・・・・・・	113
	【保健体育課】・・・・・・・・	114
1	競技力の向上とスポーツの振興・・・・・・・・	115
2	体力づくり、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくり・・・・・・・・	115
3	健康教育の推進・・・・・・・・	118
4	児童生徒等の安全の確保・・・・・・・・	123
	【生徒支援・いじめ対策推進室】・・・・・・・・	126
1	いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等への対応、 児童生徒等の安全の確保・・・・・・・・	126
2	児童生徒の健全育成及び安全確保・・・・・・・・	130
第6	私学行政の推進（私学振興室を除く）・・・・・・・・	131
	【福祉部子ども政策局子ども未来課】・・・・・・・・	131
第7	資料・・・・・・・・	132
	教育関係諸団体一覧・・・・・・・・	132
	学校概要（令和6年5月1日現在）・・・・・・・・	134
	市町村別学校数（令和7年4月1日現在）・・・・・・・・	135
	令和6年度末・令和7年度当初の学校の異動状況・・・・・・・・	136
第8	その他・・・・・・・・	137
	教育相談窓口（県の相談機関）・・・・・・・・	137
	教育委員会広報広聴関係事業の概要・・・・・・・・	139

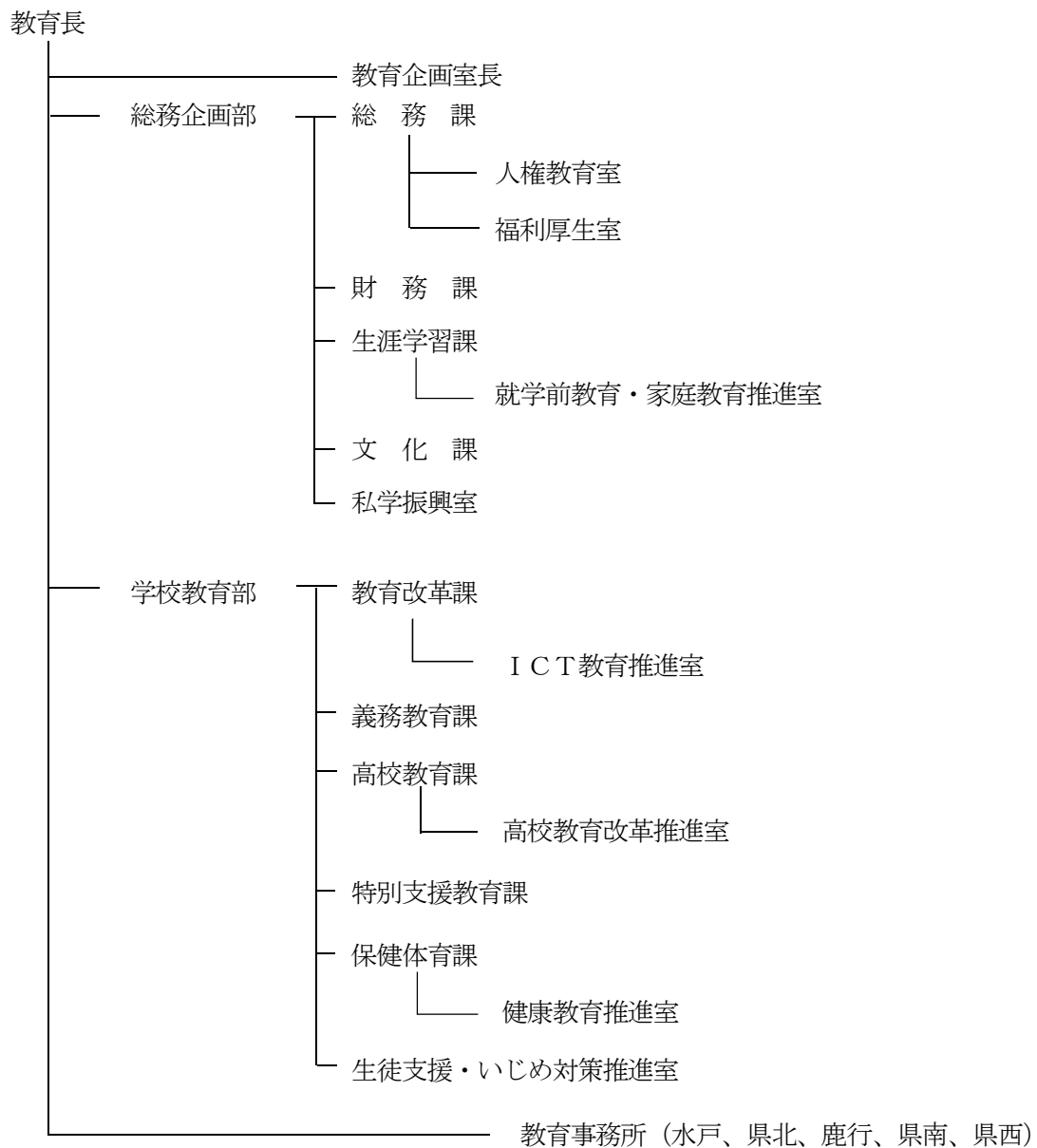
第1 教育委員会の構成と教育庁等の機構

1 教育委員会の構成（令和7年1月1日現在）

教 育 長	柳 橋 常 喜
委 員	富 田 敬 子
委 員	庄 司 一 子
委 員	幡 谷 史 朗
委 員	伊 藤 道 子
委 員	磯 部 大 吾 郎
委 員	森 淳 一

2 教育庁等の機構

（1） 教育庁



(2) 学校及び学校以外の教育機関等

県立学校 (128校)

- 中学校：10校
日立第一附属、太田第一附属、水戸第一附属、鉾田第一附属、鹿島附属、土浦第一附属、竜ヶ崎第一附属、下館第一附属、下妻第一附属、水海道第一附属
- 高等学校：92校
高萩、高萩清松、磯原郷英、日立第一、日立第二、日立工業、多賀、日立商業、日立北、太田第一、太田西山、大子清流、小瀬、常陸大宮、水戸第一、水戸第二、水戸第三、緑岡、水戸農業、水戸工業、水戸商業、水戸南、水戸桜ノ牧(同常北校)、勝田、勝田工業、佐和、那珂湊、海洋、笠間、大洗、東海、茨城東、IT未来、那珂、鉾田第一、鉾田第二、玉造工業、麻生、潮来、鹿島、鹿島灘、神栖、波崎、波崎柳川、土浦第一、土浦第二、土浦第三、土浦工業、土浦湖北、石岡第一、石岡第二、石岡商業、中央、竜ヶ崎第一、竜ヶ崎第二、竜ヶ崎南、江戸崎総合、取手第一、取手第二、取手松陽、藤代、藤代紫水、牛久、牛久栄進、筑波、竹園、つくばサイエンス、茎崎、岩瀬、下館第一、下館第二、下館工業、明野、下妻第一、下妻第二、真壁、結城第一、結城第二、鬼怒商業、石下紫峰、八千代、水海道第一、水海道第二、古河第一、古河第二、古河第三、総和工業、三和、境、坂東清風、守谷、伊奈
- 中等教育学校：3校
勝田、並木、古河
- 特別支援学校：盲学校：1校
聾学校：2校
特別支援学校：20校
水戸、霞ヶ浦
常陸太田、北茨城、水戸、水戸飯富、水戸高等、友部、友部東、内原、勝田、大子、鹿島、土浦、石岡、美浦、伊奈、つくば、下妻、結城、協和、境

学校以外の教育機関等 (18施設)

- 図書館
- 近代美術館
 - つくば分館
 - 天心記念五浦分館
- 陶芸美術館
- ミュージアムパーク自然博物館
- 教育研修センター
- 水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、歴史館
(以上3施設 指定管理者：(公財)茨城県教育財団)
- 県北生涯学習センター(指定管理者：NPO法人インパクト)
- 県南生涯学習センター(指定管理者：NPO法人ひと・まちなつとわーく)
- 県西生涯学習センター、中央青年の家、さしま少年自然の家
(以上3施設 指定管理者：NPO法人日本スポーツ振興協会)
- 堀原運動公園、笠松運動公園
(以上2施設 指定管理者：(公財)茨城県スポーツ協会)
- ライフル射撃場(指定管理者：茨城県ライフル射撃協会)

第2 令和7年度教育予算の概況

第1表 令和7年度当初予算と令和6年度当初予算との比較

【一般会計】

(単位:千円)

区 分			令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 減	
			予 算 額 (A)	構 成 比	予 算 額 (B)	構 成 比	予 算 額 (A) - (B) = (C)	伸 率 (C) / (B)
一 般 会 計	県 予 算 総 額		1,263,693,626	(100.0)	1,251,190,267	(100.0)	12,503,359	1.0
	教 育 費		279,799,449	(22.1)	273,920,160	(21.9)	5,879,289	2.1
	内 人 件 費	市町村立学校	138,859,704	49.6	141,921,659	51.8	△ 3,061,955	△ 2.2
		県 立 学 校	68,973,361	24.7	68,357,515	25.0	615,846	0.9
		そ の 他	10,113,123	3.6	9,872,999	3.6	240,124	2.4
		計	217,946,188	77.9	220,152,173	80.4	△ 2,205,985	△ 1.0
	其 他	一 般 行 政 費	53,024,325	19.0	46,390,763	16.9	6,633,562	14.3
		投 資 的 経 費	8,828,936	3.1	7,377,224	2.7	1,451,712	19.7
		計	61,853,261	22.1	53,767,987	19.6	8,085,274	15.0

※ 教育費:子ども未来課関係予算を除く

第2表 令和7年度教育費予算項目一覧

【一般会計】

(単位:千円)

区分 項名	歳 出	構成比 (%)	特 定 財 源									一 般 財 源
			国 庫 金 支 出	分 担 金 負 担	使 用 料 手 数 料	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	計	
教育総務費	53,346,397	19.1	13,540,521	1,747,613	13,513	11,443		6,534,177	368,868	65,800	22,281,935	31,064,462
小 学 校 費	84,099,766	30.0	23,542,480						12,285		23,554,765	60,545,001
中 学 校 費	46,936,312	16.8	12,143,172	7,283	3,294				4,190		12,157,939	34,778,373
高等学校費	59,941,113	21.4	4,783,736	6,836	5,968,635	214,125			12,976	4,327,300	15,313,608	44,627,505
特別支援学校費	29,571,037	10.6	4,631,595	0	538	2,467			2,910	1,757,300	6,394,810	23,176,227
社会教育費	3,770,380	1.3	38,560		250,438	5,952	3,800	4,077	71,477	366,600	740,904	3,029,476
保健体育費	2,134,444	0.8	568,502		15,570				99,272	109,700	793,044	1,341,400
教 育 庁 計	279,799,449	100.0	59,248,566	1,761,732	6,251,988	233,987	3,800	6,538,254	571,978	6,626,700	81,237,005	198,562,444
(財源別構成比) (%)		100.0	21.2	0.6	2.2	0.1	0.0	2.3	0.2	2.4	29.0	71.0

※ 教育費:子ども未来課関係予算を除く

第3表 令和7年度教育費予算の教育庁課別内訳

【一般会計:教育費】

(単位:千円)

課 名	事 項	当初予算額	財 源 内 訳	
			特定財源	一般財源
総 務 課	教育委員会費	16,408	-	16,408
	事務局職員費	6,813,651	2,008,136	4,805,515
	総務調査費	951,840	216,572	735,268
	教職員住宅費	524	19	505
	退職手当費	10,195,403	-	10,195,403
	厚生諸費	243,618	-	243,618
	恩給及び退職年金費	14,834	-	14,834
	計	18,236,278	2,224,727	16,011,551
財 務 課	財務諸費	27,261	11,186	16,075
	小学校費	84,099,766	23,554,765	60,545,001
	中学校費	46,936,312	12,157,939	34,778,373
	高等学校総務費	43,004,239	885,493	42,118,746
	全日制高等学校管理費	4,730,877	4,641,569	89,308
	定時制高等学校管理費	319,719	315,900	3,819
	教育振興費	5,757,665	4,970,853	786,812
	高等学校建設費	5,547,942	4,497,177	1,050,765
	通信教育費	6,925	2,616	4,309
	特別支援学校費	24,392,281	4,222,861	20,169,420
	特別支援学校整備費	3,026,362	2,171,949	854,413
	計	217,849,349	57,432,308	160,417,041
生 涯 学 習 課	総務調査費	2,590	-	2,590
	社会教育指導費	88,598	25,427	63,171
	社会教育施設費	1,189,534	95,089	1,094,445
	計	1,280,722	120,516	1,160,206
文 化 課	文化振興費	143,590	19,999	123,591
	文化施設費	2,348,658	600,389	1,748,269
	計	2,492,248	620,388	1,871,860
私 学 振 興 室	私学振興費	22,334,567	12,282,152	10,052,415
教 育 改 革 課	総務調査費	7,036,775	6,521,993	514,782
	小中管理諸費	84,353	-	84,353
	高校管理諸費	2,772	-	2,772
	教育指導費	22,131	20,285	1,846
	特別支援学校管理諸費	14,153	13,484	669
	教育振興費	573,746	-	573,746
	特別支援学校整備費	27,480	-	27,480
	計	7,761,410	6,555,762	1,205,648
義 務 教 育 課	小中管理諸費	903,853	270,095	633,758
	教育指導費	527,585	147,131	380,454
	教育研修センター費	407,044	2,155	404,889
	計	1,838,482	419,381	1,419,101
高 校 教 育 課	高校管理諸費	1,628,247	3,449	1,624,798
	奨学資金貸付費	232,225	338,004	△ 105,779
	教育指導費	886,637	171,071	715,566
	教育研修センター費	251,687	68,008	183,679
	計	2,998,796	580,532	2,418,264
特 別 支 援 課	教育指導費	222,975	52,543	170,432
	特別支援学校管理諸費	10,159	-	10,159
	特別支援学校費	2,124,914	-	2,124,914
	計	2,358,048	52,543	2,305,505
保 健 体 育 課	体育振興費	743,682	278,552	465,130
	体育施設費	741,232	395,126	346,106
	保健給食振興費	649,530	119,366	530,164
	計	2,134,444	793,044	1,341,400
生徒支援・いじめ 対 策 推 進 室	小中管理諸費	23,969	7,701	16,268
	高校管理諸費	6,407	17	6,390
	教育指導費	484,729	147,934	336,795
	計	515,105	155,652	359,453
教 育 費 計		279,799,449	81,237,005	198,562,444

第4表 令和2年度～令和7年度教育費予算の推移(一般会計)

区分 年度	教育費総額 (当初)	県予算額に 占める教育 費の割合	教育費に占める割合			
			人件費	その他		
				一般行政費	投資的経費	計
	百万円	%	%	%	%	%
令和2年度	255,752	22.0	89.4	8.5	2.1	10.6
令和3年度	251,058	19.4	88.5	9.0	2.5	11.5
令和4年度	241,858	18.9	87.9	9.2	2.9	12.1
令和5年度	257,094	19.9	80.1	17.1	2.8	19.9
令和6年度	273,920	21.9	80.4	16.9	2.7	19.6
令和7年度	279,799	22.1	77.9	19.0	3.1	22.1

※教育費：国体・障害者スポーツ大会局、子ども未来課、私学振興室(令和2年度～令和4年度)関係予算を除く

※私学振興室は、令和5年度から教育庁へ移管

第3 令和7年度の主要事業及び新規事業

1 次世代を担う「人財」

(1) IBARAKI ドリーム・パス事業（生涯学習課） p.38【予算額：19,108千円】

高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力を育成する。

- ① 企画提案募集
 - ・ 高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を提案
- ② スタートアップチャレンジ講座
 - ・ 起業家による講演会、企画提案書作成等の講座、出張授業、個別相談会等の実施
- ③ 課題解決への挑戦
 - ・ 審査会を実施し、戦略チーム（16チーム程度）を選考
 - ・ 実践活動
 - 戦略チームに活動資金を提供し、提案内容をもとに企画を実践
 - 大学生等による実践活動のサポート
 - ・ 中間報告会の開催
- ④ プレゼンテーション大会の開催
 - ・ 実践活動の成果についての発表
 - ・ 企業や行政機関等とのマッチングの実施
- ⑤ ステップアップチャレンジ
 - ・ 最先端の研究や技術に触れる機会を提供し、継続活動を支援

(2) いばらきっ子郷土検定事業（生涯学習課） p.39【予算額：2,647千円】

中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等の分野から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。

- ① 市町村大会（各市町村・中学校で実施）
 - ・ 時期：令和7年11月
 - ・ 方法：中学校において「総合的な学習の時間」等に実施
 - ・ 問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題）・県問題（全県的な問題）
 - ・ 認定 正答数に応じて1級～3級を認定
- ② 県大会（各市町村代表校等による対抗戦）
 - ・ 時期：令和8年2月
 - ・ 方法：市町村代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校による対抗戦により優勝校を決定
 - ・ 問題：全県的な問題
- ③ 郷土検定ドリル
 - ・ 自主的な郷土学習を支援するためドリル機能をウェブサイトに掲載
 - ・ 取組状況が実績として残る積み重ね機能やランキング機能等により、学習状況を個人単位で管理
- ④ 郷土検定ウェブサイトの運営
 - ・ 各市町村問題（25問）及び県問題（25問）の正答及び解説を掲載
 - ・ 自動採点機能及び認定証（1～3級）の授与機能

(3) 中学生の英語発信力向上事業（義務教育課） **p. 79【予算額：16,725 千円】**

中学校等の授業を改善し、生徒の英語 4 技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人財の育成を図る。

英語アセスメントテスト

- ・ 対象：全公立中学校 2 年生
- ・ 内容：アセスメントテストの活用により、生徒の学びを可視化し、自己調整学習へ活用するとともに、指導改善報告書の作成と好事例の共有により、授業の改善を図る。

(4) 次世代グローバルリーダー育成事業（義務教育課） **p. 79【予算額：56,712 千円】**

グローバル社会で活躍する力を備えた「人財」を育成するため、学習意欲が高い中高生を対象に、オンライン英語講座（聞く・読む・話す・書くの 4 技能及び英語による小論文）や探究力育成講座、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を 2 年間提供する。

① 高い英語力の育成

- ・ オンライン英語講座（グループ）
- ・ 英語エッセイ講座

② 価値の創出

- ・ 世界の第一線で活躍する「人財」との交流
- ・ イングリッシュキャンプ等の実施
- ・ 探究力育成講座及び研修

③ 異文化交流

- ・ 海外大学留学生との交流
- ・ 大学等の専門家による研修
- ・ ワールド・スカラーズ・カップ等海外大会への参加

(5) いばらきサイエンスキッズ育成事業（義務教育課） **p. 80【予算額：2,192 千円】**

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、理科授業の質の向上と、探究的な活動の充実を図り、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上に資する。

① 理科授業の質の向上

- ・ 小学校における観察・実験実技研修会
- ・ 学力向上推進プロジェクト事業に係る学びのイノベーション推進プロジェクト

② 探究的な活動の充実

- ・ 外部の専門家等との連携による科学研究作品展
- ・ 科学の甲子園キッズ
- ・ 科学の甲子園ジュニア県大会

(6) いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業（高校教育課） **p. 90【予算額：1,797 千円】**

各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、学校の指導体制と教員研修を充実させ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の円滑な実施を図る。

① 道徳教育全体計画の作成及び豊かな心育成コーディネーターの選任

- ・ 校長の方針の下に、各学校において道徳教育全体計画を作成
- ・ 道徳教育推進教師として「豊かな心育成コーディネーター」を選任

② 豊かな心育成コーディネーター研修の開催

- ・ 全校の豊かな心育成コーディネーターを対象に、校内における道徳教育の中心的存在という役割を理解し、校内での協力体制の充実に資するよう研修を実施

③ 道徳教育に係る授業実践の報告

- ・ 各学校における道徳教育の実践事例を集約

④ 道徳教育におけるゲストティーチャーの活用

- ・ 企業や地域社会で活躍している人物等を探究活動等で活用することにより、「真理の探究、創造」や「社会参画、公共の精神」といった生徒の道徳性を育成
- ⑤ 道徳教育推進委員会の開催
- ・ 県教育委員会が、学識経験者、PTA連合会員等を委員とし、高等学校における道徳教育の在り方を検討するため道徳教育推進委員会を開催

(7) 大学進学率アッププロジェクト事業（高校教育課） **p. 91【予算額：27,369千円】**

産業構造の変化により、高等教育の必要性がこれまで以上に増すことが予想されるため、A Iドリル等の活用により基礎学力を向上させるほか、進学講演会で進学の機運を醸成するなど、県全体の4年制大学進学率を向上させる取組を推進する。

- ① 大学進学講演会
- ・ 大学教授や予備校講師等による講演
 - ・ 保護者、生徒を対象に年間3回実施
- ② 学力データ分析
- ・ 年間2回の基礎学力調査の実施
 - ・ 専門業者による分析及び年間3回の教員研修会の実施
- ③ A Iドリルの活用
- ・ 学びの個別最適化（苦手分野の克服、学習習慣の定着）
 - ・ 到達目標と学習計画の設定
 - ・ 1人1台端末の活用

(8) 外国語指導助手招致事業（高校教育課） **p. 92【予算額：539,543千円】**

A L Tとの実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人材」を育成するため、県立高校等のA L Tを中高一貫教育校等に重点的に配置し、新たな活用方法を取り入れる。

- ・ オールイングリッシュによるディベートやディスカッションの授業
- ・ A L Tが自分の大学時代の専攻を生かし、英語以外の教科での授業
- ・ A L Tが自分の出身国の文化について昼食時や放課後にレクチャー
- ・ 留学からの帰国生や海外大学進学を希望する生徒に対する個別指導
- ・ 校内の英語教員研修にA L Tを活用

(9) 国際社会で活躍できる人材育成事業（高校教育課） **p. 93【予算額：14,335千円】**

生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。

- ① ディベート・チャレンジ
- ・ ディベート県大会の開催、審査員養成研修
- ② 留学・国際交流促進事業
- ・ 海外留学経費の支援
- ③ WWLコンソーシアム構築支援事業
- ・ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供

(10) プログラミング・エキスパート育成事業（高校教育課） **p. 93【予算額：45,873千円】**

全国トップレベルのプログラミング能力をもつ中高生の育成をとおして、グローバル社会で活躍する「人財」を育成する。

- ① プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援
- プログラミングを活用し、グローバル社会で活躍する人材を育成するために、3つのコースを設置し専門家による指導を提供
- ・ 競技プログラミングコース

- ・ ゲーム・アプリ開発プログラミングコース
- ・ AIプログラミングコース

② 専門高校支援

専門高校の支援として、産業教育デジタルアントレプロジェクトを開催し、IT未来高校とつくばサイエンス高校にAIに関する教育を導入

③ 情報分野の専門家による授業支援

「情報I」を開講する県立高校等に、プログラミング等を指導する外部人材を講師として派遣。ティーム・ティーチングで授業を行う。

(11) 未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課） p. 94【予算額：7,012千円】

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来社会を牽引する科学技術人財の育成を図る。

- ・ 理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発
- ・ 大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究

(12) サイエンスリーダーズ育成事業（高校教育課） p. 94【予算額：4,600千円】

つくばサイエンス高校を茨城のサイエンス教育の拠点として、児童生徒の科学に対する興味・関心及び科学的に探究する力の醸成を図ることで、本県を牽引する科学系人財となる「サイエンスリーダーズ」の育成を目指す。

① 児童生徒の科学に対する興味関心を高めるプログラム

- ・ 科学に対する興味関心を高めるサイエンス実験教室・体験教室等を、つくばサイエンス高校を拠点に開催

② 科学の甲子園茨城県大会

- ・ 科学の甲子園全国大会に本県代表として参加する学校を決定

(13) 県立学校未来の医師育成事業（高校教育課） p. 94【予算額：14,480千円】

県立高校等に医学コースを編成し、将来の茨城の医療を担う医師の養成を図る。

① 医学コースを5校に編成

2年生から医学部進学希望者が共に学ぶコースを編成
対象校 日立第一、水戸第一、土浦第一、並木中等、古河中等

② 医学に関する研究会の開催（高校1年の学年から）

病院や大学等との連携による体験実習や講演会

③ 外部連携による充実したサポート

予備校等と連携した面接・小論文指導等

④ 習熟度別指導等の実施

⑤ 合同セミナーの実施

(14) 高等学校DX加速化推進事業（高校教育課） p. 96【予算額：134,000千円】

DXハイスクール校としてデジタルものづくりなどの環境整備を推進し、高等学校段階におけるデジタルなど成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図る。

① デジタルを活用した探究の推進

- ・ 大学、企業、地域等と連携した実践的な探究等の実施
- ・ 生徒の柔軟な発想を実体化できる高性能パソコン、3Dプリンタなどの環境整備
- ・ 指導に優れた教員と連携した遠隔授業等の実施

② 小規模校支援型遠隔授業の推進

- ・ 配信校から複数の小規模校に対して遠隔授業を実施

(15) 県立学校給食実施事業（保健体育課） p. 120【予算額：147,328千円】

調理場を有しない県立学校について、市や給食事業者へ給食調理及び配送等の業務を委託する

ことで、市等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。

- ・ 対象校：附属中学校9校、中等教育学校2校、特別支援学校1校 計12校

(16) 小学校口腔衛生推進事業（保健体育課） p.121【予算額：42,819千円】

むし歯予防に効果があるフッ化物洗口について、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、小学校における実施を推進する。併せて、児童の見守り業務などを教員業務支援員がサポートすることで、教員の業務負担の軽減を図る。

- ・ 対象：公立小学校（義務教育学校前期課程）
- ・ 事業内容：フッ化物洗口実施市町村へ教員業務支援員配置に係る費用を補助
※薬剤購入費等については、厚生労働省補助金（歯科疾患予防事業）を活用

2 魅力ある教育環境

(1) 県立学校施設長寿命化推進事業（高等学校等）（財務課） p.32【予算額：4,449,360千円】

「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、県立高等学校及び中高一貫教育校における予防保全等の実施により、計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。

(2) 高等学校特別教室空調整備事業（財務課）【新規】 p.32【予算額：651,865千円】

生徒の熱中症予防を図るとともに、快適な学習環境を維持するため、県立高等学校（中等教育学校を含む）の理科室にエアコンを整備する。

- ・ 整備の考え方：エアコン未整備の理科室のうち、水場や火気、薬品を使用する実験授業を行う教室に整備（対象校数 82校）

(3) 県立学校施設長寿命化推進事業（特別支援学校）（財務課） p.33【予算額：1,638,660千円】

「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、県立特別支援学校における予防保全等の実施により、計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。

また、「県立特別支援学校教育環境整備計画（いばとくプラン）」に基づき、教室不足の解消を図るため行う増築校舎の賃借について、鹿島特別支援学校外5校で継続するとともに、令和6年度に契約した境及び伊奈特別支援学校においては令和8年4月の供用開始に向けて、入札不調により契約未了の美浦特別支援学校においては令和9年4月の供用開始に向けて、準備を進める。

(4) (仮称) 神栖特別支援学校整備事業（財務課） p.33【予算額：1,329,844千円】

神栖市内から鹿島特別支援学校に通う児童生徒の通学に係る心身の負担軽減を図るため、同市内に特別支援学校を新設し、教育環境の向上を図る。

① 新設校の概要

通学区域：神栖市内全域、児童生徒数：150人程度

主な施設：校舎・体育館（延床面積7,400㎡程度）、バスターミナル、運動場、圃場 等

② 主なスケジュール

- ・ 令和5～6年度 基本設計及び実施設計
- ・ 令和7～8年度 建築工事、外構工事、備品設置等
- ・ 令和9年4月 開校（予定）

③ 令和7年度の主な事業内容

校舎建設工事 等

(5) 「いばらき教育の日」推進事業（生涯学習課） p.40【予算額：1,000千円】

「いばらき教育の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、「いばらき教育の日・教育月間」における

県民の主体的な取組を促進するため、市町村や学校、地域、企業、団体が連携し、全県的な啓発活動を展開する。

- ① 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催
 - ・ 教育に関する基調講演会、パネルディスカッション等
- ② 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度
 - ・ 子どもたちの活動をサポートする企業や民間事業所等を登録し、職場見学や社会体験活動の受け入れ等を実施
- ③ 啓発活動
 - ・ 関係機関等に対し、教育に関する主体的な取組を働きかけ
 - ・ 取組内容についてホームページで周知

(6) 地域の教育支援体制等構築事業（生涯学習課） **p. 40【予算額：30,594千円】**

市町村が児童生徒を対象に実施する学習活動や体験活動を支援し、地域における教育への支援体制を構築する。

- ① 県推進委員会の設置及び研修会の実施
 - ・ 学識経験者等による推進委員会の設置（委員：10名）
 - ・ 市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会の開催
- ② 地域における学習支援・体験活動
 - ・ 市町村が実施する平日放課後等の学習支援事業や土曜日等の学習活動・体験活動に対する補助

(7) 就学前教育・家庭教育推進事業（生涯学習課） **p. 41【予算額：1,590千円】**

就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図るとともに、家庭教育に関する学びの機会や情報の提供による家庭教育の重要性の啓発に努め、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進を図る。

- ① 幼児教育の推進体制構築に向けた人材の育成
 - ・ 市町村幼児教育担当者及び保育者・小学校教員対象研修の実施
- ② 市町村への個別支援
 - ・ 市町村幼児教育アドバイザーへの相談対応や情報提供、協議会等への講師派遣
 - ・ 市町村家庭教育支援担当者への相談対応や情報提供
- ③ 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発
 - ・ 家庭教育応援ナビへの条例バナーの掲載
- ④ 家庭教育応援ナビによる学びの機会と情報の提供
 - ・ 子育てマンガ、子育てに役立つ動画、家庭教育支援資料、子育て相談Q&A、家庭教育コラム、SNSによる情報発信 等
- ⑤ 子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用
 - ・ 保健センター等での健康診断や幼児教育施設、学校で開催する家庭教育学級等で活用
 - ・ 外国語版を外国籍の保護者が参加する家庭教育学級や入学説明会等で活用
- ⑥ 家庭教育を推進する人材の育成
 - ・ 家庭教育関係者対象研修の実施

(8) 地域で支える家庭の教育力向上事業（生涯学習課） **p. 42【予算額：13,351千円】**

子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築し、家庭の教育力向上を図る。

- ① 就学前教育・家庭教育推進協議会の開催
 - ・ 就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進行管理
 - ・ 就学前教育及び家庭教育の推進方策の検討
- ② 家庭教育を推進する人材の育成
 - ・ 市町村家庭教育支援担当者及び家庭教育関係者対象研修の実施

③ 家庭教育支援体制の構築

- ・ 各市町村の子育て支援団体や子育てサークル等に対し家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録を働きかけ

④ 訪問型家庭教育支援

- ・ 地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助
- ・ 課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応

（９）教職員の能力開発支援事業（教育改革課） **p. 70【予算額：4,416 千円】**

教育課題に対応する専門性を教職員が身に着けるため、県が講習や資格取得に要する費用を一部負担し、教職員の自発的な能力開発を支援する。

（10）教育情報ネットワーク事業（教育改革課） **p. 71【予算額：271,255 千円】**

県立学校と学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築するとともに、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用し、クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を提供する。

- ・ ポータルシステム（公文書・教材データベース等）を提供
- ・ グループウェア（メール、オンライン会議、授業支援ツール等）を提供
- ・ テレワークシステム、勤怠管理システム、決裁システムを提供
- ・ 県立学校の Web サイトスペースを提供
- ・ 教育データを集約・可視化するダッシュボードを構築
- ・ 次世代の校務支援システムの導入に向けた計画を策定（校務支援システムのパブリッククラウド化）

（11）県立学校情報セキュリティ強化事業（教育改革課） **p. 71【予算額：90,577 千円】**

教職員一人ひとりの情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができる ICT 環境を構築することにより、教員の業務負担の軽減及び意識改革を図る。

- ・ 統合型校務支援システムの提供
- ・ 標的型不審メール攻撃対応訓練の実施
- ・ 情報セキュリティ担当者研修会の開催

（12）県立学校先端技術活用教育推進事業（教育改革課） **p. 71【予算額：191,826 千円】**

県立高等学校等において、生徒が 1 人 1 台端末を活用できる環境を整備するとともに、教員の ICT 活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。

- ・ 県立中学校及び中等教育学校前期課程の 1 人 1 台端末等の整備
- ・ 無線アクセスポイント等の運用保守
- ・ ICT 支援員の配置（県立中学校等）
- ・ 授業目的公衆送信補償金

（13）特別支援学校教育情報化推進事業（教育改革課） **p. 72【予算額：13,132 千円】**

県立特別支援学校の ICT 環境を整備し、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた学びの困難さの改善や、新しい方法での学びの拡大を図る。

- ・ タブレット端末等リース
- ・ 入出力支援装置の整備

（14）茨城県公立学校情報機器整備補助事業（教育改革課） **p. 72【予算額：6,463,478 千円】**

GIGA スクール構想により整備した情報機器の更新について、市町村分を含め国の補助制度を活用し計画的かつ効率的な整備を実施する。

- ・ 県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部における1人1台端末の整備に係る補助
- ・ 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備に係る補助

(15) 少人数教育充実プラン推進事業（義務教育課） **p. 76【予算額：550,800千円】**

児童生徒一人一人に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、少人数学級とティーム・ティーチングによる本県独自の少人数教育を実施し、きめ細かな指導体制の充実に努める。

中学校生活充実支援事業（対象：中学校）

35人超3学級以上の場合…1学級増設し担任教諭及び非常勤講師各1名を配置

35人超1・2学級の場合…各学級に非常勤講師1名を配置

※小学校は、国基準により全学級35人以下学級

(16) いばらき遠隔教育推進事業（義務教育課） **p. 77【予算額：11,631千円】**

高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力の向上を図る。

① ライブ配信（エリア型）

- ・ 1つの配信校から市町村内の複数の学校へ一斉配信
- ・ 小5、6、中1、2において、国語、算数・数学、英語で実施
- ・ 指導教諭等が授業を配信

② 動画配信

- ・ 小4から中3において、国語、算数・数学、英語、理科、社会で実施
- ・ 指導教諭等が動画を作成

③ 高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型）

- ・ 対象：小学校2校、中学校2校
- ・ 内容：1つの施設から1つの学校へ配信、プログラミングで実施

(17) いじめ問題対策推進事業（生徒支援・いじめ対策推進室） **p. 126【予算額：46,438千円】**

いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期対応について支援する。

① いじめ・体罰解消サポートセンターの運営

- ・ 「いじめ解消サポート相談員」の配置（各教育事務所内）
- ・ ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話等による相談、情報提供への対応
- ・ 警察OB等いじめ解消サポーターの派遣による支援

② SNS活用相談の実施

- ・ LINE等のSNSを使った相談窓口の整備

③ スクールロイヤーの活用

- ・ 弁護士（スクールロイヤー）が、いじめ問題に係る法的助言やいじめ予防等のための教職員研修等を実施

(18) フリースクール連携推進事業（生徒支援・いじめ対策推進室） **p. 128【予算額：16,600千円】**

要件を満たすフリースクールに対し、人件費や活動費等の運営経費の一部を補助するとともに、フリースクールに通所する児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して、授業料等の一部を補助する。

(19) 校内フリースクール設置促進事業（生徒支援・いじめ対策推進室） **p. 128【予算額：41,832千円】**

教室以外の居場所を確保し、教室に入りづらい生徒や不登校の状況にある生徒の多様な学びを

サポートする校内フリースクール運営員の謝金等を補助し、運営を支援する。

- ・ 補助対象：市町村立学校

(20) IT・サイエンス高校教育充実事業（高校教育課） p. 99【予算額：3,382千円】

令和5年度に開校したつくばサイエンス高校（つくば市）、IT未来高校（笠間市）において、外部専門家（大学教授、研究者、技術者等）を活用した特色ある講座（本物を学ぶセミナー）を実施し、それぞれの高校における教育内容等の充実を図る。

(21) いばらき教員養成推進事業（高校教育課） p. 100【予算額：2,700千円】

優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義やワークショップ等の研修を通して次代を担う教員を育てる環境をつくる。

① いばらき輝く教師塾事業

- ・ 対象：高校生・大学生・大学院生・教員免許状を所持していて教職に興味のある方（現在講師をしている方、講師経験のある方も含む）
- ・ 教員志望の意欲を高めることと、教員として必要となる素養を高めることを目的に、実地研修やワークショップ等を実施する。

② 教職大学院との連携

- ・ 教育研修センターの指導主事、主査、参与による、教職大学院の講義・演習補助
- ・ 教職大学院生による教育研修センター講座への協力
- ・ 教職大学院での研究の成果を教育研修センター長期研修生に向け発表
- ・ 教育研修センターにおいて、長期研修生の研究成果と教職大学院生の研究成果を学び合う場の設置

(22) 生徒支援実践サポート事業（生徒支援・いじめ対策推進室） p. 126【予算額：3,226千円】

いじめ等の問題対応のために、外部の専門家によるサポートチームを高等学校等に派遣して相談・支援にあたることで問題の早期解消を図る。

① 学校サポートチームの派遣

- ・ 学校からの要請を受け、必要に応じて専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をサポートチームとして原則4回（1回あたり2時間）派遣する。

② 専門家によるいじめ防止研修会等の開催（年10回）

- ・ 高等学校等の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進する。

(23) スクールカウンセラー配置事業（生徒支援・いじめ対策推進室） p. 129【予算額：301,099千円】

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期発見、早期解消ができる教育相談体制の充実を図る。

- ・ 配置計画：全公立小・中・高等学校等
- ・ 活動内容：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリングに関する保護者・教職員への助言・指導、教育相談体制の充実

(24) スクールソーシャルワーカー派遣事業（生徒支援・いじめ対策推進室） p. 129【予算額：4,272千円】

県立高等学校等からの要請に応じて、社会福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、児童生徒がおかれた環境に働きかけ、関係機関と協力・連携して、支援体制の整備を図る。

- ・ 対象校：県立中・高・中等教育学校
- ・ 活動内容：児童生徒の状況の把握・支援、保護者・教職員への支援・助言、支援体制の整備

(25) 医療的ケア支援事業（特別支援教育課）

p.108【予算額：185,761千円】

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。

- ・ 肢体不自由特別支援学校に指導看護職員を配置：3校3人
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校に看護職員を配置：13校49人
- ・ 教員及び看護職員を対象とした研修会の実施

(26) 特別支援教育充実事業（特別支援教育課）

p.109【予算額：14,182千円】

幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援を充実するとともに、大学教授等の専門家や特別支援学校のセンター的機能の活用により、特別支援教育の充実と各教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る。

① 特別支援教育巡回相談

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。

- ・ 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等
- ・ 内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容に関する助言・援助等

② 特別支援教育巡回相談員専門研修

特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。

- ・ 対象：特別支援教育巡回相談員のうち、校長が推薦する者
- ・ 内容：事例検討研修、各校における特別支援教育巡回相談の实地研修

③ 特別支援教育専門家派遣

専門的な助言等が必要な事案について、専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。

- ・ 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・ 内容：個別的教育支援計画及び個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導助言、授業改善に係る研修会の実施等

④ 特別支援教育管理職研修会

- ・ 対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長
- ・ 内容：授業参観、研究協議等

⑤ 特別支援教育指導者専門研修会

- ・ 対象：各市町村教育委員会指導主事等、各教育事務所指導主事等
- ・ 内容：専門家による講義、研究協議等

⑥ 特別支援教育推進体制充実事業

- ・ 対象：公立幼稚園、小・中・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター
- ・ 内容：公立中学校区を単位とする特別支援教育推進グループの設置による学校間の連携・協働体制の構築、特別支援教育推進リーダー研修の実施等

⑦ ICT活用エキスパート研修

- ・ 対象：県立特別支援学校教員
- ・ 内容：講義、研究協議、事例検討等

(27) 特別支援学校就労支援充実事業（特別支援教育課）

p.111【予算額：2,299千円】

県立特別支援学校における実践研究及び地域の経済団体や企業との連携等による職業に関する教育活動の工夫・改善と卒業生職場巡回訪問の充実を通じて、就労支援の充実を図る。

- ・ 対象：県立特別支援学校
- ・ 内容：研究実践校による実践研究、職業に関する各教科等の指導力向上に資する研修会、卒業生職場巡回訪問、等

(28) 特別支援学校スクールバス運行業務委託（特別支援教育課） p. 112 【予算額：2,124,914 千円】

通学時における児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバスを運行するとともに、介助員を乗車させ、乗降時や乗車中における子どもたちの安全確保に努める。

- ・ 運行学校数、運行コース数：19 校、150 コース
- ・ 介助員複数配置コース：72 コース

(29) 運動部活動地域連携再構築事業（保健体育課） p. 117 【予算額：349,566 千円】

生涯にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動指導員の活用、地域クラブ活動の研究を行い、望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備と地域移行を含めた部活動改革の推進を図る。

- ① 運動部活動推進サポート事業
 - ・ 県立高校の運動部活動にスポーツ医科学の専門家を派遣
- ② 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業
 - ・ 公立中学校の休日の部活動を地域クラブへ移行する実証事業
- ③ 県立学校地域モデルクラブ実践事業
 - ・ 県立学校の休日の部活動を地域クラブへ移行する実践研究
- ④ 中学校部活動指導員の配置
 - ・ 公立中学校に部活動指導員を配置
- ⑤ 県立学校部活動指導員の派遣
 - ・ 県立学校に部活動指導員を派遣

(30) 学校安全総合支援事業（保健体育課） p. 124 予算額：3,257 千円】

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。

- ・ 県推進委員会の設置
- ・ モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域）
- ・ 地域をけん引する役割を担う拠点校の設定
- ・ 拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実
- ・ モデル地域内の学校間連携体制の構築
- ・ 学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言
- ・ モデル地域の取組の成果の普及

3 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

(1) 図書館魅力向上推進事業（生涯学習課） p. 46 【予算額：2,748 千円】

県民の学びや交流、様々な活動の拠点として、カフェを活用したイベントのほか、文化、交流、芸術、学問等、教養の発信基地として「知の探究セミナー」を開催する等、県立図書館のさらなる魅力向上を図る。

(2) 美術館・博物館展示事業（文化課） p. 55～ 【予算額：290,704 千円】

美術館において国内外の優れた美術作品による展覧会、博物館において自然や歴史などに関するテーマを扱った企画展等を開催する。

- ・ 近代美術館：企画展「安野先生のふしぎな学校」 外4件
- ・ 天心記念五浦美術館：企画展「水木しげるの妖怪 百鬼夜行展」 外6件
- ・ 陶芸美術館：企画展「THE HEADLINERS 2025」 外2件
- ・ 歴史館：特別展「サンリオ展ーニッポンのカワイイ文化60年史ー」 外5件
- ・ ミュージアムパーク自然博物館：企画展「恐竜とともに生きた生物たち」 外3件

(3) 歴史公文書デジタル化事業（文化課） **p. 59【予算額：99,979 千円】**

歴史館が収集・保存する歴史公文書をデジタル画像化し、ホームページ上で閲覧に供することにより、歴史公文書の十分な活用を図る。

(4) 文化財等整備費補助事業（文化課） **p. 61【予算額：53,922 千円】**

県民共有の財産である文化財について、その修理等に多額の費用が生ずる場合、費用の一部を県が補助し文化財所有者の負担を軽減することで、文化財の適切な維持管理と活用の充実を図る。

(5) 埋蔵文化財センター普及啓発事業（文化課） **p. 63【予算額：2,392 千円】**

埋蔵文化財センターいせきびあ茨城において、出土遺物を活用した公開展示、体験活動等を実施し、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

- ・ 事業内容：文化財の保存・管理、出土品の展示・公開、体験活動、出前授業、広報資料作成等

(6) 民俗文化財活性促進事業（文化課） **p. 64【予算額：25,391 千円】**

歴史的・文化的価値を有する「おまつり」への支援を行うとともに、民俗芸能などの映像を収集・公開する「いばらきの郷土民俗芸能アーカイブス」を推進するなどし、本県の民俗文化財の活性化を図り、後世に継承していく。

(7) 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（保健体育課） **p. 115【予算額：100,350 千円】**

全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。

① トップアスリート育成システムの構築

将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとし、トップアスリート育成システムの構築を図る。

② ジュニアアスリートの発掘・育成等

運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。

③ 指導者の確保・活用

国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。

(8) 県営体育施設設備整備事業（保健体育課） **p. 118【予算額：183,837 千円】**

老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。

- ・ 笠松運動公園：陸上競技場公認更新工事 外2件
- ・ 笠松運動公園、堀原運動公園、県営ライフル射撃場：建築設備法定点検

4 自分らしく輝ける社会

(1) 外国人児童生徒日本語教育支援事業（義務教育課） **p. 79【予算額：380,190 千円】**

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出するため、公立小中学校において外国人児童生徒を円滑に受け入れるための体制強化を図る。

① 日本語指導教室の開設

- ・ 日本人教員と支援員による手厚い指導
- ・ 習熟度に応じた日本語指導を毎日実施（2～3時間）

② ブラジル人学校へ支援と交流

- ・ 日本人教員と支援員による日本語指導の支援と交流
- ・ 公立小中学校との文化・スポーツ等の交流

③ 日本語支援（対面）

- ・ 日本語支援を行う支援員による日本語初期支援の実施
対象：日本語指導が必要な外国人児童生徒が多い公立学校

④ 日本語支援（オンライン）

- ・ 大学生等によるオンラインでの日本語支援
対象：日本語指導を希望する児童生徒が在籍している公立学校

⑤ 日本語支援研修

- ・ 日本語支援員養成研修の実施

⑥ 「帰国・外国人児童生徒連絡協議会」の開催

- ・ 対象：関係学校等管理職及び教員、市町村担当者、県及び市町村国際交流協会
- ・ 内容：大学教授等による講義、行政説明、関係機関との協議

（２）高等学校外国人生徒支援事業（高校教育課）

p. 98【予算額：45,711千円】

県立高校7校（重点校2校、支援校5校）において外国人生徒等への支援を充実し、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手を育成する。

重点校：結城第一、石下紫峰

支援校：江戸崎総合、筑波、荃崎、結城第二、坂東清風

① 言語能力に応じた学習支援

- ・ 大学と連携した日本語アセスメントテスト（DLA）の実施、個別支援計画の作成、キャリア教育の充実【重点校】
- ・ 日本語能力等に応じた習熟度別学習を実施するための非常勤講師の配置【重点校】
国数英等での取り出し授業及びティーム・ティーチング
英語が得意な生徒に対する発展的な学習
- ・ 日本語指導支援員の派遣によるきめ細かな日本語指導の実施

② 学校生活の支援体制の構築

- ・ 外国人生徒支援コーディネーターの配置により学校生活支援に関する総合調整の実施
- ・ 母国語での通訳・翻訳支援、言語スタッフや関係機関等と連携した相談体制の構築

第4 令和7年度 国委嘱・国委託事業一覧

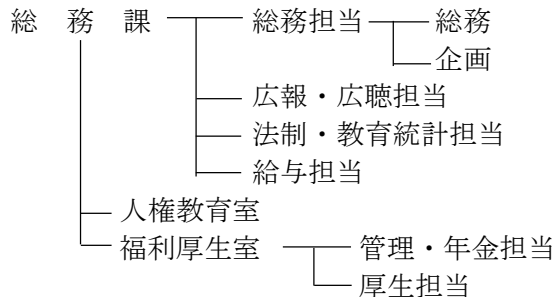
担当課	委嘱・委託の別	事業名（委嘱・委託開始年度）	委嘱・委託先
総務	委嘱	地方教育費調査（昭和24年度～）	県
	委嘱	子供の学習費調査（平成6年度～）	県
	委託	学校教員統計調査（昭和46年度～）	県
生涯学習	委嘱	高等学校卒業程度認定試験 （平成17年度～）	県
義務教育	委嘱	幼児教育の理解・発展推進事業 （平成21年度～）	県
	委託	道徳教育推進事業（平成28年度～）	県
	委託	人権教育研究推進事業 （令和7年度）	県
	（協力）	教育課程実践検証協力校事業 （令和7年度）	小美玉市立美野里中学校 筑西市立下館中学校 守谷市立守谷中学校 筑西市立小栗小学校
高校教育	委嘱	スーパーサイエンスハイスクール （令和4年度～・5か年） （令和4年度～・5か年） （令和5年度～・5か年） （令和6年度～・5か年） （令和6年度～・5か年）	県立並木中等教育学校 県立日立第一高校・附属中学校 県立水戸第二高校 県立緑岡高校 県立竜ヶ崎第一高校・附属中学校
	委託	WWL（ワールド・ワイド・ラーニング） コンソーシアム構築支援事業 （令和6年度～・3か年）	県立勝田中等教育学校（拠点校）、勝田中等以外の県立中高一貫校12校（連携校）
	（協力）	教育課程実践検証協力校事業 （令和7年度～）	県立守谷高等学校 県立竹園高等学校
保健体育	委託	学校安全教室推進事業 （平成15年度～）	県
	委嘱	学校給食の衛生管理等に関する調査研究 （平成22年度～）	県
	委託	学校安全総合支援事業 （平成24年度～）	県
	委託	外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業 （平成26年度～）	県
	委託	令和の日本型学校体育構築支援事業 （令和4年度～）	県
	委託	地域スポーツクラブ活動体制整備事業 （令和5年度～）	県
	委託	食に関する健康課題対策支援事業 （令和6年度～）	県

※ 原稿作成時（令和7年4月）では、国からの委嘱・委託金額が未定のため、金額は記載しておりません。

第5 令和7年度 教育庁各課別施策の概要

総 務 課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 教育に係る重要政策及び重要事業についての企画及び調整に関すること。
- 2 総合教育会議に関すること。
- 3 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。
- 4 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 5 職員の定数に関すること。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 7 市町村立学校及び県立学校の教職員（以下「教職員」という。）の給与に関すること。
- 8 職員及び教職員の児童手当に関すること。
- 9 職員に係る損害賠償に関すること。
- 10 職員の研修に関すること。
- 11 行政考査に関すること。
- 12 事務の改善合理化に関すること。
- 13 教育委員会の会議に関すること。
- 14 秘書事務に関すること。
- 15 儀式、表彰及び褒賞に関すること。
- 16 陳情等に関すること。
- 17 教育調査統計に関すること。
- 18 教育に係る広報及び広聴に関すること。
- 19 県域テレビ放送による教育情報放送の企画及び総合調整に関すること。
- 20 教育行政に関する相談に関すること。
- 21 教育行政に係る地方分権の推進に関すること。
- 22 市町村教育委員会等に関する指導及び助言に関すること。
- 23 市町村教育行政の広域化に関すること。
- 24 公告式に関すること。
- 25 公印に関すること。
- 26 文書の管理に関すること。

- 27 教育委員会規則等の審査に関すること。
- 28 法令の解釈その他法制に関すること。
- 29 訴訟事務処理の調整に関すること。
- 30 教育に関する法人及び公益信託に関すること（芸術文化の振興を目的とする法人及び公益信託にあっては、学校教育に関するものに限る。）。
- 31 職員団体に関すること。
- 32 庁内取締りに関すること。
- 33 教育事務所に関すること。
- 34 県立専門学校に関すること。
- 35 （公財）茨城県教育財団に関すること（他課の所管に属する事業の委託等に関するものを除く。）。
- 36 庁内の連絡調整に関すること。
- （人権教育室）
- 37 人権教育に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- （福利厚生室）
- 38 職員及び教職員の福利及び厚生に関すること。
- 39 職員の保健に関すること。
- 40 職員、教職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害補償に関すること。
- 41 職員及び教職員の恩給・退職年金等に関すること。
- 42 公立学校共済組合に関すること。
- 43 一般財団法人茨城県教職員互助会に関すること。

〔施策の概要〕

1 いばらき教育プランの周知徹底及び進行管理

「いばらき教育プラン」の内容の周知徹底に努め、計画に盛り込んだ各種施策の計画的な推進を図るとともに、進行管理を適切に行い、計画の具現化に努める。

2 教育委員会の運営

教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行するため定例又は臨時の会議を開催する。

3 調査統計資料の整備と活用

文部科学省所管の各種調査、県単独の各種調査を実施し、教育施策や事業の効果的推進に資する基礎資料の整備を図るとともに、これらの調査結果をインターネット等で広く提供して、その有効活用に努める。

4 広報広聴活動の充実

県内全児童・生徒に配布する教育広報紙を核に、インターネット・マスコミ等を活用した積極的な広報活動を行い、本県教育の現状や課題と施策等の的確な周知に努める。また、相談や要望への対応を丁寧に行い、広報広聴の両輪をもって、本県の教育行政の円滑な推進に資する。

5 市町村教育委員会等に対する助言等

市町村教育委員会の主体的かつ積極的な行政施策の展開を促進するため、必要な助言等を行うとともに、各種研修等を実施する。

6 公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等

教育に関する公益・一般法人に対して、報告徴収、立入検査等による監督を行うとともに、公益信託の引受けの許可等を適切に行う。

7 人権教育の推進

学校教育及び社会教育を通じて、人権についての理解と認識を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を向上させ、日常生活に生かすことができる実践力や行動力を高めるための指導・助言を行う。

8 県が行う福利厚生事業（教職員の生涯生活設計）

教職員の意欲の向上と勤務能率の増進を図り、学校等における活力ある教育活動の一層の展開を図るため、各種健診のほかメンタルヘルスを含めた総合的な健康づくりの支援や生きがいのある充実した生活の実現に向けた生涯生活設計づくりの支援に努める。

9 公立学校共済組合が行う福利厚生事業

組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、法令の定めるところにより行われる医療・休業・災害等に係る短期給付事業や年金等の長期給付事業のほか、共済組合において自主的に運営できる健康の保持増進等のための福祉事業を実施する。

10 教職員互助会が行う福利厚生事業

教職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的に、現職会員とその被扶養者の医療費の給付を中心に給付事業・福祉厚生事業を実施するとともに、退職会員に対しても医療費の給付を中心とする退職医療事業を実施し、会員の生活環境の充実と安定に努める。

〔事業計画〕

1 いばらき教育プランの周知徹底及び進捗管理

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)「いばらき教育プラン」の推進	(目的) 教育基本法に基づく本県の教育振興基本計画である「いばらき教育プラン」に基づき、本県教育行政を総合的に推進する。 〈いばらき教育プラン〉 ・計画期間：令和4（2022）年度～令和7（2025）年度 ・計画内容：茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとし、同計画の「新しい人財育成」を中心に施策を実行する。 ・数値目標等：施策の進捗状況を分析・評価し、効果的な事業展開につなげるため、数値目標を設定するほか、教育分野における県民の幸福度を客観的に測定するため、数値目標とは別に、幸福度指標を設定する。	
(2) 教育に関する事務の点検及び評価	(目的) 県教育行政の効果的かつ効率的な推進に資するとともに、県民への説明責任を果たす。 (内容) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出し、公表する。 対 象：いばらき教育プランに掲げられている、県教育委員会が所管する施策で令和5年度に実施したもの 実施方法：いばらき教育プランの施策体系に基づき、それぞれの取組状況等について、点検・評価を実施（各施策の主要項目の取組内容や課題・今後の対応等の整理、主な事業の評価等）	160

2 教育委員会の運営

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教育委員会会議の開催	(目的) 教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行するため定例又は臨時の会議を開催する。 (内容) 定例教育委員会 年 12 回開催（原則毎月 25 日）	1,072
(2) 委員協議会等の実施	(目的) 様々な教育課題について、教育委員同士が話し合いをもつことにより、教育課題に対する理解を深める。 また、今後の教育施策に必要な事項及び重点的に推進していくべき事項等について、教育委員と執行部が意見交換を行うことにより、教育施策のより一層の充実を図る。	

3 調査統計資料の整備と活用

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
調査の実施	(目的) 文部科学省所管の各種調査を実施し、教育施策や事業の効果的推進に資する基礎資料の整備を図る。 (内容) ・「地方教育費調査」（R 6 会計年度） ・「子供の学習費調査」 ・「学校教員統計調査」	384

4 広報広聴活動の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 広報活動	(目的) 本県教育の推進のためには、県民の方々に本県教育の現状をよく理解し、協力していただくことが必要である。下記の媒体を通して、本県教育施策や特色ある学校活動などを幅広く P R する。 (内容) ア 広報紙の発行 ・教育広報紙「教育いばらき」（年 3 回（5、9、1 月）） 主に児童生徒の保護者へ教育活動、県施策等を紹介 340,000 部／回（A 4 版） イ ラジオ放送の利用 ・茨城放送「みんなの教育」（年 135 回/48 週） 主な教育施策や話題等をラジオを活用し紹介 毎週月・水・金曜日（祝日等を除く）午前 7 時 37 分～42 分 ウ 電子媒体の活用（公式ホームページ、SNS） ・県教育委員会公式ホームページでは、迅速かつ的確な情報提供の実施、公式 X を活用し、即時・拡散性のある情報提供の実施 エ パブリシティ ・教育長定例記者会見の実施（月 1 回程度） ・報道機関に対する記者発表や資料提供等	10,865 3,699 1,959
(2) 広聴活動	(目的) 教育行政に生かすため、県民等の意見を把握するように努める。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 普及活動	(内容) ア 教育行政に関する相談 教育行政に関する相談窓口として、県民等から寄せられる苦情、要望、意見、照会等処理 イ 陳情等の処理 県民等からの本県教育に対する陳情等の処理 (目的) 「新聞教育（N I E）」の充実と、P T A広報紙や公民館など教育関係広報事業の振興を図る。 (内容) 「茨城県教育広報・N I Eコンクール」の実施 ・募集時期 6月下旬～1月 ・審査会 2月上旬 ・表彰式 3月上旬	

5 市町村教育委員会等に対する助言等

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 市町村教育委員会等に対する助言等	(目的) 市町村教育委員会の主体的かつ積極的な行政施策の展開を促進するため、必要な助言等を行うとともに、各種研修等を実施する。 (内容) ア 研修事業の実施 市町村教育委員会連合会と連携して各種研修等を実施する。 ・市町村教育長協議会研修会 ・新任教育長及び教育委員並びに新任職員研修会 ・教育部長（事務局長）等研修会 イ 県教育委員会事務局職員の派遣 地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、指導主事等を市町村教育委員会へ派遣する。	

6 公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等	(目的) 法人の事業の適正な運営の確保等ができるよう、公益・一般法人に対し報告徴収、立入検査等による監督を行うとともに、公益信託の引受けの許可等を適切に行う。 (内容) ア 報告徴収、立入検査 公益法人認定法及び整備法等に基づき、公益・一般法人から事業報告等の定期提出書類を徴収し、認定基準等の遵守状況を確認する。 また、公益法人に対しては、公益法人認定法に基づき、事業活動や運営組織、会計等について定期的に立入検査を行う。 イ 引受けの許可等 公益信託法及び茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則に基づき、引受けの許可等を適切に行う。	

7 人権教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 人権教育の推進	(目的) 学校教育及び社会教育を通じて、人権についての理解と認識を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を向上させ、日常生活に生かすことができる実践力や行動力を高めるための指導・助言を行う。 (内容) ア 学校と家庭、地域との連携 市町村や学校が主催する人権に関する学習会に、有識者を講師として派遣し、市町村等における人権教育の推進を図る。 ・人権教育講師派遣事業 (県立学校教職員、市町村職員、教育事務所職員、学校等の保護者や地域住民等対象：5月～翌2月) ・性的マイノリティへの理解促進に関する講師派遣事業 (児童・生徒対象：5月～翌2月) イ 多様な学習機会の充実 県内の各地区において人権に関する学習会を開催し、県民の人権意識の高揚を図る。 ・人権教育地域学習会（県内2箇所で開催予定） ウ 市町村との連携 市町村教育委員会を対象に会議や訪問による協議を実施し、人権教育の推進体制の充実を図る。 ・市町村教育委員会人権教育行政主管課長等会議 ・人権教育市町村教育委員会訪問（14市町を予定） エ 資料の充実 人権教育啓発視聴覚教材の整備、保有視聴覚教材の周知を図るとともに活用を促進する。 ・保有視聴覚教材 84作品（DVD102本） ・同和教育啓発映画「三人兄妹」（YouTube配信） ・人権問題啓発映画「ホーム」（YouTube配信）	906 548 207 528

8 県が行う福利厚生事業（教職員の生涯生活設計）

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 生涯生活設計づくりの支援	(目的) 生涯生活設計づくりの意識啓発・情報提供などを行い、ライフステージに応じた生涯生活設計確立のための支援を図る。 (内容) ライフプラン講習会の開催（県単） ライフプランの必要性について教職員の理解を深め、自らのライフプラン作成に必要な基礎知識や情報を提供する。 対 象：教職員及び配偶者 開催回数：年3回	50
(2) 健康づくりの支援	(目的) 定期健康診断や人間ドックをはじめとした各種健診事業を実施するとともに、心や体の健康管理に関しての相談に応ずる体制の整備に努める。 (内容)	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	ア 定期健康診断（県単） 検査項目 〈全職員（30歳未満の会計年度任用職員を除く）〉 胸部X線、身体計測、視力、聴力、血圧、尿、問診、 腹囲、貧血、血中脂質、肝機能、血糖、心電図 〈30歳未満の会計年度任用職員〉 胸部X線、身体計測、視力、聴力（会話法でも可）、 血圧、尿、問診 〈30歳以上の希望者〉 胃部X線、大腸がん（免疫便潜血） 〈40歳の希望者〉 B型・C型肝炎検査 〈1日に4時間以上の情報機器作業を行う者等〉 情報機器作業従事者検診	4,487
	イ 特定年齢健康診断（県単） 中高年層の有所見率が高くなっていることから、生活習慣病の早期発見のため、項目の充実した健康診断を受診する機会を設け、病気の早期発見、健康維持増進を図る。 対 象：4月1日現在45歳で教育庁、県立学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員 検査項目：身体計測、呼吸器検査、循環器検査、肝機能検査、腎機能検査（尿検査）、消化器検査、超音波検査、糖尿病検査、末梢血液検査、眼科検査、聴力検査、総合診察	8,341
	ウ 生活習慣病予防検診負担金（県単） 30歳以上の希望する教職員を対象に人間ドックを実施するため、検診料の一部を負担する。 実施主体：公立学校共済組合 実施人数：17,290人	216,644
	エ メンタルヘルス対策（県単） メンタルヘルスに関する知識を深め、メンタルヘルス不調の未然防止のための適切な対処方法等を習得する。 （ア）メンタルヘルスに関する動画配信 ①対 象：公立小・中学校、県立学校及び教育庁等の管理職 開催回数：年1回 ②対 象：公立小・中学校、県立学校及び教育庁等に勤務する教職員 開催回数：年1回 （イ）メンタルヘルスガイドブック等の配付 対 象：公立学校の新任教頭、新任者	284
	オ 教育庁等職員ストレスチェック事業（県単） 労働安全衛生法に基づいて、ストレスチェックを実施し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、働きやすい職場づくりを進めることにより、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。 対象：教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員 内容：①ストレスチェックの実施 ②高ストレス者のうち、希望者を対象とした医師に	627

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	による面接指導 ③職場環境の改善を目的とした受検結果の所属所ごとの集計・分析 カ 教職員相談事業（県単） （ア）教職員ＯＢによる相談 公立小・中学校、県立学校及び教育庁等に勤務する教職員の諸問題に係る相談を実施する。 場所：教職員相談室（県庁舎 9 階） 日時：月～金（祝日を除く）午前 9 時 30 分～午後 6 時 方法：来室、電話、電子メール等 （イ）専門機関等による相談 公立小・中学校、県立学校及び教育庁等に勤務する教職員のメンタルヘルス対策として、心の問題を抱える教職員の支援を行うため、各種の相談窓口を設置する。 ①カウンセラーによる相談 場所：公益財団法人茨城カウンセリングセンター 日時：月～土（祝日等を除く）午前 9 時～午後 5 時 方法：面接（予約制、60 分） ②専門医等による相談 場所：県内の民間医療機関（14 機関） 日時：各医療機関との打合せによる 方法：面接（予約制、30 分） （ウ）弁護士による相談 公立小・中学校、県立学校及び教育庁等に勤務する教職員の職場における様々なハラスメントについて、相談できる窓口を設置する。 場所：委託先弁護士事務所 日時：弁護士との打ち合わせによる 方法：面接（予約制、30 分（上限 1 時間）） キ 長期療養職員の職場復帰支援（県単） メンタル疾患等により長期間職場を離れた職員に対し、健康相談、勤務軽減措置等を行い、円滑な職場復帰支援を図る。 対象：教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員で、1 カ月以上療養休暇を取得している者で希望する職員又は休職となった職員	2,837 423
(3) 充実した生活のための支援	（目的） 教職員等の健康の保持、増進及び元気回復を図ることにより、勤労意欲及び勤務効率の向上に資する。 （内容） 教職員等レクリエーション事業 所属所を単位として、球技などの各種レクリエーションを行う。	
(4) 安定した生活の実現	（目的） 教職員が安心して仕事に取り組めるよう、生活基盤の安定を図るための支援を行う。 （内容）	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	ア 公務災害等の補償 公務や通勤中に災害を被った教職員（県費負担）からの公務災害等認定請求について、地方公務員災害補償基金として公務災害等の認定を行う。 ・ 公務災害：公務中かつ公務と相当因果関係をもって発生したと認められる災害 ・ 通勤災害：勤務のため住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復している途上で発生した災害 イ 恩給及び退職年金等給付（県単） 恩給法及び茨城県退職年金条例に基づき、昭和 37 年 11 月 30 日以前に退職した教職員やその遺族に対して恩給や退職年金等の支給を行う。 ・ 恩 給 等：普通恩給 2 人、扶 助 料 10 人 ・ 退職年金等：退職年金 3 人、遺族年金 2 人	14,834

9 公立学校共済組合が行う福利厚生事業

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 短期給付事業	(目的) 組合員及びその被扶養者の公務によらない病気・負傷・出産・死亡・休業・災害等の事由により組合員が被る経済的負担を補てん又は軽減するための給付を行う。 (内容) ア 保健給付 組合員又はその被扶養者の病気・負傷・出産・死亡等について給付するもので、主に病気や負傷の医療に対して行われる給付。 種類：療養の給付、家族療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料 イ 休業給付 組合員が病気等により休業し給料が支給されないときに所得の喪失又は減少を補てんするために行われる給付。 種類：傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金 ウ 災害給付 組合員又はその被扶養者の水震火災その他の非常災害による死亡や住居等の損失に対して行われる給付。 種類：弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金 エ 附加給付 各共済組合の財政事情等に応じて、法定給付（保健給付・休業給付）を補うために行われる給付。 種類：一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、傷病手当金附加金	

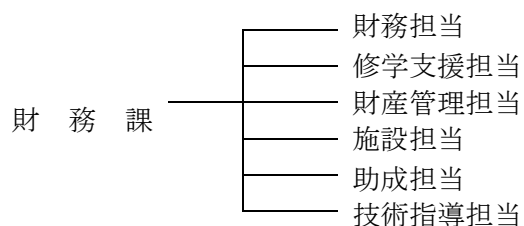
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)長期給付事業	(目的) 組合員が年金の支給開始年齢に達した場合、障害状態になった場合あるいは死亡した場合に、組合員やその遺族の生活の安定を図るため、年金等の給付を行う。 (内容) ア 老齢給付 組合員が年金の支給開始年齢に達したときに行われる給付。 種類：老齢厚生年金 イ 障害給付 組合員である間の病気又は負傷により一定程度以上の障害状態になったときに行われる給付。 種類：障害厚生年金、障害手当金 ウ 遺族給付 組合員又は組合員であった者が死亡したときにその遺族に対して行われる給付。 種類：遺族厚生年金	
(3)福祉事業	(目的) 組合員の生活の安定と福祉の向上に資することを目的に健康の保持増進、住宅資金等の貸付け及び宿泊施設の経営を行う。 (内容) ア 厚生事業 組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、元気回復のために人間ドックや芸術鑑賞などの各種事業を行う。 種類：特定健康診査、特定保健指導、人間ドック、脳ドック、配偶者人間ドック、女性のためのがん検診、リラクゼーション講座、ライフプラン講習会、メンタルヘルスケアサポート事業、メンタルヘルス講演会、水戸宿泊所利用補助（会食、おせち料理購入、宿泊、婚礼、法事・慶事）、契約施設宿泊補助、芸術鑑賞補助、インフルエンザ予防接種補助、ヘルスケアポイントに係るインセンティブ事業 イ 貸付事業 組合員等が、臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行う。 種類：一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け ウ 宿泊事業 組合員の保健、保養又は教養のための宿泊施設を経営し、教職員の福祉の向上と健康の増進を図る。 施 設 名：ホテルレイクビュー水戸 所 在 地：水戸市宮町1－6－1 宿泊定員：82人（客室43室）	

10 教職員互助会が行う福利厚生事業

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 一般事業 (現職会員)	(目的) 教職員が健康で安心して職務に専念できるよう、医療給付を中心とする給付事業、福祉厚生事業及び貸付事業を行う。 (内容) ア 給付事業 医療費、家族療養費、入院見舞金、出産費、配偶者出産費、傷病手当金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、人間ドック補給金、配偶者人間ドック、脳ドック補給金、60歳総合検診補給金、結婚祝金、就学祝金、育児支援助成、リフレッシュ助成、無給付者記念品、眼鏡等補助、新採教職員生活サポート金 イ 福祉厚生事業 観劇、ゴルフ大会、スポーツ観戦、東京ディズニーリゾート利用補助、キッザニア東京利用補助、茨城空港利用リフレッシュ助成、いばらき出会いサポートセンター入会助成、ライフプラン講習会、悠遊リゾートクラブ（会員割引事業：テーマパーク・宿泊施設・旅行会社商品・観劇・講座・スキーリフト券・キャンプ場・温泉施設・ゴルフ場） ウ 貸付事業 生活資金貸付金（100万円、200万円） ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員に対して貸付は行わない。 エ 退職医療事業 退会一時金	
(2) 退職医療事業 (退職会員)	(目的) 退職教職員の医療費の負担軽減を図るため、医療補給金を中心とする給付事業と健康保持増進・生きがいに関する福祉厚生事業を行う。 (内容) ア 給付事業 医療補給金、人間ドック補助、宿泊利用補助、長寿祝金、無給付者記念品代、弔慰金、眼鏡補助、補聴器購入補助、退会一時金 イ 福祉厚生事業 日帰り体験、日帰り旅行、観劇、ゴルフ大会、スポーツ観戦、芸術鑑賞補助、悠遊リゾートクラブ（会員割引事業：テーマパーク・宿泊施設・旅行会社商品・観劇・講座・スキーリフト券・キャンプ場・温泉施設・ゴルフ場・美術館等利用割引）	

財 務 課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 県立学校及び市町村立学校の施設整備に関すること。
- 2 県立学校に係る公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 3 教育委員会所掌の予算決算に関すること。
- 4 県立学校及び市町村立学校に係る予算の執行に関すること。
- 5 県立高等学校及び県立中等教育学校等の高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金に関すること。
- 6 公立特別支援学校の就学奨励費に関すること。
- 7 県立学校施設の設計内容審査、市町村立小中学校施設の整備に係る技術的指導・助言に関すること。

〔施策の概要〕

1 安全・安心な学校施設整備の推進

児童生徒等が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、長寿命化計画に基づく学校施設の総合的かつ計画的な改修等に取り組み、学校施設の長寿命化を図るとともに、学校施設・敷地内の安全確保等を図る。

2 高校教育改革に係る学校施設整備の推進

県立高等学校改革プランに基づき、学校改編など魅力ある学校づくりを推進するため、必要な施設・設備の整備を行う。

3 すべての子どもたちへの学習機会の確保

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等生徒に係る授業料等の教育費の負担軽減を図る。

〔事業計画〕

1 安全・安心な学校施設整備の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校施設整備の推進（県立高等学校等）	（目的） 児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づく学校施設の総合的かつ計画的な改修等に取り組み、学校施設の長寿命化を図るとともに、学校施設・敷地内の安全確保等を図る。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 学校施設整備の推進(県立特別支援学校)	(内容) ア 県立学校施設長寿命化推進事業(高等学校等)(国補)【R2～】 長寿命化計画に基づき、県立高等学校及び中高一貫教育校における予防保全等の実施により、計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。 (ア) 長寿命化改修の実施 ① 建物の損傷が軽微な早期段階から計画的に機能・性能の保持・回復を図る予防保全の実施 ② 法定点検等に基づく改修、事後保全等の実施 (イ) 低濃度PCB含有廃棄物の処分 県立学校で保管等されている低濃度PCB含有廃棄物について、計画的に法定期限(令和9年3月31日)までに処分する。	4,449,360
	イ 公共建築物点検事業(県単)【H18～】 法令で必要とされる学校施設の安全性及び機能の確保等について、点検を実施する。	194,765
	ウ 校地等整備事業(県単) 県立高等学校及び中高一貫教育校の運動場、駐車場等の不良を解消し、安全性及び機能の確保に必要な校地等の整備を行う。 ・駐車場改修(牛久栄進)、門扉改修(鹿島灘) 等	193,047
	エ 高等学校普通教室等空調管理事業(県単)【H31～】 県が普通教室等に設置したエアコンの管理を行うとともに、PTA等が普通教室等に設置しているエアコンに対する費用負担を行い適正に管理する。 ・県が普通教室等に設置したエアコンの管理(高萩 外45校) ・PTA等が普通教室等に設置しているエアコンに対する県費負担(日立第一 外61校)	294,301
	オ 高等学校特別教室空調整備事業(県単)【新規】 生徒の熱中症予防を図るとともに、快適な学習環境を維持するため、県立高等学校(中等教育学校を含む)の理科室にエアコンを整備する。 ・整備の考え方: エアコン未整備の理科室のうち、水場や火気、薬品を使用する実験授業を行う教室に整備(対象校数 82校)	651,865
	(目的) 児童生徒等が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づく学校施設の総合的かつ計画的な改修等に取り組み、学校施設の長寿命化を図るとともに、学校施設・敷地内の安全確保と機能向上を図る。 また、「県立特別支援学校教育環境整備計画(いばとくプラン)」に基づき、増築校舎を賃貸借するなど教室不足への	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	対応に取り組み、教育環境の改善を図る。 さらに、神栖市内から鹿島特別支援学校に通う児童生徒の通学に係る負担軽減を図るため、同市内に特別支援学校を新設する。 (内容) ア 県立学校施設長寿命化推進事業（特別支援学校）（国補）【R2～】 長寿命化計画に基づき、県立特別支援学校における予防保全等の実施により、計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。 また、いばとくプランに基づき、増築校舎を賃借するとともに、令和6年度に契約した境及び伊奈特別支援学校においては令和8年4月の供用開始に向けて、入札不調により契約未了の美浦特別支援学校においては令和9年4月の供用開始に向けて、教室不足を解消するため準備を進める。 (ア) 長寿命化改修の実施 ① 建物の損傷が軽微な早期段階から計画的に機能・性能の保持・回復を図る予防保全の実施 ② 法定点検等に基づく改修、事後保全等の実施 (イ) 教室不足対策 ① 鹿島・内原特別支援学校(令和4年4月供用開始)、つくば特別支援学校(令和5年4月供用開始)、結城・協和・石岡特別支援学校(令和7年4月供用開始)における増築校舎の賃借の継続 ② 境・伊奈特別支援学校における、令和8年4月の供用開始に向けた増築校舎の建設、備品の整備 ③ 美浦特別支援学校における、令和9年4月の供用開始に向けた校舎の賃借のための発注準備 イ (仮称) 神栖特別支援学校整備事業（国補）【R5～】 神栖市内から鹿島特別支援学校に通う児童生徒の通学に相当の時間を要することが課題となっていたことから、同市内に特別支援学校を新設し、児童生徒の通学に係る心身の負担を軽減するなど、教育環境の向上を図る。 ① 新設校の概要 ・通学区域：神栖市内全域、児童生徒数：約150人 ・主な施設：校舎・体育館(延床面積7,400㎡程度)、バスターミナル、運動場、圍場 等 ② 主なスケジュール ・令和5～6年度 基本設計及び実施設計 ・令和7～8年度 建築工事、外構工事、備品設置等 ・令和9年4月 開校(予定) ③ 令和7年度の主な事業内容 校舎建設工事 等 ウ 校地等整備事業（特別支援学校）（県単） 県立特別支援学校の運動場、駐車場等の不良を解消し、安全性及び機能の確保に必要な校地等の整備を行う。 ・排水整備(鹿島)、駐車場整備(つくば) 等	1,638,660 1,329,844 57,858

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 学校施設整備 の推進(市町村 立学校)	(目的) 児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資するほか、理科教育等設備の充実や学校統合に伴う児童生徒の通学支援を図る。 (内容) ア 市町村立学校施設の整備 (ア) 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進 ・学校施設の長寿命化を図る老朽化対策 ・バリアフリー化、特別支援学校の整備 ・他施設との複合化・共用化・集約化 (イ) 防災・減災、国土強靱化の推進 ・非構造部材の耐震対策等 ・避難所としての防災機能強化 ・空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等 (ウ) 脱炭素化の推進 ・学校施設のZEB化(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等) ・木材利用の促進(木造、内装木質化) イ 理科教育等設備の整備 理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助 ウ 児童生徒の通学支援 学校統合に伴う児童生徒の遠距離通学条件の緩和を図るため、スクールバス等購入費や通学費等の一部を補助	

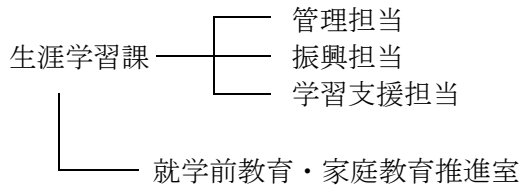
2 高校教育改革に係る学校施設整備の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
県立高等学校 改革プランに基 づく施設整備の 推進	(目的) 県立高等学校改革プランに基づき、学校改編など魅力ある学校づくりを推進するため、必要な施設・設備の整備を行う。 (内容) 県立高等学校改革プラン推進事業(県単) [H31~] (ア) 改革プランに基づく学校改編 改革プランに基づく学校改編に伴い、つくばサイエンス高校で必要となる什器等の整備を行う。 (イ) 中高一貫教育校における単位制移行への対応 中高一貫教育校における単位制移行に伴い、選択教室への空調設備新設など、必要となる施設・設備の整備を行う。	58,905

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)													
学習の機会の確保	(目的) すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等生徒に係る授業料等の教育費の負担軽減を図る。 (内容) ア 公立高等学校等就学支援金事業（国補）[H26～] 高等学校等に在学する生徒に対して、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。 <支給対象> ・「市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除額」が 304,200 円未満の世帯の生徒 <支給額> ・授業料 全日制課程 年額 118,800 円 定時制課程 単位制以外 年額 32,400 円 単位制(1 単位) 1,620 円 ・受講料 通信制課程 受講科目(1 単位) 180 円 <支給方法> ・県が国から支給された就学支援金を、受給権者の授業料債権に充当 イ 公立高等学校等奨学給付金事業（国補）[H26～] 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がある低所得世帯に対し、奨学のための給付金を支給する。 <支給要件> ・道府県民税所得割と市町村民税所得割との合算額が非課税の世帯等（特別支援学校高等部生徒を除く） ・保護者等が県内に在住 等 <支給額> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>単価（年額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>生活保護（生業扶助）受給世帯</td><td>全日・定時制： 32,300 円 通 信 制： 32,300 円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">非課税世帯</td><td>② 兄弟姉妹が高等学校等の通信制に在籍する世帯(①を除く)</td><td>全日・定時制：143,700 円 通信制・専攻科：50,500 円</td></tr> <tr> <td>③ 第 1 子の高校生等が在籍する世帯(①、②を除く)</td><td>全日・定時制：131,500 円 通信制・専攻科：50,500 円</td></tr> <tr> <td>④ 15 歳以上 23 歳未満の被扶養者がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯(①～③を除く)</td><td>全日・定時制：143,700 円 通信制・専攻科：50,500 円</td></tr> </tbody> </table>	区 分		単価（年額）	①	生活保護（生業扶助）受給世帯	全日・定時制： 32,300 円 通 信 制： 32,300 円	非課税世帯	② 兄弟姉妹が高等学校等の通信制に在籍する世帯(①を除く)	全日・定時制：143,700 円 通信制・専攻科：50,500 円	③ 第 1 子の高校生等が在籍する世帯(①、②を除く)	全日・定時制：131,500 円 通信制・専攻科：50,500 円	④ 15 歳以上 23 歳未満の被扶養者がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯(①～③を除く)	全日・定時制：143,700 円 通信制・専攻科：50,500 円	4,549,761 621,670
区 分		単価（年額）													
①	生活保護（生業扶助）受給世帯	全日・定時制： 32,300 円 通 信 制： 32,300 円													
非課税世帯	② 兄弟姉妹が高等学校等の通信制に在籍する世帯(①を除く)	全日・定時制：143,700 円 通信制・専攻科：50,500 円													
	③ 第 1 子の高校生等が在籍する世帯(①、②を除く)	全日・定時制：131,500 円 通信制・専攻科：50,500 円													
	④ 15 歳以上 23 歳未満の被扶養者がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯(①～③を除く)	全日・定時制：143,700 円 通信制・専攻科：50,500 円													

生涯学習課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 生涯学習の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 青少年教育、成人教育その他社会教育に関すること。
- 3 社会教育を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- 4 公民館、図書館その他社会教育施設に関すること。
- 5 視聴覚教育に関すること。
- 6 いばらき教育の日に関すること。
- 7 社会教育関係団体に関すること。
- 8 県立図書館に関すること。
- 9 県水戸生涯学習センター、県県北生涯学習センター、県鹿行生涯学習センター、県県南生涯学習センター、県県西生涯学習センターに関すること。
- 10 県立中央青年の家、県立さしま少年自然の家に関すること。
- 11 就学前教育の推進に関すること（義務教育課の所管に係るものを除く。）。
- 12 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関すること。
- 13 家庭教育の支援に関すること。

〔施策の概要〕

1 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するため家庭、地域、学校等が連携し、様々な体験活動の場や、子どもが読書に親しむ機会等の充実を図る。

2 新しい時代に求められる能力の育成

子どもたちが、自ら課題を見つけ、その解決に向けた取組を支援するとともに、高い創造意欲を持ちリスクに対しても積極的に挑戦できるアントレプレナーシップの育成を図る。

3 地域力を高める人財育成

子どもたちが郷土や伝統、文化等を学ぶことで、郷土愛の醸成を図るとともに、県民のボランティア活動を活性化、地域に愛着を持ち、地域で活躍する人財を育成する。

4 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

教育の主体である学校・家庭・地域等が連携して教育力を高め、社会全体で子どもたちの自主性・自立性を育む取組を推進する。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図るとともに、家庭教育に関する学びの機会や情報の提供に努め、学校・家庭・地域が連携した支援体制の構築を図ることで、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進に努める。

5 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

生涯学習社会の実現を図るため、生涯学習推進体制の充実や県民が求める多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、県立社会教育施設の機能・役割の充実を図る。

6 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり

人権問題に対して正しい理解と深い認識をもった地域社会のリーダーを養成するため、多様な学習機会の提供や指導資料等の作成・活用を図ることで、県民の正しい理解と一層の人権意識の啓発を推進する。

〔事業計画〕

1 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 豊かな人間性を育むための体験活動の推進	(目的) 青少年の興味・関心の多様化等に対応するため、身近な地域において、様々な生活・自然・社会体験ができる場や機会の拡充を図るとともに、子どもの野外体験活動に係る指導・支援を行う機会を提供する。 (内容) ア 未来を担う青少年育成（アクティブ・チャレンジ）事業 県立青少年教育施設の特性を生かすとともに、地域の学習資源を生かしながら、子どもたちに対して新しい発想の体験活動や自身の課題や夢に向かって挑戦できる体験活動を提供する。 イ 地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業 県立青少年教育施設の特性を生かすとともに、地理的・人的資源を最大限に活用し、施設と地域をつなぎ、地域で中核となる体験施設としての役割を担い、地域課題にも積極的に取り組む事業を展開する。 ウ 子どもいきいき自然体験フィールド100選[H13～] 子どもたちの身近な地域において、様々な自然体験活動ができる場や機会の拡大を図るために、各種体験活動の適地として選定した「子どもいきいき自然体験フィールド100選」を県教育委員会ホームページ（外部サイト「茨城の生涯学習」）に掲載する。 エ 少年団体の育成 [S43～] 顕著な活動をしている子ども会及びその育成に功労のあった団体・個人や、顕著な社会奉仕活動等をしている県内ボーイスカウトやガールスカウトを表彰し、優良少年団体の育成等を図る。 実施内容：優良少年団体表彰 オ ヤングボランティア育成事業 [H14～] (p. 39 参照)	
(2) 子どもの読書活動の推進	(目的) 子どもの自主的な読書活動の推進のため、家庭、地域、学校等が連携し、子どもが読書に親しむ機会や読書環境の整備の充実を図る。 (内容) ア いばらき子ども読書活動推進計画の推進 [H15～] いばらき子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動を支える環境の整備など、子どもの読書活動を総合的・計画的に推進する。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	イ 県立図書館資料整備費（県単） [H26～] 子どもの読書活動を推進するため、寄付金を活用し、県立図書館における児童図書等を整備する。 ウ 学校図書館への支援 県立図書館と各市町村立図書館等（市町村教育委員会）が連携し、子どもが集う魅力ある学校図書館づくりを支援する。 ・学校図書パックの貸出 ・学校図書館の環境づくりに関する支援 エ 子ども読書フェスティバルの開催 [H10～] こども読書週間（4月23日～5月12日）において、読書推進のための事業を開催する。 [期 日] 令和7年5月 [場 所] 県立図書館 [内 容] 図書修理体験、おはなし会、クイズラリー、古本フリーマーケット等	61,165 うち児童図書分 6,252

2 新しい時代に求められる能力の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成	（目的） 課題解決に向けた企画立案等を通じて、「夢」や「希望」を持ち、これからの茨城をリードする青少年を育成する。 （内容） ア IBARAKI ドリーム・パス事業（県単） [H31～] 高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力を育成する。 （ア）企画提案募集 ・高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を提案 （イ）スタートアップチャレンジ講座 ・起業家等による講演会の実施 ・企画提案書作成の講座、出張授業、個別相談会等の実施 （ウ）課題解決への挑戦 ・審査会を実施し、戦略チーム（16チーム）を選考 ・実践活動 優秀な企画案に対し、活動資金を提供し、提案内容をもとに企画を実践 大学生による実践活動のサポート ・中間報告会の開催 実践活動の進捗状況について発表及び意見交換 （エ）プレゼンテーション大会の開催 ・実践活動の成果についての発表 ・企業や行政機関等とのマッチングの実施 （オ）ステップアップチャレンジ ・最先端の研究や技術に触れる機会を提供し、継続活動を支援	19,108

3 地域力を高める人財育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 自国や郷土を正しく理解し、誇りや愛着を育てる教育の推進	(目的) 子どもたちの郷土に対する愛着心や誇りに思う気持ちを高めるため、中学2年生を対象に郷土検定を実施する。 (内容) ア いばらきっ子郷土検定事業（県単） [H25～] 中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光」「農林・水産業」等から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。 (ア) 市町村大会（各市町村・中学校で実施） 時期：令和7年11月 方法：中学校の「総合的な学習の時間」等で実施 問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題） 県問題（全県的な問題） 認定：正答数に応じて1級～3級を認定 (イ) 県大会（各市町村代表校等による対抗戦） 時期：令和8年2月 方法：市町村の代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校による対抗戦により優勝校を決定 問題：全県的な問題 (ウ) 郷土検定ドリル ・自主的な郷土学習を支援するためドリル機能をウェブサイトに掲載 ・取組状況が実績として残る積み重ね機能やランキング機能等により、学習の取組状況を個人単位で管理 (エ) 郷土検定ウェブサイト ・各市町村問題（25問）及び県問題（25問）の正答及び解説を掲載 自動採点機能及び認定証（1～3級）の授与機能	2,647
(2) 生涯学習ボランティア育成と活性化	(目的) 県民のボランティアの活動の活性化を図るため、活躍の場の開発やニーズに応じたスキルアップのための研修の機会を提供する。 (内容) ア ヤングボランティア育成事業 [H14～] 中学生及び高校生等を対象にボランティア活動についての基本的な学習の場と機会を提供し、学んだ知識・技能を地域で生かせるようにするとともに、地域におけるボランティア活動の活性化を推進する。 (ア) ヤングボランティア育成研修 対 象：中学生及び高校生等 実施内容：ボランティアの心構え、考え方等 実施箇所：各県生涯学習センター (イ) ボランティア実践研修 (ウ) 修了証書の交付	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	イ 茨城県生涯学習ボランティアセンター事業（県単） [H28～] 各生涯学習センターに「茨城県生涯学習ボランティアセンター」を設置し、各地域のボランティア活動の推進を図る。 (ア) 生涯学習ボランティアコーディネーターの配置 業務内容 ボランティアの派遣、情報収集・提供調査・分析及び登録 (イ) 各種研修会等の実施 ①ボランティア養成研修 ②ヤングボランティアを指導する成人の育成研修 ③ボランティアニーズの高い分野（ICT 支援、防災等）の研修等 ④ボランティアコーディネーター連絡協議会（県南のみ）	

4 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) いばらき教育の日・教育月間の推進	(目的) 「いばらき教育の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、「いばらき教育の日・教育月間」における県民の主体的な取組を促進する。 (内容) ア 「いばらき教育の日」推進事業（県単）[H16]～ (ア) 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催 県民の教育への興味・関心を高めるため、教育に関する基調講演及びパネルディスカッション等を開催する。 (イ) 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度（サポートカンパニー）の活用促進 教育に関する取組を実施する事業所等を登録し、職場見学や社会体験活動の受け入れ等を実施することで、学校との連携強化や企業等における教育への関心を高める取組を促進する。 (ウ) 啓発活動 ・関係機関等へ教育に関する主体的な取組を働きかけ ・取組内容についてホームページで周知	1,000
(2) 学校を核とした地域の活性化	(目的) 学校を地域づくりの核として、地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業展開を図り、地域学校協働活動を推進する。 ア 地域の教育支援体制等構築事業（国補）[H27～] 児童生徒に対して市町村が実施する土曜日等の学習活動・体験活動を支援し、地域における教育への支援体制を構築する。 ・補助率：国 1／3、県 1／3（市町村 1／3） (ア) 県推進委員会の設置及び研修会の開催 ・学識経験者等による推進委員会の設置（委員：10 名） ・市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会 (イ) 地域における学習支援・体験活動 ・平日放課後等の学習支援事業への補助（地域未来塾） ・外部人材を活用した土曜日等の各種教育プログラム・体験活動等への補助	30,594

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 就学前教育・家庭教育の推進	イ 企業連携による教育力向上推進の取組 [H26～] 県内の4つの経済団体（茨城産業会議）と連携し、学校・家庭・地域・企業・行政の5者が連携強化を図りながら、社会全体の教育力の向上を図るため、企業による学校支援や企業における家庭教育を推進する。 (ア) 企業による学校教育への支援 ・専用ウェブサイト到学校支援メニューを分野別に掲載 ・企業名・連絡先・具体的な支援内容・受け入れ可能人数等必要な情報をまとめ学校に提供 (イ) 企業における家庭教育への支援 ・企業（事業所・学校等を含む）の従業員向け家庭教育学級の開設等を支援 ・企業における家庭教育学級等の実践例や実施方法をウェブサイトに掲載 ウ 学校・家庭・地域連携支援事業 [H27～] 小・中学校において、学校・家庭・地域の連携の在り方についての実践をととした研究を行い、その成果（事例）を他校に普及するとともに活用を図ることで、学校・家庭・地域の効果的な連携体制を構築する。 ・学校への支援 ・家庭への支援 ・地域支援 (目的) 就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図るとともに、家庭教育に関する学びの機会や情報の提供による家庭教育の重要性の啓発に努め、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進を図る。 (内容) ア 就学前教育・家庭教育推進事業（県単）[H28～] 就学前教育及び家庭教育に関する取組を全県的に推進する。 (ア) 就学前教育の推進 ① 幼児教育の推進体制構築に向けた人材の育成 ・市町村幼児教育担当者研修 開催数：年3回 ・保幼小接続担当者研修 開催数：年4回 ② 市町村への個別支援 ・市町村への相談対応や情報提供 ・市町村協議会等への講師派遣 (イ) 家庭教育支援の推進 ① 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発 ・家庭教育応援ナビへの条例バナーの掲載 ② 家庭教育応援ナビによる学びの機会と情報の提供 ・子育てマンガ、子育てに役立つ動画、家庭教育支援資	1,590

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) 家庭の教育力の向上	料、子育て相談Q&A、家庭教育コラム、SNSによる情報発信 等 ③ 子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用 ・「子育てアドバイスブック ひよこ（0～5歳）」「子育てアドバイスブック クローバー（就学前～小学4年）」「家庭教育ブック つばさ（小学4年～6年）」を保健センター等での健康診断や幼児教育施設、学校で開催する家庭教育学級等で活用 ・外国語版（英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、やさしい日本語）を外国籍の保護者が参加する家庭教育学級等で活用 ④ 家庭教育を推進する人材の育成 ・家庭教育関係研修 専門研修（家庭教育学級実践研修） 開催数：年2回 ⑤ 市町村への個別支援 ・市町村への相談対応や情報提供 （目的） 家庭の教育力の向上を図るため、幼児教育施設・学校・家庭・地域が連携・協働した支援体制の構築を図ることにより、家庭の教育力向上を図る。 （内容） ア 地域で支える家庭の教育力向上事業（国補）[H29～] 子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築する。 （ア）就学前教育・家庭教育推進協議会の開催 ・就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進行管理 ・就学前教育及び家庭教育の総合的な推進方策の検討 ・開催数：年2回 （イ）家庭教育を推進する人材の育成 ① 市町村家庭教育支援担当者研修 開催数：年3回 ② 家庭教育関係研修 ・共通研修（家庭教育関係基礎研修） 開催数：年2回 ・専門研修（訪問型家庭教育支援員資質向上研修） 開催数：年2回 ・専門研修（外国籍家庭支援研修） 開催数：年3回 （ウ）家庭教育支援体制の構築 ・各市町村における子育て支援団体や子育てサークル等に対し家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録を働きかけ （エ）訪問型家庭教育支援 ・地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助	13,351

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応 ・補助率：国 1／3、県 1／3（市町村 1／3） イ 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進[H19～] （独）国立青少年教育振興機構の事業を活用し、子どもたちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図る。 ・調査研究を実施する中学校への助言 ・効果的な手法等の収集及び普及 ウ 「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用[H24～] 生活習慣や規範意識をテーマに、読み札を県民から募集して作成した「かるた」の幼児教育施設・小学校・青少年教育施設等における活用を促進することで、遊びを通して、子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識を育む。 エ 企業連携による教育力向上推進の取組 [H26～] （p. 41 参照）	

5 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 生涯学習・社会教育推進体制の充実	（目的） 様々な学習ニーズに対応するために、生涯学習推進体制の充実を図るとともに、総合的、効果的に生涯学習を推進する。 （内容） ア 生涯学習審議会（県単）[H4～] 社会教育委員会（県単）[S37～] 生涯学習、社会教育を振興する施策の推進体制等の整備のため、調査・審議を行う。 委員数：15名 委員任期：2年 開催数：年2～3回 イ 調査研究事業（県単）[H5～] 県域の生涯学習に関する現代的・地域課題について調査・研究・分析を行う。 ウ 地域連携協働事業創出事業（県単）[R3～] 教育事務所や各事業実施機関（市町村・大学・企業・ベンチャー企業・民間教育事業者等）のネットワークを構築し、連携事業や協働事業の創出を図る。 エ 社会教育関係団体補助（県単）[S55～] 社会教育の振興を図るため、各団体に対して助成を行うことで、社会教育関係団体の自主的・自発的活動を推進する。 オ 生涯学習情報提供システムの運用（県単）[H15～] 生涯学習情報をデータベース化し、生涯学習情報提供ホームページ内において検索システムにより提供する。	664 1,900

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 県民の自主的な学習と学習成果の活用促進	情報分野：講座・イベント、施設、講師、団体・グループ ・生涯学習情報提供ホームページの活用（水戸生涯学習センター） (目的) 県民の学習ニーズの多様化に応じた各種講座や地域課題に応じた学習機会を提供するとともに、その学習成果の活用促進を図る。 (内容) ア 現代的課題対策講座事業（県単）[R3～] 県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を生涯学習センター等において提供する。 実施箇所：各生涯学習センター等 講座数：8講座程度 内 容：5分類（社会・教育・福祉・環境・健康、芸術・文化・歴史、産業・技術・科学、国際関係学） イ セカンドキャリア教育事業（県単）[R3～] 中高年の早期リタイアや定年退職後のキャリア、出産・育児後の女性の社会復帰等、転職や復職、起業に関する講座等を開設し、キャリア探しのために様々な職業に対する関心を高める機会や第二の人生における職業を考える機会を提供する。 実施箇所：各生涯学習センター等 講座数：3講座程度 ウ 課題解決チャレンジ事業（県単）[R3～] 各地域や市町村の抱える様々な現代的・地域課題について、その解決に向けて必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等の具体的取組を行い、モデルとなる実践的な活動にチャレンジする。 エ 地域の核となる人材・団体育成事業(県単)[H26～] 現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し、様々な場所で活動できる地域の核となる人材及び団体の育成を図る。 オ 茨城県弘道館アカデミー 県民の学習活動を奨励・支援するため、県・市町村・高等教育機関及び民間教育事業者とのネットワーク化を図り、学習機会の情報を総合的に提供するとともに、学習成果の評価・活用を推進する。 カ 生涯学習に関する相談 来所、電話、メール等による学習相談の実施 設置箇所：各県生涯学習センター 相談日：休所日（原則月曜日）以外 9:00～21:00	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
(3)生涯学習・社会教育を担う人材の育成	(目的) 生涯学習を推進する人材を育成するため、社会教育主事や市町村職員等を対象にした研修機会の充実を図る。 (内容) ア 社会教育主事の養成等 (ア) 社会教育主事講習（国事業） 実施主体：国 実施箇所：①国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（年2回、各約20日） ②宇都宮大学（7月～8月） (イ) 社会教育主事の配置 [S49～] ① 社会教育主事の配置 県教育委員会、教育事務所、県立社会教育施設 ② 市町村配置社会教育主事の設置促進 イ 生涯学習・社会教育研究協議会 [H2～] 生涯学習・社会教育担当職員等の資質向上を図る。 対 象：市町村生涯学習・社会教育担当職員、国及び県社会教育施設職員、教員籍社会教育主事等 開 催 数：3回 参加人数：100人 ウ 公民館・市民センター等職員研修 [H2～] 市町村公民館等関係職員の資質の向上を図る。 対 象：市町村の公民館、市民センター等職員 開 催 数：1回 参加人数：60人 エ 社会教育委員研修 [H11～] 社会教育委員の資質の向上を図る。 対 象：市町村社会教育委員 開 催 数：2回 参加人数：350人 オ 図書館等職員研修 [H7～] 図書館利用者へのサービス向上のため、図書館職員等の資質向上を図る。 対 象：市町村立図書館、公民館、大学図書館等職員 実施期間：4月～2月 実施内容：公立図書館長研修会、初任者研修会、ステップアップ研修会、児童サービス研修会、図書修理研修会等	
(4) 県民の読書活動の推進	(目的) 県民のニーズにあった質の高い効率的なサービスを提供し、市町村立図書館等への支援充実を図るとともに、地域に密着した学習情報や実生活に密着した新たな課題解決のための情報提供に努める。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(5)図書館の充実	(内容) ア 読書推進活動の充実 読書週間（10月27日～11月9日）等において、読書推進のための事業を開催し、県民の読書意欲の高揚を図る。 県内読書グループとの連携・交流を密にするとともに、各地域における読書グループの育成・活性化に努める。 ・いばらき読書フェスティバル 2025 〔期 日〕 令和7年11月 県立図書館 〔内 容〕 講演会、読書感想文受賞者、読書団体・個人等への感謝状等の表彰、おはなし会等 イ 読み聞かせ推進事業 茨城県読書をすすめる県民のつどいや読み聞かせコンクール等の実施を通して、読み聞かせ活動を広く県民に普及する。 ウ 図書館魅力向上推進事業（県単）〔H31～〕 県民の学びや交流、様々な活動の拠点として、カフェを活用したイベントのほか、文化、交流、芸術、学問等、教養の発信基地として「知の探究セミナー」を開催する等、県立図書館のさらなる魅力向上を図る。	2,748
	(目的) 県民の読書活動や自主的な学習・調査活動を支援するため、県立図書館のサービス向上に努めるとともに、市町村立図書館の支援に努める。 (内容) ア 県立図書館 施設概要：図書館法及び本県教育の施策に基づき、社会の進展に対応した図書館資料の収集整備と利用環境の工夫・改善、資料の利用促進及び館内外サービス活動の充実・強化を図り、公共図書館並びに類縁機関と密接な連携を基本として、県民の生活の向上及び文化の発展に寄与する施設 開館年月：平成13年3月（旧館開館年：M37、S31）	266,275
	(ア) 図書資料等の充実 図書資料、逐次刊行物、視聴覚資料の充実のため、計画的な収集整備を図るとともに、利用者の求めに応じた提供ができるように努める。 (イ) 館内サービスの充実 閲覧、貸出、レファレンス等館内サービスの充実・強化に努める。 ・インターネットを活用した各種情報提供機能の充実 ・国立国会図書館データベースのオンライン利用によるレファレンスサービス、相互貸借等の充実 (ウ) 市町村支援機能の充実 ① 市町村立図書館職員等の資質向上 ・初任者向け研修会の開催 ・市町村立図書館・公民館職員向け研修等の開催	〔 61,165 うち寄付金 4,077 〕

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(6) 県生涯学習センターの充実	② 県内市町村立図書館・公民館等との連携 ・県内市町村立図書館等に対する相談業務の実施 ・県内市町村立図書館等に対する相互貸借資料及び遠隔地貸出サービス等の搬送の実施 ・県内市町村公民館等に対する団体貸出用図書等の貸出 (エ) 図書館情報ネットワークの運用 県内公共図書館等をインターネットで接続し、全ての図書館等の資料検索が可能なサービスを提供する。 (オ) インターネット予約による遠隔地貸出サービスの充実 市町村立図書館と連携して、県立図書館が所蔵する図書資料のインターネット予約による遠隔地貸出サービス「ぶっくびん」の充実を図る。 (カ) 読書推進活動の充実 (p. 46 参照) (キ) 普及啓発事業の実施 図書館の施設・設備及び資料を有効活用した事業を展開し、県民への読書活動の普及を図るとともに、幼児期からの利用啓発を促進する。 ・[視聴覚ホール・閲覧室] - 講演会、ライブラリーシアター、子育て支援事業 等 ・[おはなししつ] - 児童サービスボランティアによる読み聞かせ 等 ・[会議室] - 読み聞かせ研修講座、名作を楽しむ会 等 (ク) 図書館魅力向上推進事業 (p. 46 参照) (ケ) 相談業務 県立図書館と市町村立図書館並びに公民館との連携強化及び協力体制の充実を目的に、県立図書館職員が市町村立図書館等を訪問し業務相談を実施する。 ・図書館運営に関する諸問題について ・市町村立図書館の現状等の情報交換 ・学校図書館支援に係る連携協力	2,748
	(目的) 県民の学習活動を支援するため、県生涯学習センターの充実を図る。 (内容) ア 水戸生涯学習センター 施設概要：県内全域を対象とし、生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域課題を解決するための調査研究、人材や団体の育成及び市町村と大学やNPO等とのネットワークの構築を推進する中核施設 開所年月：平成5年4月（平成25年2月：三の丸庁舎に移転） (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・県域の生涯学習情報の収集・整理・提供事業 ・域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業 (ホームページの運用を含む)	92,458

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
	(イ) 現代的課題解決 ・調査研究事業 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題： 「子ども・子育て」応援プロジェクト（Ｒ６・Ｒ７） (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業（ホームページの運用を含む） 「ボランティアセンター水戸」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座 イ 県北生涯学習センター 施設概要：生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域的課題を解決するための人材や団体の育成及び市町村と大学やＮＰＯとのネットワークの構築等を推進する県北地域の生涯学習の中核施設 開所年月：平成 18 年 8 月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題： ＩＣＴ活用による地域防災（Ｒ６・Ｒ７） (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業（ホームページの運用を含む） 「ボランティアセンター県北」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座	82,958

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
	ウ 鹿行生涯学習センター 施設概要：生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域的課題を解決するための人材や団体の育成及び市町村と大学やNPOとのネットワークの構築等を推進する鹿行地域の生涯学習の中核施設 開所年月：平成9年4月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題： 地域の活動者（プレーヤー）を巻き込んだ子育て支援（R6・R7） (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業（ホームページの運用を含む） 「ボランティアセンター鹿行」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座	144,571
	エ 県南生涯学習センター 施設概要：県内全域を対象とし、市町村と大学や研究機関との連携やボランティア活動の拡大を図る連携推進機能を有する中核施設 開所年月：平成9年10月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題： 障害者の生涯学習 障害者支援（R6・R7） (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業	130,042

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(ホームページの運用を含む) 「ボランティアセンター県南」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座 オ 県西生涯学習センター 施設概要：生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域的課題を解決するための人材や団体の育成及び市町村と大学やNPOとのネットワークの構築等を推進する県西地域の生涯学習の核施設 開所年月：平成6年11月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業 (ホームページの運用を含む) ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題： 困難を抱える子ども・若者（ニート、ひきこもり、不登校）への支援（R6・R7） (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業 (ホームページの運用を含む) 「ボランティアセンター県西」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座	123,780
(7) 青少年教育施設の充実	(目的) 心身ともに健全で情操豊かな青少年の育成等を図るため、青年の家及び少年自然の家の運営の充実を推進する。 (内容) ア 中央青年の家 施設概要：共同生活訓練及び各種の研修を行い、心身ともに健全な青年の育成を図る施設 開所年月：昭和43年4月 (ア) 施設の特徴 体育館、研修室、キャンプファイヤー場、野外炊飯場、体験農場、運動広場、オリエンテーリングコース等	118,892

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(イ) 主な事業 ・未来を担う青少年育成（アクティブ・チャレンジ）事業 ・地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業 ・将来子どもと関わる職業を目指す大学生等のための野外活動実習 ・親子星座観察会 イ さしま少年自然の家 施設概要：共同生活訓練及び各種の研修を行い、心身ともに健全で情操豊かな少年の育成を図る施設 開所年月：昭和 57 年 12 月 (ア) 施設の特徴 工作館、プラネタリウム、天体観測室、プレイハウス、グランドゴルフコース、オリエンテーリングコース、キャンプファイヤー場、動物ふれあい広場、野鳥の森 等 (イ) 主な事業 ・未来を担う青少年育成（アクティブ・チャレンジ）事業 ・地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業 ・チャレンジキャンプ！ ・親子星座観察会	110,985
(8) 生涯学習施設の整備	(目的) 社会教育施設において、利用者の利便性向上や安全確保のため必要な改修工事等を実施する。 (内容) ア 施設整備費（県単）[H15～] (ア) 整備対象施設（8施設） ・県立図書館：1施設 ・県生涯学習センター：5施設 ・県立青少年教育施設：2施設 (イ) 実施工事（予定） ・鹿行生涯学習センター本館・別館空調用冷却塔更新工事 ・県立図書館地下変電設備改修工事 ・県南生涯学習センターLED照明修繕工事 外	103,521

6 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり

(1) 人権教育の推進	(目的) 人権問題について正しい理解と深い認識をもった地域社会のリーダーを養成するための学習機会を提供する。 (内容) ア 社会教育における人権教育の推進（県単）[H9～] 研修会の実施、および人権教育啓発資料・指導資料の作成 ・活用により、人権教育推進の指導的役割を果たす人材を育成することを目的とする。 (ア) 人権教育指導者中央研修会 対 象：市町村教育委員会職員、社会教育関係職員等	711
-------------	--	-----

	(イ) 人権教育指導者地区別研修会 実施箇所：県内 2 地区 対 象：市町村教育委員会職員、社会教育関係職員等 (ウ) 人権教育啓発資料の作成 人権教育の啓発資料を作成・配布し、その活用を促すことにより、人権教育の一層の推進を図る。 配布対象：市町村教育委員会、公民館、 県立社会教育関係施設、小中学校等 作成部数：32,000 部 (エ) 社会教育における人権教育推進体制の充実 人権尊重の教育を基盤とし、各種の学習機会を通して人権問題に対する理解を深めるとともに、地域の実情等に即した人権教育を効果的に推進する。	
--	---	--

文化課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 芸術文化に関すること（学校教育に関するものに限る。）。
- 2 文化財に関すること。
- 3 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- 4 博物館に関すること。
- 5 県近代美術館に関すること。
- 6 県陶芸美術館に関すること。
- 7 県立歴史館に関すること。
- 8 県自然博物館に関すること。
- 9 埋蔵文化財センターに関すること。

〔施策の概要〕

1 幼い頃から文化芸術を鑑賞、体験する環境づくり

幼い頃から文化芸術に親しみ身近に感じることができるよう、県立美術館・博物館では子どもたちも楽しめる展示やイベントなどを充実させるとともに、市町村等と連携して文化芸術を鑑賞・体験できる取組を推進する。また、地域の伝統文化を継承し発展させるために、幼い頃から伝統文化を体験する取組を推進する。

2 学校教育における文化芸術活動の充実

児童生徒が、優れた文化芸術に触れ、感性や創造性、豊かな心を育むことで、将来、文化芸術の分野のみならず、様々な分野で活躍できるよう、学校において舞台芸術を鑑賞したり、芸術家から指導を受けたりする機会の提供を推進する。また、学校で文化芸術体験活動の充実を図るため、文化芸術活動の指導者の支援と確保や、発表の場の提供を行う。

3 美術館・博物館を活用した文化芸術の振興

県立美術館・博物館は、文化芸術活動の拠点及び生涯学習の中核施設の一つとして、多様化する県民ニーズに応える活動を行うとともに、学校との連携強化を図り、子どもたちも楽しめる展示や普及事業にも積極的に取り組む。

4 文化財の保存と活用

県民共有の財産である文化財を適切に保護し、次世代へ継承していくため、県指定文化財の指定や、文化財の維持管理についての指導や助言、補助を行うとともに、文化財の普及・啓発と活用を図る。

5 地域に根ざした伝統文化の継承

歴史的・文化的価値を有する「おまつり」への支援や、民俗芸能などの映像の収集・公開などにより、民俗文化財についての県民の理解促進と保存意識の高揚、後継者の養成促進等を図り、本県の民俗文化財を後世に継承していく。

6 文化振興施策の総合的な推進

茨城県文化振興条例の趣旨を踏まえ、文化振興施策の総合的な推進を図るため、学校をはじめ教育団体や文化団体、市町村等とが相互に連携、協力しながら、社会全体で文化の振興に取り組む。

〔事業計画〕

1 幼い頃から文化芸術を鑑賞、体験する環境づくり・学校教育における文化芸術活動の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																								
(1) 文化芸術活動を発表する機会等の充実	(目的) 学校における文化芸術活動の充実を図るため、発表の場の提供に取り組むとともに、文化芸術活動の指導者の支援・確保を図る。 (内容) ア 小中学校芸術祭・高等学校総合文化祭の開催(県単) [S41～] (ア) 小中学校芸術祭 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th><th>期日</th><th>会場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術展覧会</td><td>12月12日～12月16日</td><td>ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> </tbody> </table> (イ) 高等学校総合文化祭 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th><th>期日</th><th>会場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合開会式</td><td>10月23日</td><td>ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> <tr> <td>美術展覧会(絵画・立体造形・デザイン・映像・書道)</td><td>11月1日～11月5日</td><td>ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> <tr> <td>美術展覧会(写真)</td><td>10月28日～11月3日</td><td>つくば美術館</td></tr> <tr> <td>音楽会</td><td>10月31日 11月11日</td><td>ひたちなか市文化会館 ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> <tr> <td>演劇祭</td><td>11月15日・11月16日</td><td>小美玉市四季文化館みの〜れ</td></tr> </tbody> </table> (ウ) 全国高等学校総合文化祭への県代表校派遣 派遣期間：7月26日～7月31日 開催地：香川県 派遣種目：合唱、吹奏楽、美術・工芸、書道、写真ほか イ 学校での文化芸術体験活動協力芸術家の情報提供 [H25～] 学校で公演やワークショップなどをしていただける芸術家の情報を収集し、名簿を作成。学校や教育委員会へ教育情報ネットワークにより情報提供し、学校での文化芸術体験活動を活性化させる。 ウ 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 [R6～] 小学校、中学校等を対象に、文化庁が選定した文化芸術団体による巡回公演を行い、又は芸術家を派遣し、講話や実技披露、ワークショップ等を実施する(文化庁事業)。	部門	期日	会場	美術展覧会	12月12日～12月16日	ザ・ヒロサワ・シティ会館	部門	期日	会場	総合開会式	10月23日	ザ・ヒロサワ・シティ会館	美術展覧会(絵画・立体造形・デザイン・映像・書道)	11月1日～11月5日	ザ・ヒロサワ・シティ会館	美術展覧会(写真)	10月28日～11月3日	つくば美術館	音楽会	10月31日 11月11日	ひたちなか市文化会館 ザ・ヒロサワ・シティ会館	演劇祭	11月15日・11月16日	小美玉市四季文化館みの〜れ	7,017
部門	期日	会場																								
美術展覧会	12月12日～12月16日	ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
部門	期日	会場																								
総合開会式	10月23日	ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
美術展覧会(絵画・立体造形・デザイン・映像・書道)	11月1日～11月5日	ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
美術展覧会(写真)	10月28日～11月3日	つくば美術館																								
音楽会	10月31日 11月11日	ひたちなか市文化会館 ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
演劇祭	11月15日・11月16日	小美玉市四季文化館みの〜れ																								

2 美術館・博物館を活用した文化芸術の振興

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)近代美術館の運営	(目的) 国内外の優れた作品による展覧会を開催し、鑑賞の機会を提供するとともに、美術普及活動の充実を図る。 (内容) ア 近代美術館の展示事業（県単）【S63～】 (ア) 企画展 ①キース・ヘリング展 アートをストリートへ 2月1日～4月6日 ②アーツ・アンド・クラフツとデザイン 4月19日～6月29日 ③旅にまつわる絵とせとら 7月16日～8月31日 ④安野光雅美術館コレクション 安野先生のふしぎな学校 9月13日～11月16日 ⑤藤田嗣治 絵画と写真 2月10日～4月12日 (イ) 所蔵作品展 ①第1展示室 「日本の近代美術と茨城の作家たち」をテーマとして、季節に応じた作品を紹介する。 ②第2展示室 所蔵作品をテーマに応じて展示する。 イ 近代美術館の美術普及活動（県単）【S63～】 (ア) アートフォーラムの運営 企画展に関するコーナーや、デジタルアートを含む創作コーナー、映像・図書による情報提供等を行う、子どもも大人も楽しめる無料スペース (イ) 学校教育連携事業 教員向け美術館セミナーの開催、複製画等の貸出し、博物館実習・職場体験・インターンシップの受入れ、高校生特派員美術展覧会の開催等 (ウ) 美術講演・講座等の開催 講演会・美術講座・実技講座の開催、企画展関連ワークショップ・ギャラリートーク、家族向け対話型鑑賞プログラム、ミュージアムコンサートの開催等 (エ) 美術館情報交流ネットワーク事業 高精細デジタル映像ソフトによる所蔵品紹介、ホームページ、所蔵品検索システム、ポケット学芸員の運営、アウトリーチ事業「ハロー！ミュージアム」の実施等 (オ) 協定に基づく茨城大学との連携 教職大学員実習、夏のオープンワークショップ、美術館での大学授業の一部実施等 (カ) 教育普及アートバス事業 県内小学校を対象に、芸術作品の見方や楽しみ方を学ぶ対話型鑑賞プログラムやワークショップ等の体験活動を実施（※来館のためのバス借上げ料を茨城県近代美術館運営支援協議会が助成）	51,648 33,126

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)つくば美術館 の運営	ウ 美術資料の収集・保存（県単）【S63～】 優れた美術作品を収集するとともに、所蔵品の修復・保存等を行う。 （目的） 美術普及活動の充実を図るとともに、県民が県南・県西地域で本格的な展覧会を開催できるよう美術館として展示室の開放を行う。 （内容） ア つくば美術館の美術普及活動（県単）【H2～】 （ア）美術講演・講座等の開催 美術講演会・土曜講座・ワークショップ・ビデオ鑑賞会・クラフト講座の開催 （イ）講座室の一般開放 図録ライブラリー、創作体験コーナー等 イ 貸ギャラリー運営 県民の創造的な美術活動の支援として、展示室を貸与する。	17,616
(3)天心記念五浦 美術館の運営	（目的） 岡倉天心や五浦の作家たちを顕彰するとともに、日本画を中心とした企画展を開催する。 （内容） ア 天心記念五浦美術館の展示事業（県単）【H9～】 （ア）企画展 ①奥原晴湖と近代の南画 2月21日～4月20日 ②浮世絵展 4月26日～6月8日 ③再興第109回院展 茨城五浦展 6月21日～7月21日 ④グルメ展 7月26日～8月31日 ⑤水木しげるの妖怪 百鬼夜行展 9月12日～10月26日 ⑥パステルカラーな気分 11月1日～12月20日 ⑦生誕150年記念 木村武山展 2月11日～4月19日 （イ）岡倉天心記念室 岡倉天心の業績を遺品・書簡・写真などによって紹介するとともに、横山大観ら五浦の作家たちの作品等を展示する。 イ 天心記念五浦美術館の美術普及活動（県単）【H9～】 （ア）学校教育連携事業 教員向け美術館活用講座の開催、日本画トランク（日本画鑑賞キット）の貸出し等 （イ）美術講演・講座等の開催 美術講演会・講座・ワークショップの開催、岡倉天心記念室ガイドツアー、「来て・見て・発見！アートツアー for kids」（展覧会見学・制作体験等）の実施、映画会・ミュージアムコンサートの開催等 （ウ）美術情報提供事業 映像ギャラリー・美術情報ライブラリーの運営、講堂等でのオリジナル番組「天心のこころ」上映等	495
		43,215
		3,647

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) 陶芸美術館の運営	(エ) 茨城大学との連携 美術館実地研修（施設・展覧会見学）、所蔵資料による調査実習の実施 ウ 貸ギャラリー運営 県民の創造的な美術活動の支援として、展示室を貸与する。 エ 天心記念茨城賞（県単） [H7～] 天心記念五浦美術館の開館を記念するとともに、将来を嘱望される作家の育成と日本美術の発展に寄与することを目的として、岡倉天心ゆかりの（公財）日本美術院主催再興日本美術院展覧会（再興院展）に賞を提供する。 (ア) 受賞対象作品 院展に入選した作品のうち、「招待」作家の作品、「奨励賞」受賞作品又は「日本美術院賞」受賞作品 (イ) 受賞作品の選考 選考日：9月1日 院展初日 場 所：院展会場内 (ウ) 賞状及び副賞の授与 賞 状：天心記念茨城賞 1 点 副 賞：賞金50万円	500
	(目的) 国内外の優れた陶芸美術を鑑賞できる機会を提供するとともに、県内陶芸の芸術性の一層の向上や地域の振興に寄与する。 (内容) ア 陶芸美術館の展示事業（県単） [H12～] (ア) 企画展 ①ティーカップ・メリーゴーラウンド 2月15日～6月22日 ②THE HEADLINERS 2025 7月12日～11月30日 ③吉田璋也のデザイン（仮） 3月14日～6月21日 (イ) コレクション展・テーマ展 ①第1展示室 日本近現代陶芸史を通観できる展示を、所蔵品を中心に紹介する。 ②第2展示室 陶芸を中心として工芸部門を含め、様々なテーマを設け、特に現代動向を紹介する。	31,065
	イ 陶芸美術館の美術普及活動（県単） [H12～] (ア) 学校教育連携事業 「かさま発見！スタンプラリー」の実施、高校生茶道部交流会の開催、博物館実習・高校生インターンシップの受入れ、各種資料及びワークシートの提供、陶芸ボックス（陶芸体験教材セット）の貸出し等 (イ) 美術講演会・講座等の開催 美術講演会・シンポジウム・ワークショップの開催、ギャラリートークの実施、板谷波山旧宅・工房の映画ロケセット公開等	6,051

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(5) 歴史館の運営	(ウ) 地域連携 市・企業等職員研修の受入れ、「全国こども陶芸展inかさま」開催への協力等 ウ 貸ギャラリー運営 県民の多様な芸術活動を支援するため、県民ギャラリーを貸与する。 エ 美術資料の収集(県単) [H12～] 明治以降の優れた陶芸作品やそれらと関連のあるヨーロッパを中心とした19世紀中期以降の陶芸作品を計画的に収集するとともに、茨城県にゆかり深い作家の作品や資料の収集に努める。	4, 221
	(目的) 歴史館の管理について効果的・効率的に行うため、地方自治法の規定に基づき指定管理者に運営(H18～)させる。 運営にあたっては、国内外の博物館等の協力を得て魅力ある展覧会を開催するとともに、文書館としての機能の充実を図る。 (内容) 歴史館の管理運営(県単) [S56～] (ア) 歴史館の展示事業 a 特別展 ①雪村一常陸に生まれし遊歴の画僧ー2月15日～4月6日 ②サンリオ展ーニッポンのカワイイ文化60年史ー 7月19日～9月15日 b 企画展 ①常陸平氏ー将門・清盛につながる一族ー 4月26日～6月22日 ②出産と育児のあれこれ 10月4日～11月24日 ③博物館でツーリズム!!ー江戸時代の旅日記をたどるー 12月9日～1月25日 ④史料を集め、伝え、そして編むー東京大学史料編纂所の過去と現在ー 2月7日～3月22日 c 常設展 「茨城の歴史をさぐる」をテーマに、原始・古代から近現代までの歴史を概観できるよう展示する。 d 一橋徳川家記念室展示 国指定重要文化財を中心に一橋徳川家関係資料をテーマに合わせて展示する。 e その他 2階ギャラリー展、特設展示等 (イ) 歴史館の教育普及活動 a 特別展及び企画展での展示解説 b 歴史講座等の開催 日曜歴史館・史料取扱講座・アーカイブズ講座等の開催、大人の歴史倶楽部、こどもの歴史くらぶ、チャレンジ! 昔のあそび、歴史館コンサート、歴史館探検ツアー(バックヤードツアー)、歴史探検バスツアー、出前講座(学校、一般)	409, 879 (39, 803) (10, 181)

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	c 地域連携 歴史館まつり・歴史館いちょうまつりの開催 d 茨城大学との連携 茨城大学地域連携講座、茨城大学人文社会科学部講座、 茨城大学教職大学院教材開発実習の実施 e 博物館実習 f 職場体験 (ウ) 歴史資料の収集等 a 歴史資料の収集 文書、考古資料、民俗資料、美術工芸品等の購入・寄託及び 寄贈の受入れを積極的に進め、計画的な資料収集に努める。 県庁の行政文書、行政刊行物などのほか、マイクロフィ ルム撮影による史料の収集を行い、歴史資料として保存・ 活用にあつめる。 b 閲覧室の運営 文書・図書類の閲覧業務の充実に努め利用促進を図る。 c 史料叢書等の作成及び刊行 茨城県立歴史館史料叢書、茨城県立歴史館報等の作成及 び刊行 d 調査研究活動 史料調査、学術調査を実施する。 (エ) 施設の利用 茶室及び講堂の利用促進を図る。	(11,736)
(6) 歴史公文書の デジタル化	(目的) 歴史館が収集・保存する歴史公文書をデジタル画像化し、ホー ムページ上で閲覧に供することにより、歴史公文書の十分な活用 を図る。 (内容) 歴史公文書デジタル化事業（県単）[R6～] ・歴史公文書のデジタル画像化 ・ホームページ上での閲覧共用	99,979
(7) ミュージアム パーク自然博 物館の運営	(目的) 国内外の博物館等の協力を得て、魅力ある企画展の開催や資料 の充実を図るとともに、体験型の教育普及活動の充実に努める。 (内容) ア ミュージアムパーク自然博物館の展示事業（県単）[H6～] (ア) 企画展 ①ミュージアムパーク30年のありつたけ 11月2日～6月1日 ②恐竜とともに生きた生物たち 7月5日～9月15日 ③どんぐり展（仮） 10月11日～1月25日 ④鳥展（仮） 2月28日～6月7日 (イ) 常設展 「進化する宇宙」、「地球の生いたち」、「自然のしくみ」、 「生命のしくみ」、「人間と環境」の5つのテーマについてス トーリー性を持たせながら自然界の仕組みを紹介する。	124,973

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(8) 文化施設の整備	イ ミュージアムパーク自然博物館の教育普及活動（県単） [H6～] （ア）学校教育連携事業 学校との連携・見学相談、各種資料・ワークシートの提供、移動博物館、教育用資料の貸出し、講師派遣、博物館を活用した学習支援プログラムの作成と提供、児童生徒の職場体験・教員研修の受入れ等 （イ）生涯学習関連事業 社会教育施設・福祉施設等との連携・見学相談、自然ラボ（講座・観察会）・サンデーサイエンス、ネイチャーガイド・わくわくディスカバリー等の体験型教育、ジュニア学芸員の育成、移動博物館等	4,251
	ウ 博物館資料の収集（県単） [H6～] 動物、植物、地学分野の展示用又は研究用資料の購入による収集と、調査研究活動や寄贈資料受け入れによる収集によって博物館資料の充実を図る。	15,182
	エ 学術的調査研究活動（県単） [H6～] （ア）総合調査 茨城県の生物相やその変遷、地質などの地学的特性を把握するための資料収集と目録作りを行う。 （イ）重点研究 茨城県の自然や館活動に関する課題をテーマとした研究を各種機関等と連携して実施する。 （ウ）創造的調査研究 学芸員の専門性を生かした調査研究を行う。 （目的） 県立美術館・博物館について、各施設の長期保全計画に基づく長寿命化を推進するなど、施設設備の整備を行い、展示環境の充実等を図る。 （内容）	4,313
	文化施設整備事業費（県単） [H10～] ・対象施設：県立美術館・博物館 6 館 ・R 7 年度実施予定工事 五浦美術館：空調自動制御設備更新工事 自然博物館：電気室高圧機器改修工事	315,511

3 文化財の保存と活用

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 国・県指定文化財への補助	(目的) 国・県指定文化財の保存修理等に対して補助を行うことにより、文化財の適切な維持管理を推進するとともに、活用の充実を図る。 (内容) ア 国指定文化財等の整備 国指定文化財の保存整備、埋蔵文化財の発掘調査及び史跡の公有化などの事業に対する国庫補助の導入を促進する。 イ 文化財等整備費補助事業（県単・国補）【S36～】 (ア) 文化財整備費補助 ・対象者 : 国・県指定有形文化財等の所有者等 ・対象事業 : 国・県指定の有形文化財（建造物・美術工芸品）等の保存修理、史跡等の整備 ・R7補助件数 : 国指定 6 件（建造物・美術工芸品・史跡・名勝） 県指定 5 件（建造物・美術工芸品・天然記念物） ・補助率 : 国指定 国庫補助残の 1 / 3（非営利法人・個人） 県指定 1 / 2（非営利法人・個人） 1 / 3（地方公共団体・営利法人） (イ) 美術工芸品保存修理 本県所有の国指定重要文化財「一橋徳川家関係資料」の保存修理を行う。 ウ 国指定文化財管理費補助（国補）【S32～】 国指定文化財の防火設備の保守点検、建物の小修理等の事業に対し経費の一部を県が助成する。 ・対象者 : 国指定文化財の所有者 ・補助件数 : 11件 ・補助率 : 国 1 / 4 県 1 / 4 エ 県指定文化財管理費の補助（県単）【S53～】 県指定文化財である建造物・史跡のうち、現に所有者が居住している民家の建物については、見学者の来訪により生ずる種々の負担を軽減するため、管理費を補助する。 ・補助件数 : 建造物 8 件 史跡 2 件 計10件 ・内 容 : 報償費を定額支給	53,922 963 646
(2) 文化財の指定	(目的) 県内の価値ある文化財を県指定文化財として指定するなどし、保存を進めるとともに、積極的に公開し、その活用を図る。 (内容) ア 文化財保護審議会の開催（県単）【S50～】 県教育委員会の諮問に応じて、県文化財の指定など文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、答申する。 開催回数 : 年 4 回 委員人数 : 13名	1,686

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																																																																																										
(3)文化財の保護	<県内における文化財の指定状況（R 7. 3. 31現在）> <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="4">国 指 定</th><th rowspan="2">県指定</th><th rowspan="2">合 計</th></tr><tr><th>国宝</th><th>特別</th><th>重要</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="8">有形文化財</td><td>建 造 物</td><td></td><td></td><td>33</td><td>33</td><td>77</td><td>110</td></tr><tr><td>絵 画</td><td></td><td></td><td>7</td><td>7</td><td>83</td><td>90</td></tr><tr><td>彫 刻</td><td></td><td></td><td>15</td><td>15</td><td>164</td><td>179</td></tr><tr><td>工 芸 品</td><td>2</td><td></td><td>15</td><td>17</td><td>128</td><td>145</td></tr><tr><td>書 跡</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>34</td><td>34</td></tr><tr><td>古 文 書</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>考 古 資 料</td><td></td><td></td><td>6</td><td>6</td><td>29</td><td>35</td></tr><tr><td>歴 史 資 料</td><td></td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>10</td><td>14</td></tr><tr><td colspan="2">無 形 文 化 財</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="2">民俗文化財</td><td>有形民俗文化財</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>無形民俗文化財</td><td></td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>33</td><td>36</td></tr><tr><td rowspan="3">記念物</td><td>史 跡</td><td></td><td>3</td><td>31</td><td>34</td><td>56</td><td>90</td></tr><tr><td>名 勝</td><td></td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td></tr><tr><td>天然記念物</td><td></td><td></td><td>8</td><td>8</td><td>58</td><td>66</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>2</td><td>3</td><td>128</td><td>133</td><td>697</td><td>830</td></tr></table>	区分	種 類	国 指 定				県指定	合 計	国宝	特別	重要	計	有形文化財	建 造 物			33	33	77	110	絵 画			7	7	83	90	彫 刻			15	15	164	179	工 芸 品	2		15	17	128	145	書 跡				0	34	34	古 文 書				0	10	10	考 古 資 料			6	6	29	35	歴 史 資 料			4	4	10	14	無 形 文 化 財				1	1	4	5	民俗文化財	有形民俗文化財			1	1	6	7	無形民俗文化財			3	3	33	36	記念物	史 跡		3	31	34	56	90	名 勝			4	4	5	9	天然記念物			8	8	58	66	合 計		2	3	128	133	697	830	
	区分			種 類	国 指 定					県指定	合 計																																																																																																																	
		国宝	特別		重要	計																																																																																																																						
	有形文化財	建 造 物			33	33	77	110																																																																																																																				
		絵 画			7	7	83	90																																																																																																																				
		彫 刻			15	15	164	179																																																																																																																				
		工 芸 品	2		15	17	128	145																																																																																																																				
		書 跡				0	34	34																																																																																																																				
		古 文 書				0	10	10																																																																																																																				
		考 古 資 料			6	6	29	35																																																																																																																				
		歴 史 資 料			4	4	10	14																																																																																																																				
	無 形 文 化 財				1	1	4	5																																																																																																																				
	民俗文化財	有形民俗文化財			1	1	6	7																																																																																																																				
		無形民俗文化財			3	3	33	36																																																																																																																				
	記念物	史 跡		3	31	34	56	90																																																																																																																				
		名 勝			4	4	5	9																																																																																																																				
		天然記念物			8	8	58	66																																																																																																																				
	合 計		2	3	128	133	697	830																																																																																																																				
		イ 登録文化財への登録促進（国登録制度）【H8～】 従来の指定制度の対象とはならないが、重要度の高い文化財を積極的に国登録有形文化財等に登録し、文化財の保護と活用を促進する。 登録有形文化財（建造物）：295件 登録有形民俗文化財：2件 登録記念物（遺跡・名勝地）：3件	71																																																																																																																									
		ウ 文化財資料の作成（県単）【S29～】 「茨城の文化財」（第64集）作成																																																																																																																										
	（目的） 文化財の保護を円滑に進めるため、調査体制や普及啓発などの充実を図る。 （内容） ア 埋蔵文化財指導員の設置（県単）【S55～】 埋蔵文化財の保護・活用の充実を図るため、各教育事務所に埋蔵文化財指導員を配置し、管内市町村に対して必要な助言支援を行う。 ・配置人数：5名（各教育事務所1名）	4,980																																																																																																																										
	イ 文化財保護指導委員の設置（国補）【S51～】 国・県指定の建造物、史跡・名勝・天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地等の現状を把握し、必要な指導・助言を行うため、各教育事務所管内に文化財保護指導委員を配置して、巡視及び報告会を行い、文化財の保存・管理の充実を図る。 ・配置人数：33名（水戸7、県北5、鹿行5、県南9、県西7）	2,400																																																																																																																										

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) 埋蔵文化財センターの運営	ウ 埋蔵文化財に関する調査（国補）【S52～】 埋蔵文化財包蔵地の保護を図るため、国・県等の行う開発予定地の分布調査（現地踏査・試掘調査等）を実施し、事前協議の円滑化に努める。 （※発掘調査は公益財団法人茨城県教育財団が実施） ・分布調査予定日数：表面調査74日 試掘調査115日	17,298
	エ 市町村等に対する助言 （ア）市町村文化財専門職員の配置促進 文化財保護行政の充実を図るため、市町村訪問等を通して文化財専門職員の配置を促進する。 （イ）市町村文化財保存活用地域計画の作成促進 市町村における文化財の保護・活用のために必要な措置（調査・指定・修理・整備・公開等）を記載した文化財保存活用地域計画の作成を促進する。 （ウ）埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備 開発事業と文化財保護との調整を目的とした市町村における開発関係部局と教育委員会からなる連絡調整会議等の整備を促進する。	
	（エ）埋蔵文化財調査研修会の実施（県単）【S52～】 市町村の文化財担当職員及び教職員を対象に、埋蔵文化財の調査等に必要な基礎的知識及び技術を修得させ、発掘調査等に対応できる人材を育成する。 ・実施時期：Ⅰ期 7月28日（予定） Ⅱ期 8月上旬（予定） Ⅲ期 8月中旬（予定） Ⅳ期 8月下旬（予定）	265
	オ 文化財保存活用セミナーの開催【H12～】 県及び市町村の文化財保護行政関係者や、文化財を支える地域の団体等が集い、文化財の保存と活用について考える。 ・期 日：令和8年1月～2月頃（予定） ・開催場所：県立歴史館（予定） ・内 容：文化財の保存活用等に係る講演、実践報告及び活動発表等 ・対 象 者：県及び市町村の文化財保護行政担当者及び文化財保護審議会委員、地域の団体等	
	（目的） 埋蔵文化財の保存・管理、出土品を活用した展示・公開、体験活動等を行うことにより、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。 （内容） 埋蔵文化財センター普及啓発事業（国補）【H28～】 ア 出土品の展示・公開 発掘調査により出土した埋蔵文化財を、時代の流れに沿って展示・公開する。 イ 普及啓発・体験活動 ・わくわく体験教室 年7回 ・出前授業・体験活動 随時 ・城里町・教育財団との連携事業 年3回	2,392

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(5) 銃砲刀剣類の登録審査	(目的) 警察署に発見届の提出された等の銃砲刀剣類に対して審査を行い、美術品又は骨とう品として価値のあるものを登録し、保存を図る。 (内容) 銃砲刀剣類登録審査会の開催（県単）【S25～】 ・開催回数：年5回 ・委員人数：3名 ・調査内容：古式銃砲、刀剣類の鑑定・審査、登録証発行	499

4 地域に根ざした伝統文化の継承

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
地域に根ざした伝統文化の継承	(目的) 歴史的・文化的価値を有する「おまつり」への支援や、民俗芸能などの映像の収集・公開などにより、民俗文化財の活性化を図り、後世に継承していく。 (内容) ア 民俗文化財（おまつり）への補助（県単）【R6～】 民俗文化財としての「おまつり」への補助 ・対象：無形民俗文化財を構成要素とする「おまつり」のうち、歴史的・文化的価値、規模などにより、有識者委員会が選定する5件 ・補助額：500万円（上限）／件 イ いばらきの郷土民俗芸能アーカイブス（県単）【R3～】 県内に伝承する民俗芸能の映像の収集及び動画共有サービスを活用した公開 ・対象：国・県・市町村指定等の民俗文化財 ・期間：通年（動画共有サービスYouTube）	25, 291 100

私学振興室

〔組織〕

私学振興室

〔分掌事務〕

- 1 私立学校に関すること（幼稚園、いじめ対応に係るものを除く）

〔施策の概要〕

1 私立学校等に対する助成（幼稚園に係るものを除く）

私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化等を図るため、補助事業等を実施する。

2 私立学校の認可・指導（幼稚園、いじめ対応に係るものを除く）

私立学校及び学校法人に係る認可事務や学校運営、教育活動等に係る助言・指導を行う。

3 私立学校審議会の運営

私立学校の設置廃止、収容定員に係る学則の変更等の私立学校及び学校法人に係る法定事項等について審議を行う私立学校審議会（私立学校法第8条）を運営する。

〔事業計画〕

私立学校等に対する助成（幼稚園に係るものを除く）

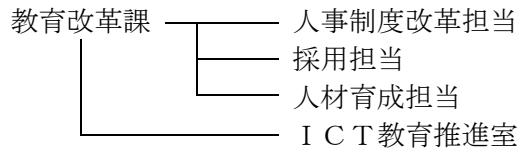
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)												
私立学校等に対する助成	(目的) 私立学校等に対する補助事業等を実施し、私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化等を図る。	10, 198, 974												
	(内容) ア 私立高等学校等経常費補助事業 私立学校の経営の健全化と教育条件の維持向上、生徒等の保護者の修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行う。													
	○補助単価（児童・生徒1人当たり）													
	<table><tr><td>全 日 制 高 等 学 校</td><td>387, 213 円</td></tr><tr><td>中等教育学校（後期課程）</td><td>387, 213 円</td></tr><tr><td>〃（前期課程）</td><td>355, 522 円</td></tr><tr><td>中 学 校</td><td>355, 522 円</td></tr><tr><td>小 学 校</td><td>353, 890 円</td></tr><tr><td>狭域通信制高等学校</td><td>83, 165 円</td></tr></table>		全 日 制 高 等 学 校	387, 213 円	中等教育学校（後期課程）	387, 213 円	〃（前期課程）	355, 522 円	中 学 校	355, 522 円	小 学 校	353, 890 円	狭域通信制高等学校	83, 165 円
全 日 制 高 等 学 校	387, 213 円													
中等教育学校（後期課程）	387, 213 円													
〃（前期課程）	355, 522 円													
中 学 校	355, 522 円													
小 学 校	353, 890 円													
狭域通信制高等学校	83, 165 円													
	授業目的公衆送信補償金制度を活用した私立学校に対して、在籍生徒数に応じた金額を加算する。													
	○補助単価（加算分）（児童・生徒1人当たり）													
	<table><tr><td>全 日 制 高 等 学 校</td><td>462 円</td></tr><tr><td>全日制高等学校（専攻科）</td><td>792 円</td></tr><tr><td>中等教育学校（後期課程）</td><td>462 円</td></tr><tr><td>〃（前期課程）</td><td>198 円</td></tr><tr><td>中 学 校</td><td>198 円</td></tr><tr><td>小 学 校</td><td>132 円</td></tr></table>	全 日 制 高 等 学 校	462 円	全日制高等学校（専攻科）	792 円	中等教育学校（後期課程）	462 円	〃（前期課程）	198 円	中 学 校	198 円	小 学 校	132 円	
全 日 制 高 等 学 校	462 円													
全日制高等学校（専攻科）	792 円													
中等教育学校（後期課程）	462 円													
〃（前期課程）	198 円													
中 学 校	198 円													
小 学 校	132 円													

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)									
	イ 私立高等学校等就学支援事業 家庭の状況に関わらず、高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、低所得世帯を中心に高等学校等就学支援金として授業料の一定額を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担の軽減を図る。 ○支給額（全日制）（単位：円/年） <table><tr><th>年収の目安</th><th>支給上限額</th><th>加算区分</th></tr><tr><td>590～910 万円未満</td><td>118,800</td><td>加算なし</td></tr><tr><td>590 万円未満</td><td>396,000</td><td>加算あり</td></tr></table>	年収の目安	支給上限額	加算区分	590～910 万円未満	118,800	加算なし	590 万円未満	396,000	加算あり	10,190,271
	年収の目安	支給上限額	加算区分								
	590～910 万円未満	118,800	加算なし								
	590 万円未満	396,000	加算あり								
	ウ 私立高等学校等授業料等減免事業 経済的理由により授業料等の納入が困難な生徒等を対象に授業料等の減免措置を行う学校法人に対して補助を行う。 (ア) 高校等入学金減免事業 （※全日制高校等の生徒が対象） <table><tr><th>年収の目安</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>350～590 万円未満</td><td>48,000 円</td></tr><tr><td>350 万円未満</td><td>96,000 円</td></tr></table>	年収の目安	補助上限額	350～590 万円未満	48,000 円	350 万円未満	96,000 円	177,944			
	年収の目安	補助上限額									
	350～590 万円未満	48,000 円									
	350 万円未満	96,000 円									
	(イ) 高校等授業料減免事業 （※高校専攻科の生徒が対象） <table><tr><th>年収の目安</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>380～590 万円未満</td><td>162,000 円</td></tr><tr><td>270～380 万円未満</td><td>213,600 円</td></tr><tr><td>270 万円未満</td><td>427,200 円</td></tr><tr><td>家計急変</td><td>427,200 円</td></tr></table>	年収の目安	補助上限額	380～590 万円未満	162,000 円	270～380 万円未満	213,600 円	270 万円未満	427,200 円	家計急変	427,200 円
	年収の目安	補助上限額									
380～590 万円未満	162,000 円										
270～380 万円未満	213,600 円										
270 万円未満	427,200 円										
家計急変	427,200 円										
(ウ) 中学校等授業料減免事業 （※小学校を含む） <table><tr><th>年収の目安</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>400 万円未満</td><td>336,000 円</td></tr><tr><td>家計急変</td><td>336,000 円</td></tr></table>	年収の目安	補助上限額	400 万円未満	336,000 円	家計急変	336,000 円					
年収の目安	補助上限額										
400 万円未満	336,000 円										
家計急変	336,000 円										
(エ) 被災児童生徒等授業料等減免事業 東日本大震災において、原子力災害被災地域で被災した小中高専各の児童生徒等を対象に授業料等を県平均額（全国平均を上回る場合は全国平均額）まで補助する。											
エ 私立高等学校等奨学給付金事業 高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。 ○支給額（単位：円/年） <table><tr><th>世帯区分</th><th>支給額</th></tr><tr><td>生活保護受給世帯 （全日制等・通信制）</td><td>52,600</td></tr><tr><td>非課税世帯 （全日制等（第1子））</td><td>152,000</td></tr><tr><td>非課税世帯 （全日制等（第2子以降））</td><td>152,000</td></tr></table> ※ 家計急変世帯については、家計急変以降の月数に応じて支給額を決定する。	世帯区分	支給額	生活保護受給世帯 （全日制等・通信制）	52,600	非課税世帯 （全日制等（第1子））	152,000	非課税世帯 （全日制等（第2子以降））	152,000	267,412		
世帯区分	支給額										
生活保護受給世帯 （全日制等・通信制）	52,600										
非課税世帯 （全日制等（第1子））	152,000										
非課税世帯 （全日制等（第2子以降））	152,000										

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																								
	オ 私立学校等退職手当等補助事業 私立学校教職員の共済長期掛金の負担軽減及び私立小中高等学校教職員等の退職基金造成の補助を行う。 <table><tr><th>区 分</th><th>補助金額</th></tr><tr><td>私立学校教職員共済組合補助</td><td>224, 192 千円</td></tr><tr><td>私立高等学校等退職手当助成金補助</td><td>199, 775 千円</td></tr></table>	区 分	補助金額	私立学校教職員共済組合補助	224, 192 千円	私立高等学校等退職手当助成金補助	199, 775 千円	423, 967																		
	区 分	補助金額																								
	私立学校教職員共済組合補助	224, 192 千円																								
	私立高等学校等退職手当助成金補助	199, 775 千円																								
	カ 専修学校経常費等補助事業	161, 648																								
	(ア) 学校法人立専修学校運営費補助 高等教育機関の一翼を担っている学校法人立専修学校に対して運営費の一部を補助することにより、教育条件の向上、経営の健全性の向上、保護者負担の軽減を図る。 ○補助単価（生徒 1 人当たり） <table><tr><td>専門・一般課程</td><td>17, 500 円</td></tr><tr><td>高等課程</td><td>75, 000 円</td></tr></table>	専門・一般課程	17, 500 円	高等課程	75, 000 円																					
	専門・一般課程	17, 500 円																								
	高等課程	75, 000 円																								
	(イ) 学校法人立インターナショナルスクール運営費補助 国際バカロレア機構から教育プログラムの認定を受けたインターナショナルスクールに対して運営費の一部を補助することにより、学校経営の健全性の向上、保護者負担の軽減等を図る。 ○補助単価（児童・生徒 1 人当たり） <table><tr><td>高等学校相当</td><td>80, 000 円</td></tr><tr><td>中学校相当</td><td>46, 000 円</td></tr><tr><td>小学校相当</td><td>44, 000 円</td></tr></table>	高等学校相当	80, 000 円	中学校相当	46, 000 円	小学校相当	44, 000 円																			
	高等学校相当	80, 000 円																								
中学校相当	46, 000 円																									
小学校相当	44, 000 円																									
キ 私立専門学校修学支援事業 県が要件確認を行った私立専門学校に対して、修学支援金として授業料及び入学金の一定額を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担の軽減を図る。 ○支給額（単位：円/年） <table><tr><th colspan="2">年収の目安</th><th>支給上限額</th></tr><tr><td rowspan="5">授 業 料</td><td>270 万円未満</td><td>590, 000</td></tr><tr><td>270～300 万円未満</td><td>393, 400</td></tr><tr><td>300～380 万円未満</td><td>196, 700</td></tr><tr><td>380～600 万円未満 ※</td><td>147, 500</td></tr><tr><td>多子世帯（所得制限なし）</td><td>590, 000</td></tr><tr><td rowspan="5">入 学 金</td><td>270 万円未満</td><td>160, 000</td></tr><tr><td>270～300 万円未満</td><td>106, 700</td></tr><tr><td>300～380 万円未満</td><td>53, 400</td></tr><tr><td>380～600 万円未満 ※</td><td>40, 000</td></tr><tr><td>多子世帯（所得制限なし）</td><td>160, 000</td></tr></table> ※ 理工農系学科が対象	年収の目安		支給上限額	授 業 料	270 万円未満	590, 000	270～300 万円未満	393, 400	300～380 万円未満	196, 700	380～600 万円未満 ※	147, 500	多子世帯（所得制限なし）	590, 000	入 学 金	270 万円未満	160, 000	270～300 万円未満	106, 700	300～380 万円未満	53, 400	380～600 万円未満 ※	40, 000	多子世帯（所得制限なし）	160, 000	900, 708
年収の目安		支給上限額																								
授 業 料	270 万円未満	590, 000																								
	270～300 万円未満	393, 400																								
	300～380 万円未満	196, 700																								
	380～600 万円未満 ※	147, 500																								
	多子世帯（所得制限なし）	590, 000																								
入 学 金	270 万円未満	160, 000																								
	270～300 万円未満	106, 700																								
	300～380 万円未満	53, 400																								
	380～600 万円未満 ※	40, 000																								
	多子世帯（所得制限なし）	160, 000																								

教育改革課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 教育改革の推進に関すること。
- 2 公立学校教職員の分限、懲戒その他の人事に関すること。
- 3 公立学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- 4 公立学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- 5 教育職員免許法認定講習に関すること。
- 6 公立学校及び私立学校教育職員の免許に関すること。
- 7 公立学校教員の選考試験に関すること
(ICT教育推進室)
- 8 教育情報ネットワークに関すること。
- 9 公立学校の情報化推進に関すること。

〔施策の概要〕

1 信頼・尊敬される教員の育成

教員選考試験志願者数の増加を図り、優れた教職員の採用・確保に努めるとともに、長期的展望に立って、「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づく各種研修を促進し、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。

また、管理職等の組織マネジメント力の強化や教員の働き方改革の推進により、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育活動を充実させる。

2 教育職員免許状の授与

教育職員免許法等の規程に基づく教育職員免許状の授与に関する事務等を適切に行うとともに、現職教職員の免許法認定講習等による教育職員免許状の取得について適切な指導・助言に努める。

3 ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり

技術革新や高度情報化など社会の変化に対応した設備の充実を図るとともに、教育の情報化等を推進するため、教育情報ネットワークを中心とした県立学校のICT環境の整備を進める。

〔事業計画〕

1 信頼・尊敬される教員の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																											
(1) 優秀な人材の育成・確保	(目的) 試験制度の適切な見直しや学校における働き方改革の推進及び教員の魅力向上により、教員志願者の増加及び優れた教職員の確保に努める。 (内容) ア 公立学校教員選考試験 教員選考試験制度を改善するとともに、志願者確保に向けたPRを積極的に行うことで、志願倍率を向上させ、優秀な教員の確保を図る。 (ア) 試験制度の見直し ・ 1次試験における「教職専門」試験を廃止 ・ 外部試験（SPI3）による選考枠の新設 ・ 大学3年生を対象とした前倒し選考を早期化（12月→5月）、対象校種を全校種に拡充 【令和8年度採用選考試験の試験内容】 <table><tr><th>選考種別</th><th>1次試験</th><th>2次試験</th></tr><tr><td>一般選考 など</td><td>専門教科 ・ 科目</td><td>・ 個人面接（全校種・職種） ・ 模擬授業 （小・中・高・養護・栄養教諭） ・ 集団活動（特別支援学校教諭） ・ 実技・口述試験 （英語や保健体育など一部教科）</td></tr><tr><td>[新設] 外部試験による選考</td><td>基礎能力 検査 （SPI3）</td><td></td></tr></table> (イ) 志願者確保の取組 ・ 選考試験のPRにエンジャパンのソーシャルインパクト採用プロジェクトを活用 ・ 県内外の大学において教員選考試験の説明会を実施 イ 優秀教職員（組織・個人）の表彰 学習指導や生徒指導等の特定の教育分野で創意あふれる指導を実践し、顕著な指導効果をあげ、他の教職員の模範となる教職員（組織・個人）を表彰し、その功績を讃えるとともに、当該優秀教職員の適切な活用を図ることにより、教職員全体の意欲の高揚及び資質の向上に努める。 また、優秀教職員のうち、特に継続的な実践で成果をあげ、他の教員の指導力向上に寄与している教員に対して「ティーチャーオブティーチャーズ」の称号を与える。 【令和6年度表彰者数・組織数】 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">ティーチャーオブ ティーチャーズ</th><th colspan="2">優秀教職員</th></tr><tr><th>組織</th><th>個人</th></tr><tr><td>幼稚園</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>小学校</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>中学校</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>高等学校(附属中・中等)</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4</td><td>2</td><td>14</td></tr></table>	選考種別	1次試験	2次試験	一般選考 など	専門教科 ・ 科目	・ 個人面接（全校種・職種） ・ 模擬授業 （小・中・高・養護・栄養教諭） ・ 集団活動（特別支援学校教諭） ・ 実技・口述試験 （英語や保健体育など一部教科）	[新設] 外部試験による選考	基礎能力 検査 （SPI3）		区 分	ティーチャーオブ ティーチャーズ	優秀教職員		組織	個人	幼稚園	1	0	1	小学校	1	0	3	中学校	1	0	2	義務教育学校	0	0	0	高等学校(附属中・中等)	1	2	5	特別支援学校	0	0	3	合 計	4	2	14	79,248
選考種別	1次試験	2次試験																																											
一般選考 など	専門教科 ・ 科目	・ 個人面接（全校種・職種） ・ 模擬授業 （小・中・高・養護・栄養教諭） ・ 集団活動（特別支援学校教諭） ・ 実技・口述試験 （英語や保健体育など一部教科）																																											
[新設] 外部試験による選考	基礎能力 検査 （SPI3）																																												
区 分	ティーチャーオブ ティーチャーズ	優秀教職員																																											
		組織	個人																																										
幼稚園	1	0	1																																										
小学校	1	0	3																																										
中学校	1	0	2																																										
義務教育学校	0	0	0																																										
高等学校(附属中・中等)	1	2	5																																										
特別支援学校	0	0	3																																										
合 計	4	2	14																																										

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 教職員のサポート体制の充実	(目的) 校務運営の効率化等の促進により、教員が子どもと向き合う時間を拡充し、教育活動の充実を図る。 (内容) ア 教員の働き方改革の推進 教職員の働き方改革をさらに推進し、より質の高い授業を実施できるよう環境を整える。 (ア) 働き方改革推進チームの設置 各教育事務所に働き方改革推進チーム(アクション会議)を設置し、施策の推進や進捗状況等を各市町村教育委員会や校長等と共有し、働き方改革を推進する。 (イ) 研修会の開催 子供たちがより良い教育環境で学ぶことができるよう、教職員の意識改革や業務改善等を推進するための研修会を開催する。 イ 教職員の能力開発支援事業(県単) [H30～] 教育課題に対応する専門性を教職員が身に付けるため、県が講習や資格取得に要する費用を一部負担し、教職員の自発的な能力開発を支援する。	4,416

2 教育職員免許状の授与

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教育職員免許状の授与	(目的) 教育職員免許法等の規程に基づく教育職員免許状の授与に関する事務等を適切に行う。 (内容) 教育職員免許状の授与、書換等 ・ 教育職員免許状(普通免許状・特別免許状・臨時免許状)の授与 ・ 教育職員免許状の書換、再交付、取上げ	12,712
(2) 教育職員免許法認定講習の開設	(目的) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に勤務する者の特別支援学校教諭免許状の取得等を目的に、教育職員免許法認定講習を開設する。 (内容) 教育職員免許法認定講習会 ・ 特別支援学校教諭免許状に関する講座 : 5講座 ・ 中学校、高等学校教諭免許状に関する講座 : 1講座 ・ 高等学校教諭免許状に関する講座 : 1講座	1,208

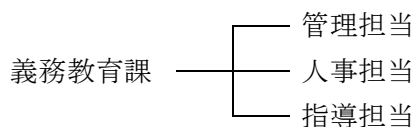
3 ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 県立高等学校等のICT環境の整備	(目的) 生徒一人ひとりの情報活用能力を高めるとともに、各教科における学習内容の理解を促進するため、情報化の進展に対応した教育用コンピュータ設備の充実を図る。 (内容) 情報教育等推進整備事業（県単） [H13～] 教科指導等において日常的に活用できるように、コンピュータ教室や普通教室等にコンピュータ等を整備する。	573,746
(2) 学校の情報化の促進	(目的) 県立学校と学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築するとともに、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用する。クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を提供する。 (内容) 教育情報ネットワーク事業（県単） [H17～] ・ ポータルシステム（公文書・教材データベース等）を提供 ・ グループウェア（メール、オンライン会議、授業支援ツール等）を提供 ・ テレワークシステム、勤怠管理システム、決裁システムを提供 ・ 県立学校の Web サイトスペースを提供 ・ 教育データを集約・可視化するダッシュボードを構築 ・ 次世代の校務支援システムの導入に向けた計画を策定（校務支援システムのパブリッククラウド化）	271,255
(3) 県立学校の情報セキュリティ対策の充実	(目的) 教職員一人ひとりの情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができるICT環境を構築することにより、教員の業務負担の軽減及び意識改革を図る。 (内容) 県立学校情報セキュリティ強化事業（県単） [H29～] ・ 統合型校務支援システムの提供 ・ 標的型不審メール攻撃対応訓練の実施 ・ 情報セキュリティ担当者研修会の開催	90,577
(4) ICT活用指導力の向上	(目的) 県立高等学校等において、生徒が1人1台端末を活用できる環境を整備するとともに、教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。 (内容) 県立学校先端技術活用教育推進事業（県単） [R2～] ・ 県立中学校及び中等教育学校前期課程の1人1台端末等整備 ・ 無線アクセスポイント等の運用保守 ・ ICT支援員の配置（県立中学校等） ・ 授業目的公衆送信補償金	191,826

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(5) 県立特別支援学校の I C T 環境整備	(目的) 県立特別支援学校の I C T 環境を整備し、児童生徒の I C T を活用する力を高め、各教科等における障害による困難さの改善や新しい方法での学びの拡大を図る。 (内容) ア 情報教育等推進整備事業（県単） [H14～] 教科指導等において日常的に活用できるように、コンピュータ教室や普通教室等にコンピュータ等を整備する。 イ 特別支援学校教育情報化推進事業（県単） [H31～] 県立特別支援学校（23 校）向けにタブレット端末や入出力支援装置を整備する。	27,480 13,132
(6) 県内公立学校における情報機器の着実な更新整備に係る補助	(目的) GIGA スクール構想により整備した情報機器の更新について、市町村分を含め国の補助制度を活用し、計画的かつ効率的な整備を実施する。 (内容) 茨城県公立学校情報機器整備補助事業（県単） [R6～] - 県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部における 1 人 1 台端末の整備に係る補助 - 補助基準額 55,000 円/台 - 予備機 15%以内 - 補助率 2/3 - 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備に係る補助 - 補助率 10/10	6,463,478

義務教育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 市町村立学校教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事（分限、懲戒、その他の人事に関する事にあつては、教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 2 市町村立学校教職員の定数に関する事。
- 3 市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 4 市町村立学校の管理の指導及び助言に関する事。
- 5 市町村立学校の適正配置に関する事。
- 6 市町村立学校の設置、廃止、名称変更等に関する事。
- 7 市町村立学校教職員に係る損害賠償に関する事（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 8 市町村立学校教職員に係る争訟事務に関する事（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 9 市町村立学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する事（教育改革課、特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 10 市町村立学校の情報化推進に関する事（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 11 市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関する事。
- 12 市町村立学校教職員の現職教育に関する事。
- 13 教科書その他教材に関する事。
- 14 市町村立学校の就学奨励費及び就学援助費に関する事。
- 15 市町村立学校に係る教育研究団体に関する事。
- 16 市町村立学校教職員の職員団体に関する事。

〔施策の概要〕

1 社会を生き抜く力の育成

学校、家庭、地域等が連携して、児童生徒が読書に親しむ機会を提供し、読書活動推進に努める。

2 就学前教育の充実

幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。

3 豊かな心を育むための道徳教育の充実

他人を思いやる心、生命を大切にすることなどの豊かな心を育むため、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実に努める。

4 地域とともにある学校づくりの推進

保護者や地域住民の意見や要望を的確に学校運営に反映させ、それぞれの地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される学校教育の実現に努める。

5 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進

児童生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。

6 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進

外国語によるコミュニケーション能力の向上、国際教育の推進及び多文化共生のための環境づくりなどに努める。

7 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の科学への興味・関心を高める取組を展開し、理数教育の充実を図る。

8 郷土教育の充実

児童生徒の郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、郷土教育の充実を図る。

9 キャリア教育、職業教育の充実

児童生徒が、社会の激しい変化や様々な課題に、柔軟に対応し、社会人・職業人として自立できるよう、一人一人の勤労観、職業観の育成に努めるとともに、ものづくり教育の充実を図る。

10 情報活用能力を育てる教育の充実

高度情報通信社会に適切に対応できるよう、情報教育の充実を図る。

11 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

児童生徒のより良い教育環境を充実させるため、市町村における小・中学校の規模の適正化と適正配置の取組を支援する。

12 信頼・尊敬される教員の育成

優れた教職員の採用・確保に努めるとともに、長期的展望に立った新規採用教員研修の充実など各種研修の推進に努め、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。

また、管理職等の組織マネジメント力の強化により教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育活動を充実させる。

13 多様性を認め合う社会づくり、男女共同参画についての教育の推進

児童生徒に対して、人権意識を身に付けさせるとともに、学校における人権教育の推進体制の整備を図る。

14 教職員の適正配置の推進

教職員の適正配置により、学校の活性化及び教職員の勤務意欲の高揚を図る。

15 教科書の採択等

教科用図書選定審議会の意見を踏まえて、採択について指導・助言・援助を行い、公正で適切な教科書の採択及び無償給与の適正事務に努める。

16 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒又は就学予定者の保護者等に対して、必要な就学援助を行った市町村を支援することにより、就学機会の確保に資する。

〔事業計画〕

1 社会を生き抜く力の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 子どもの読書活動の推進	(目的) 児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするとともに、自己を見つめ自らの生き方を考えるよう、読書活動を推進する。 (内容) みんなにすすめたい一冊の本推進事業(県単) [小 H13、中 H18～] 学校が家庭や地域の協力を得ながら、児童生徒の読書意欲を喚起し、「みんなにすすめたい一冊の本」(図書の紹介本)等を活用した読書活動を推進することで、国語力の向上と心の教育の充実を図る。(※平成 30 年度から学力向上推進プロジェクト事業の一部として実施) 【小学生対象】 ア 内容 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用した読書活動の推進 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用し、50 冊、300 冊の本を読んだ児童の表彰 イ 対象 ・小学校、特別支援学校小学部等 4～6 年生 【中学生対象】 ア 内容 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用した読書活動の推進 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用し、30 冊、150 冊の本を読んだ生徒の表彰 イ 対象 ・中学校、特別支援学校中学部等 全学年	

2 就学前教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 幼児教育の充実と小学校教育との連携及び接続	(目的) 幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。 (内容) 各種研修講座(県単) [H4～] 幼稚園等における教育の改善・充実及び教職員の資質の向上を図るため、教職経験に応じた体系的な研修の推進を図る。 (※研修講座については、p. 84 参照)	8,965

3 豊かな心を育むための道德教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 道德教育の充実	(目的) 学校の教育活動全体を通して、人間としての在り方を自覚し、よりよく生きるための基盤となる道德性を養う。 (内容) ア 道德教育推進事業(国委託) [H28～] 道德科における主体的・対話的で深い学びの実現に向け、多	1,338

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 体験活動・ボランティア活動の推進	様な指導方法や評価の在り方等に関する教員対象の研究協議会の開催等を通して、道徳科を要とした小・中学校等の道徳教育の充実を図る。 イ 中学生社会体験事業（県単）（p. 81 参照） ウ みんなにすすめたい一冊の本推進事業（県単）（p. 75 参照） （目的） 社会の仕組みや地域の人々、自然、文化等との関わりを通して、社会の一員としての自覚や規範意識を高めていくことのできる体験活動やボランティア活動の推進に努める。 （内容） 中学生社会体験事業（県単）（p. 81 参照）	2, 170 2, 170

4 地域とともにある学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) コミュニティ・スクールを核とした学校と地域の連携・協働	（目的） 育てたい子供像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向かってともに協働していく仕組みを構築する。 （内容） ア コミュニティ・スクールの導入推進 県作成「コミュニティ・スクール導入ガイドブック」を周知するとともに、文部科学省CSマイスター派遣事業を活用し市町村教育委員会に対する伴走支援を行う。 イ コミュニティ・スクールの質的向上 学校運営協議会が効果的に機能している事例や、地域学校協働活動との一体的推進が図られている事例を共有する。 ウ 学校評価の充実 自己評価及び学校関係者評価等により取組状況を振り返り、改善につなげていく。	

5 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成	（目的） 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及びそれらを活用する力を育成するため、指導方法の工夫・改善を図るとともに、補充的な学習の場を提供するなど、一人一人に応じた指導を実施する。 （内容） ア 少人数教育充実プラン推進事業（県単・国補）【H14～】 ○中学校生活充実支援事業 学力向上及びいじめ等の問題行動や不登校など、生徒指導におけるきめ細かな指導ができるよう、中学校全学年で学級編制の弾力化等を実施し、少人数学級やティーム・テ	550, 800

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(円)
	ィーチングによるきめ細かな指導を行う。 ・ 35 人超 3 学級以上：1 学級増設し担任教諭 1 名及び非常勤講師 1 名を配置 ・ 35 人超 1・2 学級：各学級に非常勤講師 1 名を配置 イ 学力向上推進プロジェクト事業（県単）【H20～】 学力調査等の結果を分析・活用して各学校の学習指導の改善を行い、児童生徒の学力向上を図る。 (ア) 学びのイノベーション推進プロジェクト ・ 本県児童生徒の学習上の課題を改善するため、「探究的な学び」における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指したモデル授業を発信し、主体的・対話的で、深い学びの視点からの授業改善を推進する実証研究校を設置し、研究授業等を実施 実証研究校 小学校：5 校（国語 1 校、社会 1 校、算数 1 校、理科 1 校、外国語 1 校） 中学校：5 校（国語 1 校、社会 1 校、数学 1 校、理科 1 校、外国語 1 校） (イ) 各市町村、各学校での取組の推進 ・ 各学校における学力向上プランの策定・実施 (ウ) 県教育委員会ホームページ等での各種情報の配信 ・ 成果の見られた取組事例の提供 (エ) 示範授業動画の作成・配信 ・ 授業改善に向けた研修のために、大学教員（元調査官）等による授業実践動画の提供 ウ 小・中学校等教育課程研究協議会（県単）【H14～】 小・中学校等における指導及び評価上の諸課題について研究協議し、各教科等の指導の改善・充実を図る。 エ いばらき遠隔教育推進事業（県単）【R2～】 高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力の向上を図る。 (ア) ライブ配信（エリア型） ・ 1 つの配信校から市町村内の複数の学校へ一斉配信 ・ 小 5、6、中 1、2 において、国語、算数・数学、英語で実施 ・ 指導教諭等が授業を配信 (イ) 動画配信 ・ 小 4 から中 3 において、国語、算数・数学、英語、理科、社会で実施 ・ 指導教諭等が動画を作成 (ウ) 高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型） ○対象 小学校 2 校、中学校 2 校 ○内容 ・ 1 つの施設から 1 つの学校へ配信 ・ プログラミングで実施	13, 395 11, 631

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成	(目的) 自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、校内研修を通して指導方法の改善・充実を図るとともに、児童生徒の興味・関心を高める教材等を作成する。 (内容) 学力向上推進プロジェクト事業（県単）（p. 77 参照）	13, 395
(3) 言語活動の充実	(目的) 教育活動全体を通じて、国語科で培った記録・要約・説明・論述などの表現力を高めるため、発達の段階に応じた指導を通して言語活動の充実に努める。 (内容) ア 学力向上推進プロジェクト事業（県単）（p. 77 参照） イ 小・中学校等教育課程研究協議会（県単）（p. 77 参照） ウ みんなにすすめたい一冊の本推進事業（県単）（p. 75 参照）	13, 395
(4) 環境教育の充実	(目的) 児童生徒の環境への理解を深め、SDGsの視点に立った環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度を育成するため、学校における環境教育の充実を図る。 (内容) インターネット等を活用し、各学校の実践事例を共有するとともに、教員の研修を充実させ、環境教育の推進に資する。	

6 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上	(目的) 国際県・茨城を担う人財を育成するため、小中高等学校それぞれの段階で児童生徒の発達段階に即した外国語によるコミュニケーション能力を育む。 (内容) ア 英語コミュニケーション能力育成事業（県単） [H11～] (ア) 英語プレゼンテーションフォーラム [R3～] 英語コミュニケーション能力を高めるため、英語プレゼンテーションフォーラムを開催する。 ・市町村大会：6、7月（中学生のみ） ・地区大会（県内5会場）：8月（中学生のみ） ・県大会：8月26日（火）（中学生、高校生） (イ) 中学校英語弁論大会（県単） [S23～] （高円宮杯全日本中学校英語弁論大会茨城県大会） 生徒が自分の考えを英語で発表する場を提供し、本県英語教育の振興を図るとともに、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会決勝予選大会に出場する代表生徒を選考する。	3, 211

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 外国人児童生徒への支援	・ 期日：9月29日（月） ・ 対象：中学校1年生～3年生 イ 中学生の英語発信力向上事業（県単）[R2～] 中学校の授業を改善し、生徒の英語4技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人材の育成を図る。 ○英語アセスメントテスト ・ 対象：全公立中学校2年生 ・ 内容：アセスメントテストを活用して、生徒の学びを可視化し、自己調整学習へ活用するとともに、指導改善報告書の作成と好事例の共有により、授業の改善を図る。	16,725
	ウ 英語教育A I 活用推進事業（国補）[R7～] 生徒の英語「書くこと」における意欲や資質・能力の向上のため、生成A I を効果的に活用した英語教育を推進することで、教師の授業改善並びに生徒の英語力の向上を図る。 （ア）モデル校での実証研究 ・ 対象：10校 4,000人（中学2年生を基本） ・ 内容：活用について研究、授業公開、成果発信 （イ）A I 英語活用リーダープログラムへの参加（国事業） ・ 対象：モデル校担当者	11,132
	エ 次世代グローバルリーダー育成事業（県単）[H30～] グローバル社会で活躍する力を備えた「人材」を育成するため、学習意欲が高い中高生を対象に、オンライン英語講座、（聞く・読む・話す・書くの4技能及び英語による小論文）や探究力育成講座、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を2年間提供する。 ・ 対象：県内在住の中学2年生から高校2年生 ・ 内容：オンライン英語講座の実施、世界の第一線で活躍する人材との交流、イングリッシュキャンプの実施、ワールド・スカラーズ・カップ、探究力育成講座等	56,712
	（目的） 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出するため、公立小中学校において外国人児童生徒を円滑に受け入れるための体制強化を図る。 （内容） 外国人児童生徒日本語教育支援事業（県単・国補）[R6～] ア 日本語指導教室の開設 ・ 日本人教員と支援員による手厚い指導 ・ 習熟度に応じた日本語指導を毎日実施（2～3時間） イ ブラジル人学校へ支援と交流 ・ 日本人教員と支援員による日本語指導の支援と交流 ・ 公立小中学校との文化・スポーツ等の交流 ウ 日本語支援（対面）	380,190

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・日本語支援を行う支援員による日本語初期支援の実施 対象：日本語指導が必要な外国人児童生徒が多い公立学校 エ 日本語支援（オンライン） ・大学生等によるオンラインでの日本語支援の実施 対象：日本語指導を希望する児童生徒が在籍している公立学校 オ 日本語支援研修 ・日本語支援員養成研修の実施 カ 帰国・外国人児童生徒連絡協議会 ・関係機関や外部専門機関との連携強化、地域の支援ネットワーク構築のための連絡協議会を開催する。 対象：関係学校等管理職及び教員、市町村担当者、県及び市町村国際交流協会 内容：大学教授等による講義、行政説明、関係機関との協議	

7 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 理数教育の充実	(目的) 将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の科学への興味・関心を高める取組を展開し、理数教育の充実を図る。 (内容) ア いばらきサイエンスキッズ育成事業（県単・国補） [R3～] 将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、理科授業の質の向上と探究的な活動の充実を図り、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上に資する。 (ア) 理科授業の質の向上 ・小学校における観察・実験実技研修会 ・学力向上推進プロジェクト事業に係る学びのイノベーション推進プロジェクト（p. 77 参照） (イ) 探究的な活動の充実 ・外部の専門家等との連携による科学研究作品展 ・科学の甲子園キッズ ・科学の甲子園ジュニア県大会 イ いばらき理科教育振興事業（県単） [H26～] 理科教育に顕著な実績を収めた市町村立小中学校6校に賞賜金を授与し、本県を牽引する特色ある取組を推進することで、理科教育の充実を図る。 ・「茨城県幡谷教育振興基金」を活用した理科教育の振興 ウ 学力向上推進プロジェクト事業（県単） [H20～]（p. 77 参照）	2, 192 6, 086 13, 395

8 郷土教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 自国や郷土を正しく理解し、誇りや愛着を育てる教育の推進	(目的) 郷土の伝統や文化、特色ある産業等のよさを実感させ、郷土に対する誇りと愛着をもたせるとともに、地域社会の一員として、それらを保護・継承しようとする態度を育てるため、郷土に関する学習の充実に努める。 (内容) ア 体験から学ぶ郷土に関する学習の充実 生活科、社会科、総合的な学習の時間を中心とした、地域教材の開発及び実践事例を共有する。 イ 中学生社会体験事業（県単） ウ 道德教育推進事業（国委託）	2, 170 1, 338

9 キャリア教育、職業教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) キャリア教育の充実	(目的) 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の推進を図る。 (内容) 中学生社会体験事業（県単） [H12～] 学校教育の一環として、中学生が地域の協力を得て、中学校3年間で複数の職場若しくは3日間以上の職場体験を通して、他人との関わりや思いやり、社会のルール等を学び、生きる力を育成する。 ・ 内容：職場体験活動、勤労生産活動、伝統工芸創作活動等 ・ 時期：おおむね5月～3月 ・ 「職場体験活動 TRIAL HANDBOOK」 データ配付	2, 170
(2) ものづくりを担う人づくりの推進	(目的) 児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高めるとともに、実践的・体験的な学習を通して、将来のいばらきを担う人財を育成する。 (内容) いばらきものづくり教育フェア開催 ・ 開催日：11月15日（土）・16日（日） ・ 会 場：県庁2階 ・ 内 容：作品コンクール、コンテスト等 ・ 対 象：中学生 (作品コンクールのみ中学生及び小学5、6年生)	

10 情報活用能力を育てる教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 情報活用能力を育てる教育の充実	(目的) I C Tを効果的に活用した、各教科等における「分かりやすい授業」を目指し、学習指導の改善に努めるとともに、児童生徒一人一人の情報活用能力の育成を図る。 (内容) ア コンピュータ等を活用した教育の推進 学校における教育用コンピュータ、ソフトウェア等を活用した教育の一層の推進を図る。 イ 情報モラル、情報セキュリティ教育の充実 各教科等の授業を通して、児童生徒の情報モラルを育成するとともに、情報セキュリティに関する知識や技能の向上を図る。	

11 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 市町村立小・中学校等の適正規模・適正配置の推進	(目的) 児童生徒のより良い教育環境を充実させる観点から、小中学校等の適正規模化を目指して新たな学校づくりに取り組む市町村を支援する。 (内容) 新しい学校づくり支援事業（県単） [H21～] 学校統合前後の円滑な学校運営やきめ細かな指導を充実するための教職員の加配及び遠距離通学対策に要する経費の補助を行う。 ・教員の加配 1 名（統合前後の 2 年間） ・遠距離通学対策事業への支援 スクールバス購入費：市町村実負担分の 1/2 補助 スクールバス運行費等：市町村実負担分の 2/3 又は 1/2 補助	800

12 信頼・尊敬される教員の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教職員の資質能力の向上	(目的) 長期的展望に立った新規採用教員研修の充実など各種研修の推進に努め、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。 また、管理職の組織マネジメント力の強化を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、教育活動を充実させる。 (内容) ア 教員研修講座等の実施 一貫性、系統性、発展性のある研修内容とし、研修講座相互の関連性を踏まえた効果的な研修体制を整備するとともに自主的研修・研究を奨励し、教員の資質・能力の向上を図る。	

事 項 名	事 業 の 概 要			予算額(千円)
	教育研修センターにおける主な研修（小・中・高・特）			
	研修・講座名			予定人数
	基本 研修	新規採用教員研修	初任者	869
			2 年次	860
			3 年次	720
		新規採用研修	養護教諭	40
			栄養教諭	4
		中堅教諭等〔前期〕 資質向上研修		827
		中堅教諭等〔後期〕 資質向上研修		650
		ベテラン教員研修		347
	専門 研修	悉皆研修	新任校長研修講座等	2,500
		推薦研修	いじめ対応研修講座等	670
			教職員マネジメント研修	139
		希望研修	道徳教育研修講座等	2,300
	特別 研修	長期研修	3 か月、6 か月	20
		指導改善研修		0
	イ 事務職員研修（市町村立学校）			
	研修・講座名			予定人数
	新採研修			24
	基礎研修（4、5 年次）			50
	新任係長研修			15
	学校事務の共同実施研修会			100
	ウ 中央研修講座等（独立行政法人教職員支援機構）			
	研修・講座名		対 象	予定人数
	N I T S コア研修（1 年コース） （2 年コース）		小・中・県立	3 1
	特定課題探究研修	働き方改革	幼・小・中・県立・	1
		生徒支援	管理職・指導主事	1
	教育行政リーダー研修		指導主事	1
	校長研修		小・中・県立	4
	副校長・教頭等研修		幼・小・中・県立・指導主事	11
	中堅教員・次世代リーダー教員研修		小・中・県立	19
	事務職員研修		事務職員	5
	学校組織マネジメント研修		小・中・県立・指導主事	5
	カリキュラムマネジメント研修		指導主事	4
	生徒指導基幹研修		小・中・県立	3
教育相談基幹研修		小・中・県立・指導主事	3	
幼児教育専門研修		幼・指導主事	2	
道徳教育推進研修		小・中・県立・指導主事	3	
人権教育推進研修		小・中・指導主事	2	
外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修		小・中・県立・指導主事	2	
小学校における外国語教育指導者養成研修		小・指導主事	3	
学校教育の情報化指導者養成研修		小・中・県立・指導主事	2	
キャリア教育指導 者養成研修	対面	小・中・県立・指導主事	未定	
	オンライン	小・中・県立・指導主事	未定	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																											
	エ 幼稚園教員等研修 <table><tr><th>研修・講座名</th><th>予定人数</th></tr><tr><td>新規採用教員研修（幼児教育）</td><td>100</td></tr><tr><td>中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）</td><td>50</td></tr><tr><td>中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）</td><td>20</td></tr><tr><td>保育技術専門研修</td><td>100</td></tr><tr><td>園長等専門研修</td><td>100</td></tr><tr><td>幼児教育教育課程研究協議会</td><td>150</td></tr></table>	研修・講座名	予定人数	新規採用教員研修（幼児教育）	100	中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）	50	中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）	20	保育技術専門研修	100	園長等専門研修	100	幼児教育教育課程研究協議会	150																																														
	研修・講座名	予定人数																																																											
	新規採用教員研修（幼児教育）	100																																																											
	中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）	50																																																											
	中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）	20																																																											
	保育技術専門研修	100																																																											
	園長等専門研修	100																																																											
	幼児教育教育課程研究協議会	150																																																											
	オ 校内研修の充実 学校の実態を踏まえ、研修内容に今日的な研究課題を設け、教員一人一人の研究意欲を高め、校内における研修の充実、推進を図る。																																																												
	カ 学校訪問指導等の実施 （ア）研究推進校等訪問 県及び文部科学省等の研究推進校、研究協力校、研究推進地域等に対し、指定された領域・分野等に係る実践研究について指導・助言を行う。 （イ）計画・要請訪問等への指導・助言 教育事務所及び県教育研修センターが実施する小中学校等の訪問指導に対する助言・指導を行う。																																																												
	キ 大学院・内地留学等の派遣 <table><tr><th rowspan="2">派 遣 先</th><th colspan="5">派 遣 人 数 （人）</th></tr><tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>義務教育学校</th><th>県立学校等</th><th>計</th></tr><tr><td>茨城大学大学院</td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>11</td></tr><tr><td>筑波大学大学院</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>鳴戸教育大学大学院</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>茨城大学特別支援教育専攻科</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>県研修センター</td><td>16</td><td>6</td><td>1</td><td>0</td><td>23</td></tr><tr><td>茨城大学</td><td>12</td><td>12</td><td>0</td><td>2</td><td>26</td></tr><tr><td>筑波大学</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>3</td><td>11</td></tr><tr><td>国立特別支援教育総合研究所</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr></table> ※大学院の２年次派遣者は除く	派 遣 先	派 遣 人 数 （人）					小学校	中学校	義務教育学校	県立学校等	計	茨城大学大学院	5	4	1	1	11	筑波大学大学院	0	1	0	0	1	鳴戸教育大学大学院	0	0	0	1	1	茨城大学特別支援教育専攻科	0	0	0	0	0	県研修センター	16	6	1	0	23	茨城大学	12	12	0	2	26	筑波大学	1	6	1	3	11	国立特別支援教育総合研究所	2	1	0	0	3	
	派 遣 先		派 遣 人 数 （人）																																																										
		小学校	中学校	義務教育学校	県立学校等	計																																																							
	茨城大学大学院	5	4	1	1	11																																																							
	筑波大学大学院	0	1	0	0	1																																																							
	鳴戸教育大学大学院	0	0	0	1	1																																																							
	茨城大学特別支援教育専攻科	0	0	0	0	0																																																							
	県研修センター	16	6	1	0	23																																																							
	茨城大学	12	12	0	2	26																																																							
	筑波大学	1	6	1	3	11																																																							
	国立特別支援教育総合研究所	2	1	0	0	3																																																							
	ク 学校と企業との交流推進事業（企業等長期社会体験研修派遣） 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員を長期間、企業等に派遣し、視野の拡大を図るとともに、対人関係能力や指導力の向上、経営管理能力の育成等を図る。 【派遣者数（予定）】 <table><tr><th>区分</th><th>教職経験</th><th>研修期間</th><th>対象</th><th>人数</th></tr><tr><td rowspan="3">教員</td><td>4年以上(46歳以下)</td><td>1 か年</td><td>特別支援学校</td><td>2</td></tr><tr><td>4年以上(46歳以下)</td><td>1 か年</td><td>高等学校</td><td>1</td></tr><tr><td>4年以上(46歳以下)</td><td>1 か年</td><td>小・中・義務教育学校</td><td>1</td></tr></table>	区分	教職経験	研修期間	対象	人数	教員	4年以上(46歳以下)	1 か年	特別支援学校	2	4年以上(46歳以下)	1 か年	高等学校	1	4年以上(46歳以下)	1 か年	小・中・義務教育学校	1																																										
区分	教職経験	研修期間	対象	人数																																																									
教員	4年以上(46歳以下)	1 か年	特別支援学校	2																																																									
	4年以上(46歳以下)	1 か年	高等学校	1																																																									
	4年以上(46歳以下)	1 か年	小・中・義務教育学校	1																																																									

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	ケ 他県との人事交流（福井県） [H23～] 福井県と小中学校教員の相互交流を行い、現地の小中学校における教育実践を研究させることにより、教員の視野を広め、意識改革と資質の向上を図る。 (ア) 派遣者 公立小・中学校教諭 1名 (イ) 受入者 福井県公立学校教諭 1名 (ウ) 派遣及び受入期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 コ 国立教育政策研究所実務研修生の派遣 [R3～] 国立教育政策研究所における教育政策に関する実務を経験することにより、教職員に必要な広い見識と高い事務処理能力の育成を図る。 (ア) 派遣者 公立小中学校 教諭 1名 (イ) 派遣期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 サ 文部科学省行政実務研修生 [R7～] 文部科学省における行政の実務を経験することにより、当該職員の視野の拡大等、人材育成を図る。 (ア) 派遣者 公立小中学校教諭 1名 (イ) 派遣期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 シ 司書教諭の養成 教員が司書教諭講習を受講する機会を提供し、司書教諭を計画的に養成することで、校内の指導体制の充実を図る。 (ア) 実施期間 令和6・7年度 (イ) 受講人数 27名 (ウ) 講習実施大学 筑波大学	

13 多様性を認め合う社会づくり、男女共同参画についての教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校教育における人権教育の推進	(目的) 人権尊重の精神の涵養と、民主的な人間関係の育成を図るために、幼児児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、教育活動全体を通して、人権感覚を身に付け、人権意識を育む人権教育の推進体制の整備・充実を図る。 (内容) ア 人権教育総合推進地域事業 学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育に関する総合的な取組の研究を行う。 イ 人権教育研究指定校事業 人権意識を培うための学校教育の在り方についての研究を行う。	150 100

14 教職員の適正配置の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																																						
(1) 人事異動の概要	(目的) 市町村立学校における適正配置により、学校の活性化及び教職員の勤務意欲の高揚を図る。 (内容) ア 人事異動における努力事項 ・主幹教諭、指導教諭の適正配置 ・広域的人事交流の推進 ・教職員構成における免許教科別、年齢別、男女別の不均衡の是正 ・中学校数学・理科・英語の教員免許状を保有する教員の小学校への配置の推進 ・同一校おおむね6年以上及び同一教委おおむね10年以上の者の配置換の推進 ・小学校・中学校間の交流の推進 ・県立高等学校・特別支援学校との交流の推進 イ 教職員の異動状況 (ア) 市町村立学校教職員の異動状況 (単位：人) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>計</th></tr><tr><td colspan="2">退 職</td><td>480 (47)</td><td>289 (17)</td><td>769 (64)</td></tr><tr><td rowspan="3">配置 換え 等</td><td>配置換え</td><td>1,144</td><td>736</td><td>1,880</td></tr><tr><td>交流による 転入・転出</td><td>141</td><td>119</td><td>260</td></tr><tr><td>計</td><td>1,285</td><td>855</td><td>2,140</td></tr><tr><td colspan="2">昇 任</td><td>211</td><td>80</td><td>291</td></tr><tr><td colspan="2">採 用</td><td>460</td><td>339</td><td>799</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>39</td><td>31</td><td>70</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>2,475</td><td>1,594</td><td>4,069</td></tr></table> 注) R7 年度当初の人数 (ただし、「退職」は R6 年度末) 「退職」の欄の () は、勸奨退職者で内数 「その他」の欄は、休職、復職等の人数 義務教育学校は中学校に含む。 (イ) 管理職の異動状況 (単位：人) <table><tr><th>区 分</th><th>R 6 年度</th><th>R 7 年度</th></tr><tr><td>校長の退職</td><td>134</td><td>145</td></tr><tr><td>副校長の退職</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>教頭の退職</td><td>30</td><td>32</td></tr><tr><td>校長への昇任</td><td>155</td><td>160</td></tr><tr><td>教頭への昇任</td><td>167</td><td>176</td></tr><tr><td>副校長への昇任</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td>校長の配置換</td><td>131</td><td>129</td></tr><tr><td>教頭の配置換</td><td>160</td><td>159</td></tr></table> 注) R7 年度当初の人数 (ただし、「退職」は R6 年度末) R7 年度の「退職」は、定年前退職と役職定年を合わせた人数 事務局等からの採用者を含む (再任を除く。) 。 教頭の配置換には副校長を含む。	区 分		小学校	中学校	計	退 職		480 (47)	289 (17)	769 (64)	配置 換え 等	配置換え	1,144	736	1,880	交流による 転入・転出	141	119	260	計	1,285	855	2,140	昇 任		211	80	291	採 用		460	339	799	その他		39	31	70	計		2,475	1,594	4,069	区 分	R 6 年度	R 7 年度	校長の退職	134	145	副校長の退職	6	6	教頭の退職	30	32	校長への昇任	155	160	教頭への昇任	167	176	副校長への昇任	20	20	校長の配置換	131	129	教頭の配置換	160	159	
区 分		小学校	中学校	計																																																																				
退 職		480 (47)	289 (17)	769 (64)																																																																				
配置 換え 等	配置換え	1,144	736	1,880																																																																				
	交流による 転入・転出	141	119	260																																																																				
	計	1,285	855	2,140																																																																				
昇 任		211	80	291																																																																				
採 用		460	339	799																																																																				
その他		39	31	70																																																																				
計		2,475	1,594	4,069																																																																				
区 分	R 6 年度	R 7 年度																																																																						
校長の退職	134	145																																																																						
副校長の退職	6	6																																																																						
教頭の退職	30	32																																																																						
校長への昇任	155	160																																																																						
教頭への昇任	167	176																																																																						
副校長への昇任	20	20																																																																						
校長の配置換	131	129																																																																						
教頭の配置換	160	159																																																																						

15 教科書の採択等

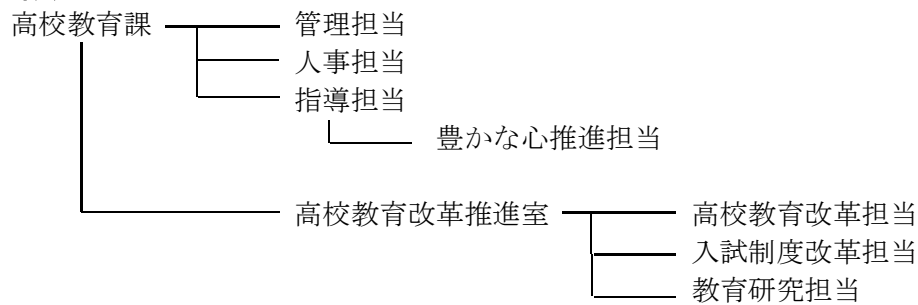
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教科用図書の採択及び給与	(目的) 教科用図書の採択の公正化及び給与の事務処理の円滑化を図る。 (内容) ア 茨城県教科用図書選定審議会の開催 ・ 審議委員：20 人 ・ 開催回数：年 2 回 ・ 内 容：採択権者（市町村教育委員会等）への助言等 イ 教科用図書の無償給与 小・中学校（特別支援学校小・中学部を含む。）に在学する全児童生徒及び就学猶予児童生徒のうち教科書の給与を希望し学習可能な者に対し、教科用図書を無償給与する。	547

16 被災児童生徒の就学機会の確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)						
(1) 被災した児童生徒の学用品等に対する補助	(目的) 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒又は就学予定者の保護者等に対して、必要な就学援助を行った市町村を支援することにより、就学機会の確保に資する。 (内容) 被災児童生徒就学支援等事業（国補） [H23～] ・ 対象経費：学用品費、通学費、修学旅行費、 新入学児童生徒学用品費 等 ・ 補助率：国 10/10 ・ R6 実績見込み <table border="1"> <tr> <td>対象市町村数</td><td>対象人数</td><td>補助金交付額</td></tr> <tr> <td>9</td><td>17 人</td><td>804,114 円</td></tr> </table>	対象市町村数	対象人数	補助金交付額	9	17 人	804,114 円	1,651
対象市町村数	対象人数	補助金交付額						
9	17 人	804,114 円						

高校教育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員（以下「県立高等学校教職員等」という。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（分限、懲戒、その他の人事に関することにあつては、教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 2 県立高等学校教職員等の定数に関すること。
- 3 県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関すること。
- 5 県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関すること（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 6 県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関すること（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 7 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関すること（教育改革課及び保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 8 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の情報化推進に関すること（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 9 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- 10 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関すること。
- 11 教科書その他教材に関すること（義務教育課及び特別支援教育課の所管に係るものを除く。）。
- 12 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。
- 13 県教育研修センターに関すること。
- 14 県奨学資金に関すること。
- 15 県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。
- 16 豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。

（高校教育改革推進室）

- 17 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置、魅力ある学校・学科の在り方に関すること。
- 18 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 19 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関すること。
- 20 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。

〔施策の概要〕

1 豊かな心を育むための道德教育の推進

生徒の心に響く道德教育の充実を図るとともに、自然体験や社会体験などの豊かな体験活動を通して、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さ、生命を大切にする心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心や自己抑制力、責任感、他者との共生などの豊かな心を育む教育の充実を図る。

2 開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民の意見や要望を的確に学校運営に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される学校教育の実現に努める。

3 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進

言語活動の充実及び生徒の主体的・協働的な学びを促す指導方法の改善を図り、生徒が習得した基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育成する。

4 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進

生徒が国際社会で生きる態度や能力を身に付けられるよう、外国語指導助手の配置や言語活動の充実により、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際教育の推進と多文化共生のための環境作りを行う。

5 科学技術の集積地である本県の特色を活かした教育の推進

先進的な理数教育や科学的に探究する活動等を通して、将来科学者・研究者になろうとする人材の育成を図る。

6 キャリア教育、職業教育の充実

生徒の勤労観や職業観を育てるため、高等学校におけるキャリア教育を充実させるとともに、インターンシップやデュアルシステム等の企業実習を推進する。併せて、職業教育を充実させる。

7 情報活用能力を育てる教育の充実

教員の情報教育・ICT活用指導力を向上させ、生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、校務の情報化等の「教育の情報化」等を推進する。

8 政治的教養を育む教育の推進

成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、教員研修や県議会傍聴の推進により、政治的教養を育む教育の充実を図る。

9 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

生徒の減少に対応した高等学校の規模の適正化と適正配置に努めるとともに、社会の変化や生徒の多様化に対応した特色ある学校づくりに努める。

10 信頼・尊敬される教員の育成

教職員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識など、教職員の資質の向上を図るため、長期的展望に立って、教員研修の充実や校内研修の推進・充実を図る。

11 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保

県内に居住する者の子弟で、高校や大学等に在学する生徒・学生のうち、経済的理由で修学が困難な者に対し、有為な人材の育成や教育を受ける機会を保障するため無利子で奨学金を貸与する。

12 教育を推進するための行政運営

学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。

13 教職員の適正配置の推進

学校間の教員構成の不均衡を是正することにより、学校の教育活動の活性化を目指す。

14 指導・助言の充実

県立高等学校等に対して、研究指定校等訪問等を行い、教育課程実施上の課題や学習指導、生徒指導等に関する課題の解決に向けて、指導・助言を行う。

15 教科書の採択等

教科用図書選定審議会の意見を聞いて、採択について指導・助言・援助を行い、公正で適切な教科書の採択に努める。

16 高等学校等入学者選抜方法の改善

県立高等学校等入学者選抜方法協議会の検討結果を踏まえ、入学者選抜方法の改善等を図るとともに、国や他県の動向に対応した入試制度について調査研究をする。

〔事業計画〕

1 豊かな心を育むための道德教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 道德教育の充実	(目的) 生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、学校の指導体制と教員研修を充実させ、学校の教育活動全体を通じた道德教育の円滑な実施を図る。 (内容) いばらき版高等学校「道德」教育推進事業（県単）[H22～] ・ 道德教育全体計画の作成及び豊かな心育成コーディネーターの選任 ・ 豊かな心育成コーディネーター研修の開催 ・ 道德教育に係る授業実践の報告 ・ 道德教育におけるゲストティーチャーの活用 ・ 道德教育推進委員会の開催	1,797
(2) ボランティア活動の推進	(目的) 他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分の役割を自覚し、人間としての在り方生き方についての自覚を深めることで、自己を生かす能力を養う。 (内容) 大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や就業体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を推進するとともに、体験したことを、自己と対話しながら、文章で表現し、伝え合う中で他者と体験を共有し広い認識につなげる学習活動を充実させる。	

2 開かれた学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 地域の人材の積極的な活用と体制づくりの支援	(目的) 家庭、地域社会との密接な連携・協力の下に、学校が適切に教育活動を展開し、地域に開かれた学校づくりを推進する。 (内容) ア 学校評議員運営事業 [H14～] 学校が、保護者や地域住民の意向を十分に把握反映し、地域に開かれた学校づくりを推進していくために、県立学校に学校評議員を置く。 イ 学校運営協議会制度事業 [R3～] 「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会制度を導入し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができるよう、導入校に学校運営協議会委員を置く。 ウ 学校評価の実施 学校の教育活動の改善のための主体的な取組を促進し、学校と家庭・地域の信頼関係を築くために、学校評価(自己評価、学校関係者評価、評価結果の公表)を実施する。	

3 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と活用する力の育成	(目的) 生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、指導方法の改善充実を図り、学力の向上を図る。 (内容) 大学進学率アッププロジェクト事業（県単） [R4～] 産業構造の変化により、高等教育の必要性がこれまで以上に増すことが予想されるため、A Iドリル等の活用により基礎学力を向上させるほか、進学講演会で進学の機運を醸成するなど、県全体の4年制大学進学率を向上させる取組を推進する。 (ア) 大学進学講演会 ・大学教授や予備校講師等による講演 ・保護者、生徒を対象に年間3回実施 (イ) 学力データ分析 ・年間2回の基礎学力調査の実施 ・専門業者による分析及び年間3回の教員研修会の実施 (ウ) A Iドリルの活用 ・学びの個別最適化（苦手分野の克服、学習習慣の定着） ・到達目標と学習計画の設定 ・1人1台端末の活用	27,369
(2) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）の育成	(目的) 自ら課題を見つけ解決しようとする学習意欲の向上を図るため指導方法や学習機会の充実を図る。 (内容) 高大連携の推進 県教育委員会と県内の8大学とで締結した協定書に基づき、高校生が大学において正規の授業や高校生を対象とした講座を受講できるようにすることで、高校生の学習の機会を拡大し、学習意欲の高揚や進路意識の明確化を図る。	
(3) 言語活動の充実	(目的) 生徒の思考力、判断力、表現力等を育むため、言語能力を高める。 (内容) 言語活動の推進 各教科等の指導の中で、観察・実験やレポートの作成・論述といったそれぞれの教科等の知識及び技能を活用する学習活動を充実させる。	
(4) 環境教育の充実	(目的) 生徒の環境保全に関する意欲の増進を図るとともに、学校における環境教育を充実させ、循環型社会の形成に資する。 (内容) 環境教育の推進 学校における体験活動等の環境教育の充実を図るとともに、教員の研修を充実させ、環境教育の推進に資する。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(5)消費者教育	(目的) 成年年齢引下げを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成する。 (内容) 消費者教育の推進 関係機関との連携や模擬体験等の実践的な学習を通して、適切な意思決定による消費行動と、消費者市民社会の一員として消費者の権利と責任を自覚した行動ができるようにするとともに、教員の研修を充実させ、消費者教育を推進する。 ・高校生向け消費者教育教材「社会への扉」等官公庁発行教材の活用 ・消費生活センター等による出前授業の活用	
(6)金融経済教育	(目的) お金や金融の働きを理解し、暮らしや社会について考え、生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う。 (内容) 金融経済教育の推進 金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会の在り方について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に判断し行動できる態度を養う学習を推進する。 ・県金融広報委員会金融経済教育研究校2校を中心とした研究活動	
(7)特別支援教育の充実	(目的) 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導・支援を一層充実させるために教員研修や校内支援体制の充実を図る。 (内容) 特別支援教育の推進 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援など特別支援教育の充実を図る。 ・特別支援教育コーディネーターを対象とした研修 ・通級による指導の実施	

4 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上	(目的) 国際化の急速な進展の中で、外国語による実践的なコミュニケーション能力を育成する。 (内容) ア 外国語指導助手招致事業（県単）【S55～】 ALTとの実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人材」の育成を図る。 また、ALTを中高一貫教育校等に重点的に配置し、新たな活用方法を取り入れる。	539,543

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(主な取組) ・ディベートやディスカッションの授業 ・A L Tが自分の大学時代の専攻を生かし、英語以外の教科での授業 ・A L Tが自分の出身国の文化について昼食時や放課後にレクチャー ・留学からの帰国生や海外大学進学を希望する生徒に対する個別指導 ・校内の英語教員研修にA L Tを活用 イ 国際社会で活躍できる人材育成事業 (県単・国補) [H23～] 生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。 (ア) ディベート・チャレンジ ・ディベート県大会の開催、審査員養成研修 (イ) 留学・国際交流促進事業 ・海外留学経費の支援 (ウ) WWL コンソーシアム構築支援事業 ・高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供	14,335
	ウ いばらき海外留学支援事業 (県単) [H27～] 海外への留学を支援することによって、全県的に海外留学の気運を高め、グローバル人材の育成を図る。	7,000
(2) 国際教育の推進のための環境づくり	(目的) グローバル化や情報化が進展する社会の中で、異文化を理解し、広い視野をもって人々と協調していく態度を育成する。 (内容) ア 国際社会で活躍できる人材育成事業 (p. 93 参照) イ いばらき海外留学支援事業 (p. 93 参照) ウ プログラミング・エキスパート育成事業 (県単) [H30～] 全国トップレベルのプログラミング能力をもつ中高生の育成をととして、グローバル社会で活躍する「人財」を育成する。 (ア) プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援 対象：県内中高生 50 名程度 内容：3つのコースを設置し専門家による指導を提供 ・競技プログラミングコース ・ゲーム・アプリ開発プログラミングコース ・A I プログラミングコース (イ) 専門高校支援 対象：県立高校 (専門学科を設置する学校) 内容：・産業教育デジタルアントレプロジェクトの開催 ・I T 未来高校とつくばサイエンス高校に AI に関	14,335 7,000 45,873

6 キャリア教育、職業教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) キャリア教育の充実	(目的) 児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の推進を図る。 (内容) ア インターンシップの推進 高校生の勤労観・職業観を育成するとともに、自己の将来について考える機会を設ける。 イ デュアルシステムの推進 各学校のキャリア教育の推進とあわせて、職業に関する知識・技能の習得、あるいは職業人としての準備教育として、企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせた教育システムを推進する。	
(2) 職業教育の充実	(目的) 技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応できるよう、生徒の問題解決能力や創造性を育成する。 (内容) ア 魅力ある職業教育の推進 実験・実習や就業体験（インターンシップ）等の体験学習の充実に努め、産業の各分野との交流を深めるなど、魅力ある職業教育の推進を図る。 イ 産業教育デジタルアントレプロジェクトの開催[R6～] 産業教育における各専門分野を学ぶ生徒を対象に、産学官連携を通じて、課題解決に取り組むことで、情報リテラシー能力を養うとともに創造的で新しいものを生み出す力や何事にも挑戦できる力を伸ばし、アントレプレナーシップを育成する。 ・開催方法 オンライン2日、参集2日 ・場所（参集） 県南生涯学習センター ザ・ヒロサワ・シティ会館 ・内容 県内3企業から提示された課題に対し、解決策を提案するプレゼンテーションを行う。 ・対象 産業教育関係の県立高校40校、私立高校5校の生徒	
(3) 少子高齢社会に対応した教育の推進	(目的) 少子高齢化に対応し、生徒に福祉に関する知識技術を習得させるとともに、介護・福祉を担うスペシャリストを育成する。 (内容) 高等学校等において、子育て支援の理解を深めるために、子どもを育てる側からの保育支援学習の充実を図る。また、高齢者との交流等の実践的・体験的な学習活動を行うことをとおして、高齢者への理解を深め、地域福祉の推進を担う人材の育成を図る。	

7 情報活用能力を育てる教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 情報活用能力を育てる教育の充実	(目的) 県立高等学校等教員のＩＣＴ活用指導力の向上及びＩＣＴを活用した授業改善を積極的に推進することにより、生徒の思考力・判断力・表現力を育むための学習を充実させ、知識基盤社会を生き抜き、将来の茨城を支える人材の育成に資する。 (内容) ・各学校のＩＣＴ教育を推進するための支援	134,000
(2) デジタル人材の育成	(目的) ＤＸハイスクール校としてデジタルものづくりなどの環境整備を推進し、高等学校段階におけるデジタルなど成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図る。 (内容) 高等学校ＤＸ加速化推進事業（国補）[R6～] (ア) デジタルを活用した探究の推進 ・大学、企業、地域等と連携した実践的な探究等の実施 ・生徒の柔軟な発想を実体化できる高性能パソコン、３Ｄプリンタなどの環境整備 ・指導に優れた教員と連携した遠隔授業等の実施 (イ) 小規模校支援型遠隔授業の推進 ・配信校から複数の小規模校に対して遠隔授業を実施	

8 政治的教養を育む教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 政治的教養を育む教育の推進	(目的) 成年年齢が１８歳以上に引き下げられたことを踏まえ、自ら考え、自ら判断し、社会参加することのできる生徒の育成を目指す。 (内容) 教員対象の研修会、総務省と文部科学省が指導の指針を示した「私たちが拓く日本の未来」の活用及び高校生による県議会傍聴等を行うことにより、生徒の社会参画意識や良識ある主権者としての自覚を育成する。	

9 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)														
(1) 高校教育改革の推進	(目的) 国際化、情報化など社会の変化や生徒の多様化に対応した学校・学科への改編とともに、生徒減少に対応した学校の適正規模・適正配置に努めることにより、活力と魅力ある高等学校づくりを推進する。	1,588														
	(内容) ア 生徒募集計画（県単） [H4～] 令和8年度における募集学科及び適正な募集定員等について検討する。															
	中学校卒業生数の推移 (単位：人)															
	<table><tr><td>卒業年月</td><td>H 元. 3</td><td>R6. 3</td><td>R7. 3</td><td>R8. 3</td><td>R10. 3</td><td>R12. 3</td></tr><tr><td>中学校卒業生</td><td>49,441</td><td>25,322</td><td>25,192</td><td>24,555</td><td>23,909</td><td>23,197</td></tr></table>		卒業年月	H 元. 3	R6. 3	R7. 3	R8. 3	R10. 3	R12. 3	中学校卒業生	49,441	25,322	25,192	24,555	23,909	23,197
	卒業年月		H 元. 3	R6. 3	R7. 3	R8. 3	R10. 3	R12. 3								
	中学校卒業生		49,441	25,322	25,192	24,555	23,909	23,197								
	注1 平成元年3月及び令和6年3月の卒業生数は実績 2 令和7年3月以降の卒業生数は、令和6年5月1日現在の在籍児童生徒数等に基づく推計															
	イ 県立高等学校の再編整備（県単） [H10～] 「県立高等学校改革プラン基本プラン（令和2年度～令和8年度）」に基づく「県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（令和2～5年度）」及び「県立高等学校改革プラン実施プランⅡ期（令和6～8年度）」により、学校・学科の再編整備を推進する。															
	(ア) 県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第1部） (中高一貫教育校の設置)															
	<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>併設型中学校を設置した高校</td><td>太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一</td><td>水戸第一 土浦第一</td><td>下妻第一 水海道第一</td></tr><tr><td>中等教育学校に改編した高校</td><td></td><td>勝田</td><td></td></tr></table>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	併設型中学校を設置した高校	太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一	水戸第一 土浦第一	下妻第一 水海道第一	中等教育学校に改編した高校		勝田			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度													
併設型中学校を設置した高校	太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一	水戸第一 土浦第一	下妻第一 水海道第一													
中等教育学校に改編した高校		勝田														
(イ) 県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第2部） (魅力ある学校づくり)																
<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>サイエンス専科高校として 科学技術科に改編</td><td></td><td>つくばサイエンス (つくば工科)</td></tr><tr><td>IT専科高校として定時制 IT科（昼間2部制）に改編</td><td></td><td>IT未来 (友部)</td></tr><tr><td>総合的な外国人生徒支援体制を構築</td><td>石下紫峰 結城第一</td><td></td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	サイエンス専科高校として 科学技術科に改編		つくばサイエンス (つくば工科)	IT専科高校として定時制 IT科（昼間2部制）に改編		IT未来 (友部)	総合的な外国人生徒支援体制を構築	石下紫峰 結城第一					
	令和4年度	令和5年度														
サイエンス専科高校として 科学技術科に改編		つくばサイエンス (つくば工科)														
IT専科高校として定時制 IT科（昼間2部制）に改編		IT未来 (友部)														
総合的な外国人生徒支援体制を構築	石下紫峰 結城第一															

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																																																																										
	(ウ) 県立高等学校改革プラン実施プランⅡ期 (学校の小規模化への対応)																																																																																																											
	<table><tr><td></td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>統合 (機能統合)</td><td>明野 (機能統合先：真壁)</td></tr><tr><td>閉課程【令和 9 年度末】</td><td>太田第一・定時制課程の募集停止</td></tr><tr><td>学校連携型キャンパス 制の導入</td><td>結城第一 鬼怒商業</td></tr></table>		令和 7 年度	統合 (機能統合)	明野 (機能統合先：真壁)	閉課程【令和 9 年度末】	太田第一・定時制課程の募集停止	学校連携型キャンパス 制の導入	結城第一 鬼怒商業																																																																																																			
		令和 7 年度																																																																																																										
	統合 (機能統合)	明野 (機能統合先：真壁)																																																																																																										
	閉課程【令和 9 年度末】	太田第一・定時制課程の募集停止																																																																																																										
	学校連携型キャンパス 制の導入	結城第一 鬼怒商業																																																																																																										
	(エ) つくば市の中学校卒業生数増加への対応																																																																																																											
	・つくばサイエンス高校に普通科を設置																																																																																																											
	科学技術科 6 学級→普通科 3 学級、科学技術科 3 学級																																																																																																											
	(オ) 県立高等学校数 (見込み) 【学校数は生徒募集をする学校の数】																																																																																																											
		<table><tr><td></td><td colspan="3">再編整備計画※</td><td colspan="3">改革プラン</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">第 1 次</td><td>第 2 次</td><td>I 期 第 1 部</td><td>I 期 第 2 部</td><td>Ⅱ 期</td></tr><tr><td>年度 再編内容</td><td>実施前 (H14)</td><td>終了年度 (H22)</td><td>終了年度 (R2)</td><td>終了年度 (R4)</td><td>終了年度 (R5)</td><td>終了年度 (R8)</td></tr><tr><td>全県立高等学校</td><td>111 校</td><td>99 校</td><td>92 校</td><td>91 校</td><td>92 校</td><td>90 校</td></tr><tr><td>全日制課程</td><td>110 校</td><td>96 校</td><td>87 校</td><td>86 校</td><td>86 校</td><td>84 校</td></tr><tr><td>うち中高一貫教育校 ※連携型含む</td><td>—</td><td>1 校</td><td>2 校</td><td>11 校</td><td>11 校</td><td>11 校</td></tr><tr><td>うち単位制</td><td>2 校</td><td>17 校</td><td>17 校</td><td>22 校</td><td>23 校</td><td>25 校</td></tr><tr><td>うち総合学科 設置校</td><td>1 校</td><td>7 校</td><td>7 校</td><td>7 校</td><td>7 校</td><td>7 校</td></tr><tr><td>うちアクティブ スクール</td><td>—</td><td>2 校</td><td>2 校</td><td>2 校</td><td>2 校</td><td>2 校</td></tr><tr><td>定時制課程</td><td>12 校</td><td>12 校</td><td>12 校</td><td>12 校</td><td>13 校</td><td>12 校</td></tr><tr><td>うち単位制</td><td>1 校</td><td>3 校</td><td>6 校</td><td>6 校</td><td>7 校</td><td>7 校</td></tr><tr><td>うち総合学科 設置校</td><td>—</td><td>—</td><td>1 校</td><td>1 校</td><td>1 校</td><td>1 校</td></tr><tr><td>うちフレックス スクール</td><td>1 校</td><td>3 校</td><td>5 校</td><td>5 校</td><td>5 校</td><td>5 校</td></tr><tr><td>通信制課程</td><td>1 校</td><td>1 校</td><td>1 校</td><td>1 校</td><td>1 校</td><td>1 校</td></tr><tr><td>中等教育学校 ※全て単位制</td><td>—</td><td>1 校</td><td>2 校</td><td>3 校</td><td>3 校</td><td>3 校</td></tr></table>		再編整備計画※			改革プラン				第 1 次		第 2 次	I 期 第 1 部	I 期 第 2 部	Ⅱ 期	年度 再編内容	実施前 (H14)	終了年度 (H22)	終了年度 (R2)	終了年度 (R4)	終了年度 (R5)	終了年度 (R8)	全県立高等学校	111 校	99 校	92 校	91 校	92 校	90 校	全日制課程	110 校	96 校	87 校	86 校	86 校	84 校	うち中高一貫教育校 ※連携型含む	—	1 校	2 校	11 校	11 校	11 校	うち単位制	2 校	17 校	17 校	22 校	23 校	25 校	うち総合学科 設置校	1 校	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校	うちアクティブ スクール	—	2 校	2 校	2 校	2 校	2 校	定時制課程	12 校	12 校	12 校	12 校	13 校	12 校	うち単位制	1 校	3 校	6 校	6 校	7 校	7 校	うち総合学科 設置校	—	—	1 校	1 校	1 校	1 校	うちフレックス スクール	1 校	3 校	5 校	5 校	5 校	5 校	通信制課程	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	中等教育学校 ※全て単位制	—	1 校	2 校	3 校	3 校	3 校	
		再編整備計画※			改革プラン																																																																																																							
		第 1 次		第 2 次	I 期 第 1 部	I 期 第 2 部	Ⅱ 期																																																																																																					
	年度 再編内容	実施前 (H14)	終了年度 (H22)	終了年度 (R2)	終了年度 (R4)	終了年度 (R5)	終了年度 (R8)																																																																																																					
	全県立高等学校	111 校	99 校	92 校	91 校	92 校	90 校																																																																																																					
	全日制課程	110 校	96 校	87 校	86 校	86 校	84 校																																																																																																					
	うち中高一貫教育校 ※連携型含む	—	1 校	2 校	11 校	11 校	11 校																																																																																																					
	うち単位制	2 校	17 校	17 校	22 校	23 校	25 校																																																																																																					
	うち総合学科 設置校	1 校	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校																																																																																																					
	うちアクティブ スクール	—	2 校	2 校	2 校	2 校	2 校																																																																																																					
	定時制課程	12 校	12 校	12 校	12 校	13 校	12 校																																																																																																					
	うち単位制	1 校	3 校	6 校	6 校	7 校	7 校																																																																																																					
	うち総合学科 設置校	—	—	1 校	1 校	1 校	1 校																																																																																																					
	うちフレックス スクール	1 校	3 校	5 校	5 校	5 校	5 校																																																																																																					
	通信制課程	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校																																																																																																					
中等教育学校 ※全て単位制	—	1 校	2 校	3 校	3 校	3 校																																																																																																						
○ 分校は含まない。																																																																																																												
○ 単位制高等学校の数は、計画終了年度において単位制を導入することが決定している学校数を含む。																																																																																																												
※ 第 1 次県立高等学校再編整備：平成 15 年度～平成 22 年度																																																																																																												
第 2 次県立高等学校再編整備：平成 23 年度～令和 2 年度																																																																																																												
ウ 高等学校外国人生徒支援事業 (県単・国補) [R4～]																																																																																																												
県立高校 7 校 (重点校 2 校、支援校 5 校) において外国人生徒等への支援を充実し、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手を育成する。																																																																																																												
重点校：結城第一、石下紫峰																																																																																																												
支援校：江戸崎総合、筑波、荃崎、結城第二、坂東清風																																																																																																												

45,711

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
(2) 学校の裁量拡大	(ア) 言語能力に応じた学習支援 ・大学と連携した日本語アセスメントテスト（DLA）の実施、個別支援計画の作成、キャリア教育の充実【重点校】 ・日本語能力等に応じた習熟度別学習を実施するための非常勤講師の配置【重点校】 - 国数英等での取り出し授業・チームティーチング - 英語が得意な生徒に対する発展的な学習 ・日本語指導支援員の派遣によるきめ細かな日本語指導の実施 (イ) 学校生活の支援体制の構築 ・外国人生徒支援コーディネーターの配置により学校生活支援に関する総合調整の実施 ・母国語での通訳・翻訳支援、言語スタッフや関係機関等と連携した相談体制の構築	
	エ IT・サイエンス高校教育充実事業（県単） [R4～] 令和5年度に開校したつくばサイエンス高校（つくば市）、IT未来高校（笠間市）において、外部専門家（大学教授、研究者、技術者等）を活用した特色ある講座（本物を学ぶセミナー）を実施し、それぞれの高校における教育内容等の充実を図る。 (目的) 学校長のリーダーシップにより、学習指導要領に対応した創意ある教育課程の編成や、特色ある学校教育を展開する。 (内容) ア 学期制の選択や長期休業日の弾力的運用等による各学校の実態にあった教育課程の充実	3,382
	イ 県立高等学校等チャレンジ・プロジェクト（県単） [H17～] 各学校が校長のリーダーシップの下、「社会に開かれた教育課程」の充実や、各学校の実態に応じた授業改善を図りながら、探究的・協働的な学びとともに、それらを担う学校組織のマネジメント力の向上にチャレンジすることにより、育てたい生徒像の具現化を図る。 ＜対象事業＞ ・組織マネジメント型 ・探究活動型 ・プロフェッショナル型 ・地域魅力化型 ・グローバル型 ・サイエンス・テクノロジー型 ・中高連携型 ・探究学習特別枠 ・生徒を対象とした教員養成特別枠	119,000

10 信頼・尊敬される教員の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教職員の資質能力の向上	(目的) 長期展望に立った新規採用教員研修の充実など各種研修の推進に努め、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。 また、学校の管理、運営について、職務に必要な研修を行い、識見を高め、経営力の向上を図る。 (内容) ア 教員研修講座等の実施 (p. 83 参照) イ 中央研修講座等 (独立行政法人教職員支援機構) (p. 83 参照) ウ 大学院・内地留学の派遣 (p. 84 参照) エ 学校と企業との交流推進事業 (企業等長期社会体験研修派遣) (p. 84 参照)	
(2) 優秀な人材の育成・確保	(目的) 各種研修の推進・充実に努め、教員志望者の増加及び教員の資質向上を図る。 (内容) いばらき教員養成推進事業(県単) [H26～] 優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義やワークショップ等の研修を通して次代を担う教員を育てる環境をつくる。 (ア) いばらき輝く教師塾事業(対象：高校生・大学生・大学院生・教員免許状を所持していて教職に興味のある方(現在講師をしている方、講師経験のある方も含む)) ・教職課程を履修している学生等を対象に、教員志望の意欲を高めることと、教員として必要となる素養を高めることを目的に、実地研修やワークショップ等を実施する。 (イ) 教職大学院との連携 ・教育研修センターの指導主事、主査、参与による、教職大学院の講義・演習補助 ・教職大学院生による教育研修センター講座への協力 ・教職大学院での研究の成果を教育研修センター長期研修生に向け発表 ・教育研修センターにおいて、長期研修生の研究成果と教職大学院生の研究成果を学び合う場の設置	2,700
(3) 教職員のサポート体制の充実	(目的) 教職員一人ひとりの資質・能力の向上と、学校全体の活性化・教育力の向上を図ることにより、児童生徒、地域住民や保護者から信頼される学校づくりを進め、教育課題の解決と教職員の意欲の向上を図る。 (内容) ア 教員評価の実施 目標管理手法を取り入れた「達成度の評価」と具体的な行動例による「能力面の評価」で構成する。 イ 優秀教職員の表彰	

11 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																		
(1) 学習機会の確保	(目的) 経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で学資を貸与し、有為な人材の育成を図る。																			
	(内容)																			
	ア 茨城県奨学資金（県単） [S25～] 対象者：大学（短大を含む）の学生、専修学校の専門課程の生徒	75,659																		
	<table><tr><th>区 分</th><th>月 額</th><th>継続貸与</th><th>新規貸与</th></tr><tr><td>自宅通学</td><td>36,000 円</td><td>49 人</td><td>35 人</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>40,000 円</td><td>51 人</td><td>25 人</td></tr></table>	区 分	月 額	継続貸与	新規貸与	自宅通学	36,000 円	49 人	35 人	自宅外通学	40,000 円	51 人	25 人							
	区 分	月 額	継続貸与	新規貸与																
	自宅通学	36,000 円	49 人	35 人																
	自宅外通学	40,000 円	51 人	25 人																
	イ 入学一時金（県単） [H30～] 対 象 者：大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する意思のある者 貸 付 額：1人当たり24万円（人数：20人） 返還免除：大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業したとき 免除額：1年当たり24,000円（10年で全額免除）	4,806																		
	ウ 茨城県高等学校等奨学資金（県単） [H14～] 対象者：高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の生徒	36,261																		
	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">国公立</th><th colspan="2">私立</th></tr><tr><th>月額</th><th>人数</th><th>月額</th><th>人数</th></tr><tr><td>自宅通学</td><td>18,000 円</td><td rowspan="2">20 人</td><td>30,000 円</td><td rowspan="2">65 人</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>23,000 円</td><td>35,000 円</td></tr></table>	区 分	国公立		私立		月額	人数	月額	人数	自宅通学	18,000 円	20 人	30,000 円	65 人	自宅外通学	23,000 円	35,000 円		
区 分	国公立		私立																	
	月額	人数	月額	人数																
自宅通学	18,000 円	20 人	30,000 円	65 人																
自宅外通学	23,000 円		35,000 円																	
エ 茨城県育英奨学資金（県単） [H17～] 対象者：高等学校（特別支援学校を含む）、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程（修業年限2年以上）の生徒	115,499																			
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>月 額</th><th>継続貸与</th><th>新規貸与</th></tr><tr><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>18,000 円</td><td rowspan="2">24 人</td><td rowspan="2">41 人</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>23,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td>30,000 円</td><td rowspan="2">37 人</td><td rowspan="2">89 人</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>35,000 円</td></tr></table>	区 分		月 額	継続貸与	新規貸与	国公立	自宅通学	18,000 円	24 人	41 人	自宅外通学	23,000 円	私立	自宅通学	30,000 円	37 人	89 人	自宅外通学	35,000 円	
区 分		月 額	継続貸与	新規貸与																
国公立	自宅通学	18,000 円	24 人	41 人																
	自宅外通学	23,000 円																		
私立	自宅通学	30,000 円	37 人	89 人																
	自宅外通学	35,000 円																		
オ 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金（県単） [S49～] 対象者：定時制・通信制の高等学校の生徒（勤労青少年）	4,896																			
<table><tr><th>区 分</th><th>月 額</th><th>人数</th></tr><tr><td>定時制課程</td><td rowspan="2">14,000 円</td><td>12 人</td></tr><tr><td>通信制課程</td><td>16 人</td></tr></table>	区 分	月 額	人数	定時制課程	14,000 円	12 人	通信制課程	16 人												
区 分	月 額	人数																		
定時制課程	14,000 円	12 人																		
通信制課程		16 人																		

12 教育を推進するための行政運営

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教育行政の責任体制の明確化への対応	(目的) 学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。 (内容) ア 管理運営の充実 ・管理訪問等によって各学校の実態を把握し、学校管理運営の適正化を期する。 ・教職員の適正な配置に努め、組織の充実、活性化を図る。 ・教職員の勤務意欲の高揚を図り服務規律の確保に努めるとともに、教職員としての使命感の自覚を喚起する。特に、飲酒運転、体罰などの県民の不信を招くような違法もしくは不当な行為のないよう強く指導する。 ・学校事故の防止のため、関係機関及び団体等との緊密な連携を図りながら学校への指導を強化する。 イ 研修の充実 ・学校管理について、管理職対象の研修を実施する。 ・服務関係について、中堅職員、新採職員の実務研修を実施する。 ウ 教育相談事業（県単）【H4～】 幼児児童生徒、保護者及び教職員等の相談に適切に対応するため各種相談事業を実施する（県教育研修センター）。 (ア) こどもの教育相談 ・配 置 教育相談課員 11 名 電話相談員 6 名 特別相談員 臨床心理士等 5 名 (延べ年間 90 回) ・相談方法 電話、来所、メール、F A X ・相談受付日 電話：月～土曜日 (休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く) メール、F A X：毎日 来所：月～金曜日 (休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く) (イ) 発達が気になるこどもの教育相談 ・配 置 特別支援教育課員 10 名 ・相談方法 電話、来所 ・相談受付日 電話、来所とも月～金曜日 (休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く) (ウ) 専門医による心の健康相談 ・配 置 専門医 13 名 (年間 20 回) (エ) 外部専門家による教育相談 ・配 置 臨床心理士 1 名 (年間 2 回) 言語聴覚士 1 名 (年間 3 回) エ 学校管理者賠償責任保険の加入（県単）【\$51～】 県立学校の施設設備の不備または管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故に起因する損害賠償金等の財政負担を填補し、速やかに被害者の救済を図るため、県立学校の児童生徒全員を対象に保険に加入し、これらの対策に万全を期する。	7,535 6,748

13 教職員の適正配置の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																															
(1) 定期異動の概要	(目的) 学校間の教員構成の不均衡を是正することにより、学校の教育活動の活性化を目指す。																																																																
	(内容)																																																																
	・ 勸奨退職等で 245 名が退職した。																																																																
	・ 新規採用者は 203 名であり、初任者研修及び教職員構成等を考慮し、全県的視野に立って配置した。																																																																
	・ 同一校 10 年以上在職者の配置換えを強力に進めた。																																																																
	・ 新規採用以降同一校 5 年以上在職者及び二校目 8 年目以上在職者の配置換えを積極的に進めた。																																																																
	・ 管理職については、平素の勤務実績等を十分に考慮し、豊富な経験と優れた識見をもつ人材の登用に努めた。																																																																
	・ 同一校 10 年以上在職者、新規採用以降同一校 5 年以上在職者及び二校目 8 年目以上在職者については異動するものと定めた。																																																																
	○県立高等学校職員の異動状況 (R7 当初)																																																																
	<table><tr><td></td><td>高等学校</td><td rowspan="8">※退職は R6 末</td></tr><tr><td>退 職</td><td>245 (146)</td></tr><tr><td>配 置 換</td><td>491</td></tr><tr><td>昇 任</td><td>77</td></tr><tr><td>新 採</td><td>203</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>108</td></tr><tr><td>計</td><td>1,124</td></tr></table>			高等学校	※退職は R6 末	退 職	245 (146)	配 置 換	491	昇 任	77	新 採	203	そ の 他	108	計	1,124																																																
	高等学校	※退職は R6 末																																																															
退 職	245 (146)																																																																
配 置 換	491																																																																
昇 任	77																																																																
新 採	203																																																																
そ の 他	108																																																																
計	1,124																																																																
(2) 管理職の異動状況	○県立高等学校管理職の異動状況 (R7 当初)																																																																
	<table><tr><td></td><td>校長</td><td>副 校長</td><td>教頭</td><td>事務室長等</td><td>事務長等</td><td>計</td></tr><tr><td>退職</td><td>14</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td></tr><tr><td>配置換</td><td>24</td><td>0</td><td>41</td><td>4</td><td>5</td><td>74</td></tr><tr><td>昇任</td><td>15</td><td>6</td><td>18</td><td>19</td><td>7</td><td>65</td></tr><tr><td>転出</td><td>1</td><td>0</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td>転入</td><td>5</td><td>0</td><td>14</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td></tr><tr><td>採用</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>役職定年等</td><td>5</td><td>1</td><td>7</td><td>7</td><td>0</td><td>20</td></tr><tr><td>計</td><td>64</td><td>11</td><td>88</td><td>30</td><td>12</td><td>205</td></tr></table>			校長	副 校長	教頭	事務室長等	事務長等	計	退職	14	3	0	0	0	17	配置換	24	0	41	4	5	74	昇任	15	6	18	19	7	65	転出	1	0	8	0	0	9	転入	5	0	14	0	0	19	採用	0	1	0	0	0	1	役職定年等	5	1	7	7	0	20	計	64	11	88	30	12	205
		校長		副 校長	教頭	事務室長等	事務長等	計																																																									
	退職	14		3	0	0	0	17																																																									
	配置換	24		0	41	4	5	74																																																									
	昇任	15		6	18	19	7	65																																																									
	転出	1		0	8	0	0	9																																																									
	転入	5		0	14	0	0	19																																																									
	採用	0		1	0	0	0	1																																																									
	役職定年等	5		1	7	7	0	20																																																									
計	64	11	88	30	12	205																																																											

14 指導・助言の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校訪問	(目的) 県立高等学校等に対して、研究指定校等訪問を行い、教育課程実施上の課題や学習指導、生徒指導等に関する課題の解決に向けて、指導・助言を行う。 (内容) ア 研究指定校等訪問 文部科学省指定及び県指定の研究指定校等を対象に、指定された領域・分野等に係る実践研究に対する指導・助言を行う。 イ 要請訪問 各学校、県高等学校教育研究会等からの要請により訪問し、学校教育に関する専門的事項について指導・助言を行う。	

15 教科書の採択等

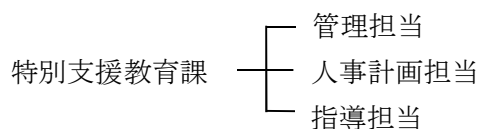
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 令和8年度使用教科用図書の採択	(内容) 「茨城県立学校教科用図書選定の手引」の活用を促進することによって、「教科用図書選定協議会」の業務の適切な実施を図るとともに、教科用図書の調査研究を充実させる。教科用図書の採択の公正化と適正な事務処理に努める。	
(2) 準教科書・補助教材の使用の適正化	(内容) 指導主事の学校訪問等の機会を利用して、準教科書・補助教材の適正な使用を図る。	

16 高等学校等入学者選抜方法の改善

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 県立高等学校等入学者選抜の改善	(目的) 入学者選抜方法の点検評価を行うとともに、選抜日程及び入学者選抜方法の改善に向けての検討、並びに志願者の利便性や、入学者選抜事務の正確性、効率化の向上を図る。 (内容) 高等学校入学者選抜実施費（県単）【H4～】 (ア) 県立高等学校等入学者選抜方法協議会の開催 ・入選協委員：30名以内 （学識経験者、PTA、市町村教育長、中学校、高等学校及び中等教育学校の校長、教頭、教務主任及び学年主任、小学校及び義務教育学校の校長、教育庁関係者） ・開催回数：3回程度 (イ) 入学者選抜のデジタル化 ・いばらき電子申請・届出サービスを利用した志願者情報の登録及び志願者の調査書提出並びに受検票等の発行（Web出願）に係る入学者選抜調査書登録システムの運用	8,123

特別支援教育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 県立特別支援学校教職員（事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員を除く。以下この項において同じ。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（分限、懲戒、その他の人事に関することにあつては、教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 2 県立特別支援学校教職員の定数に関すること。
- 3 県立特別支援学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 県立特別支援学校の管理及び運営に関すること。
- 5 県立特別支援学校の適正配置に関すること。
- 6 県立特別支援学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 7 県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 8 県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 9 県立特別支援学校教職員の職員団体に関すること。
- 10 県立特別支援学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関すること（教育改革課及び保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 11 県立特別支援学校の情報化推進に関すること（教育改革課の所管に係るものを除く。）。
- 12 障害児の就学に関すること。
- 13 市町村立学校及び県立学校の教職員に対する特別支援教育の指導及び助言に関すること。
- 14 教科書その他教材に関すること（義務教育課及び高校教育課の所管に係るものを除く。）。
- 15 その他特別支援教育に関すること。

〔施策の概要〕

1 特別な教育的支援を必要とする乳幼児への早期からの一貫した教育支援の充実

特別な教育的支援を必要とする子供やその保護者、幼児教育施設等に対する、市町村の教育相談・支援の充実に向け、教育、医療、保健、福祉等の関係機関との連携の促進を図るとともに、「個別の教育支援計画（「相談支援ファイル」等）」の作成と活用に関する理解促進に努め、早期からの一貫した教育支援の充実を図る。

さらに、保護者や幼児教育施設等の特別支援教育に関する相談やニーズに広く応えていけるよう、必要に応じて専門家を派遣するなど、特別支援教育巡回相談の充実に努める。

2 一人一人の障害の状態等に応じた特別支援学校における教育の充実

幼児児童生徒一人一人の障害による困難に応じた、特別支援教育に関する教員の専門性及び授業力向上のための研修等を充実し、教育課程の編成や指導内容の充実に努める。

また、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた、安全・安心な環境で教育を受けるための医療的ケアの充実に努める。

3 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援体制を強化するため、管理職をはじめとする全ての教員が、特別支援教育の理念や幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導・支援方法等について理解を深め、各地域における特別支援教育体制を整備し、特別支援教育の充実を図る。

また、各地域における特別支援教育推進の中心となる特別支援教育担当教員を対象とした研修等を充実し、養成するとともに、教員の専門性向上を図る。

さらに、幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の特別支援教育に関する教員や保護者の相談、ニーズに広く応えていけるよう、大学教授等の専門家を派遣するなど、特別支援学校のセンター的機能による相談・支援体制の充実に努める。

4 社会性や豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実

居住地校交流、学校間交流及び地域交流を計画的、組織的に実施するとともに、教育課程への位置付けや教科等のねらいを明確化した交流及び共同学習の工夫及び適切な評価の実施に努める。

5 就学前から卒業後までの一貫した支援体制の充実

特別支援教育を推進する会議の開催や理解促進資料を通じて、地域における特別支援教育に対する理解と認識を深める。

また、特別支援学校においては、経済団体や企業との連携等による職業に関する教育活動の工夫・改善等を通じて、就労支援の充実を図る。

6 特別支援学校の教育環境整備の推進

県立特別支援学校整備計画（令和2年度～）に基づき、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室の確保や、スクールバス乗車における児童生徒の負担軽減等に努める。

7 県立特別支援学校管理運営等の充実

学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。

8 教職員の適正配置の推進

県立特別支援学校における人事の刷新と教職員の適正配置を図り、教育活動の充実と活性化に努める。

〔事業計画〕

1 特別な教育的支援を必要とする乳幼児への早期からの一貫した教育支援の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 特別支援学校体験入学の実施	(目的) 翌年度入学予定の新就学児及びその保護者を対象に、特別支援学校への体験入学を行い、教育内容等の理解啓発に努めるとともに、就学の円滑化を図る。 (内容) 特別支援学校体験入学の推進【S51～】 対象：県立特別支援学校 18校 (盲、水戸聾、霞ヶ浦聾、友部東、水戸高等を除く) 内容：施設・設備等の見学、授業参観等	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 早期からの一貫した教育支援の充実	(目的) 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援の充実を図る。 (内容) ア 教育支援委員会（県単）【\$51～】 特別支援学校への就学について、要請に応じて就学相談を行うなど、適正な教育支援を行う。 イ 特別支援教育巡回相談（p.109参照） ウ 特別支援教育専門家派遣（p.109参照） エ 特別支援教育推進体制充実事業（p.110参照）	129
(3) 早期教育の充実	(目的) 視覚又は聴覚に障害のある乳幼児に対し、全体的な発達を促す指導を行うとともに、教育相談を行う。 (内容) 早期教育推進事業（県単）【\$59～】 実施校：盲学校、水戸聾学校、霞ヶ浦聾学校 指導者：視聴覚障害児早期教育指導員 3名 <サテライト教室の設置> ・水戸聾学校及び霞ヶ浦聾学校による聴覚障害サテライト教室の実施（3箇所） ・盲学校による視覚障害サテライト教室の実施（1箇所）	9,128
(4) 幼稚部教育の充実	(目的) 盲学校及び聾学校の幼稚部において、視聴覚障害児早期教育推進事業から継続した指導を進めるとともに、幼稚部教育要領に基づいた指導を行う。 (内容) 幼稚部設置校：盲学校、水戸聾学校、霞ヶ浦聾学校	
(5) 研修会の開催	(目的) 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援の充実や、各市町村における適切な学びの場の検討、決定・見直しに係る体制の充実を図るため、就学先決定に関する研修や研究協議等を実施し、市町村教育委員会の教育支援担当者の資質の向上を図る。 (内容) 教育支援（就学）担当者専門研修会 対 象：市町村教育委員会教育支援担当者 参加者総数：約100人 内 容：教育支援・就学手続き等に関する研修等	

2 一人一人の障害の状態等に応じた特別支援学校における教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)医療的ケアの実施	(目的) 医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。 (内容) 医療的ケア支援事業（国補）【H13～】 配置計画：（指導看護職員 3 校 3 人、看護職員13校49人） ・指導看護職員数（水戸 1・つくば 1・下妻 1） <u>計 3 人</u> ・看護職員数（水戸聾 1・北茨城 1・水戸10・水戸飯富 1・勝田 1・鹿島 4・土浦 1・石岡 1・美浦 3・伊奈 3・つくば13・下妻 9・境 1） <u>計49人</u> ① 指導看護職員の配置 ・主治医等と連携し、看護職員に対する専門的な技術の指導助言 ・配属校以外の特別支援学校の巡回による看護職員及び教職員への指導・助言 ・看護職員及び教職員を対象とした研修会の計画・実施 ② 看護職員の配置 ・たんの吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアの実施 ③ 巡回指導医による当該校の訪問指導 ④ 遠足や宿泊学習などの校外での活動へ必要に応じて看護職員が同行し、校内体制の維持のために補充看護師を学校に派遣 ⑤ 教員及び看護職員等を対象とした研修の実施 （県主催の研修、当該校における実地研修等）	185,761
(2)自立活動に関する指導力向上	(目的) 障害のある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難を克服・改善するための自立活動に関する教員の指導力向上を図る。 (内容) 特別支援学校自立活動指導力向上研修会 対象：特別支援学校教員 内容：専門家等による講義及び授業づくりの演習、各校における授業改善研修への参画等	
(3) I C T の効果的な活用による教育活動及び授業力の向上	(目的) 一人一台端末を効果的に活用し、個別最適な学びを重視した指導・支援及び教員の I C T 活用指導力向上を図る校内研究の充実を図る。 (内容) I C T 活用エキスパート研修会 対象：特別支援学校教員 内容：専門家による講義、研究協議、実践研究	585

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーの派遣及び活用による支援	(目的) 県立特別支援学校からの緊急的な要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーを派遣し、障害のある子供への指導や支援の充実及び教職員の専門性向上を図る。 (内容) 県立特別支援学校からの緊急的な要請に応じた、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣及びスクールロイヤーの相談を実施し、学校が抱える課題に対し支援する。 対象：県立特別支援学校	581

3 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等への支援の充実	(目的) 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援体制を強化するため、職務内容に応じた研修等の実施や専門家の派遣等をととして、各地域における特別支援教育体制の整備を推進する。 (内容) 特別支援教育充実事業(県単) [H16～27]、(県・国補) [H28～29]、(県・国補・国委託) [H30～31]、(県・国補) [R2～] ア 特別支援教育巡回相談 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等 内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容についての相談等 イ 特別支援教育巡回相談員専門研修 特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。 対象：特別支援教育巡回相談員のうち校長が推薦する者 内容：講義、事例検討、各校における特別支援教育巡回相談の現地研修 ウ 特別支援教育専門家派遣 幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対し、専門的な助言等が必要な事案について、専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等 内容：個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導・助言 エ 特別支援教育管理職研修会 特別支援学校を会場にした体験研修により、特別支援教育の理解を深める。 対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長	13,016

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	オ 特別支援教育指導者専門研修会 特別支援教育の推進に必要な講義や協議等をとおして、幼児教育施設や小・中学校等における個々の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。 対象：市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等 カ 特別支援教育推進体制充実事業 公立の幼児教育施設、小・中学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを構成員とする特別支援教育推進グループを設置し、学校間の連携・協働体制を構築し、地域全体の特別支援教育の充実を図る。 対象：市町村教育委員会、幼児教育施設、小・中学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター 内容：特別支援教育コーディネーター会議の実施、特別支援教育推進リーダー研修 キ 特別支援学級担任等授業改善研修会 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援方法について理解を深め、校種間の円滑な接続による切れ目ない支援体制の推進を図る。 ク 特別支援教育支援員への研修支援 障害の状態等に応じた一層の適切な教育の充実を図るため、幼児児童生徒の学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の支援業務の向上を図る校内研修を推進する。 ・「特別な教育的支援を必要とする子供へのサポートブック」の活用（県教育委員会ホームページに掲載） ・県立特別支援学校の特別支援教育巡回相談員による巡回相談の実施	

4 社会性や豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 交流及び共同学習の推進	(目的) 県立特別支援学校と、幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の幼児児童生徒や地域の人々との継続的な交流及び共同学習を推進し、経験を広げ、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。 (内容) 交流及び共同学習推進事業（県単）[H元～] 対 象：県立特別支援学校 23校 実施方法：幼児児童生徒の実態や交流団体及び小・中学校等の状況に応じ、教育課程に位置付けて実施 交流対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等、青少年団体、各種ボランティア団体、企業、地域の住民等 活動内容：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等、地域社会の人々との交流活動（オンライン交流活動・障害者スポーツ・文化的活動・社会奉仕等）	2,225

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)ナイスハート ふれあい フェスティバル 〔学校教育の部〕	(目的) 特別支援学校等の幼児児童生徒の作品展示や学習発表をとおして、障害のある幼児児童生徒の学習活動や社会参加への意欲を高めるとともに、県民の特別支援教育に対する理解・認識を深める。 (内容) ナイスハートふれあいフェスティバル（県単）〔H9～〕 開催期間：令和7年12月4日（木）～12月8日（月） 開催場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館 内 容：美術展（絵画、デザイン、立体作品等） 発表会（ダンス、音楽等） 対 象 者：小・中学校の特別支援学級、通級指導教室、 特別支援学校に在学中の幼児児童生徒 広報・啓発活動：ポスター、県教育委員会ホームページ、広報誌等 主 催：茨城県、茨城県障害者スポーツ・文化協会、茨城県教育委員会、茨城県特別支援教育推進連盟	1,692

5 就学前から卒業後までの一貫した支援体制の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)特別支援教育の 推進	(目的) 特別支援教育を取り巻く今日的な課題について審議する。 (内容) 茨城県特別支援教育推進会議（県単）〔H9～〕 開催回数：年3回程度 構 成 員：学識経験者、教育関係者、行政関係者等	380
(2)理解促進資料の 作成	(目的) 特別支援教育に対する理解と認識を深めるため、医療・福祉・労働等の関係機関及び小・中学校等に理解促進を図る。 (内容) 理解促進資料の作成及び配布 ・みんなとともに 各市町村教育委員会、学校等へ4,000部配布 ・茨城の特別支援教育 県教育委員会ホームページに掲載	176
(3)就労支援の充実	(目的) 県立特別支援学校における実践研究及び地域の経済団体や企業との連携等による職業に関する教育活動の工夫・改善と卒業生職場巡回訪問の充実を通じて、就労支援の充実を図る。 (内容) 特別支援学校就労支援充実事業（国補）〔H30～〕（県単）〔R6～〕 ・研究実践校による実践研究 ・職業に関する各教科等の指導力向上に資する研修会 ・卒業生職場巡回訪問	2,299

6 特別支援学校の教育環境整備の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)														
(1) 特別支援学校の整備	(目的) 知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室の確保や児童生徒の通学負担の軽減に対応するため、教育環境の改善を推進する。															
	知的障害特別支援学校児童生徒数の推移 (単位：人)															
	<table><tr><td>年 度</td><td>H27</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>児童生徒数</td><td>3, 117</td><td>3, 385</td><td>3, 483</td><td>3, 624</td><td>3, 769</td><td>3, 932</td></tr></table>		年 度	H27	R2	R3	R4	R5	R6	児童生徒数	3, 117	3, 385	3, 483	3, 624	3, 769	3, 932
	年 度		H27	R2	R3	R4	R5	R6								
	児童生徒数		3, 117	3, 385	3, 483	3, 624	3, 769	3, 932								
※各年度 5 月 1 日現在																
(内容) ア 知的障害特別支援学校児童生徒数の増加に伴う教室の確保等 境、伊奈、美浦の各特別支援学校において校舎を増築する。																
イ (仮称) 神栖特別支援学校の新設 通学距離と通学時間の短縮を図り、児童生徒の心身の負担を軽減するため、神栖市内に新たな特別支援学校を設置する。																
(2) スクールバス乗車における児童生徒の負担軽減	(目的) スクールバスの適切な運行に努め、児童生徒の通学に係る負担を軽減する。 (内容) 特別支援学校スクールバス運行業務委託 ・ 運行学校数、運行コース数：19校、150コース ・ 介助員複数配置コース：72コース	2, 124, 914														

7 県立特別支援学校管理運営等の充実

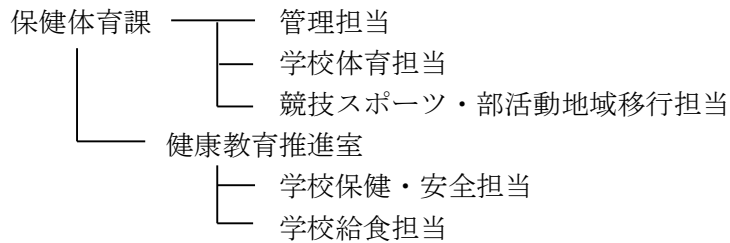
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 管理運営の充実	(目的) 学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。 (内容) ・行政考査によって各学校の実態を把握し、学校管理運営の適正を期する。 ・教職員の適正な配置に努め、組織の充実、活性化を図る。 ・服務規律の確保に向けて、校長によるマネジメントを推進し、教職員一人一人の当事者意識を高めることでコンプライアンス意識の向上を図る。	
(2) 研修の充実	(目的) 本県教育の現状や課題及び学校管理や教育課程等についての研修を実施し、管理職及び教員の資質の向上を図る。 (内容) 学校管理関係については、管理職対象の研修及び中堅教員養成のための研修を実施する。	

8 教職員の適正配置の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																							
(1) 定期異動の概要	(目的) 県立特別支援学校における人事の刷新を図り、教育活動を充実させるため、定期人事異動方針に基づき教職員の適正配置に努める。																																																								
	(内容) ・ 新規採用者については、教職員構成等を考慮し全県的な視野に立って配置する。 ・ 同一校10年以上勤務の教員の配置換えを積極的に進める。																																																								
	県立特別支援学校教職員異動状況 (R7当初)																																																								
	<table><tr><td>区 分</td><td>退 職</td><td>配置換</td><td>昇 任</td><td>新 採</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>人 数</td><td>72 (27)</td><td>169</td><td>18</td><td>118</td><td>81</td><td>458</td></tr></table>		区 分	退 職	配置換	昇 任	新 採	その他	計	人 数	72 (27)	169	18	118	81	458																																									
	区 分		退 職	配置換	昇 任	新 採	その他	計																																																	
	人 数		72 (27)	169	18	118	81	458																																																	
	(注) ・ 退職は令和 6 年度末である。 ・ 「退職」の欄の()内は定年による退職者数を内数で示す。 ・ 「その他」の欄は事務局等への転出入数を示す。																																																								
	(2) 管理職の異動 状況		(目的) 管理職については、平素の勤務実績等を十分に考慮し、豊富な経験と優れた識見をもつ人材の登用に努める。																																																						
	(内容)																																																								
	県立特別支援学校管理職の異動状況 (R7当初)																																																								
<table><tr><td>職種 区分</td><td>校長</td><td>副校長</td><td>教頭</td><td>事務室長等</td><td>事務長</td><td>計</td></tr><tr><td>退 職</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>6</td></tr><tr><td>役職定年</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td><td>5</td></tr><tr><td>配置換</td><td>10</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td>5</td><td>24</td></tr><tr><td>昇 任</td><td>3</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>9</td><td>16</td></tr><tr><td>転 出</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>転 入</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>2</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>18</td><td>2</td><td>18</td><td>3</td><td>20</td><td>61</td></tr></table>	職種 区分	校長		副校長	教頭	事務室長等	事務長	計	退 職	4	0	0	0	2	6	役職定年	0	1	0	3	1	5	配置換	10	1	8	0	5	24	昇 任	3	0	4	0	9	16	転 出	0	0	3	0	1	4	転 入	1	0	3	0	2	6	計	18	2	18	3	20	61
職種 区分	校長	副校長		教頭	事務室長等	事務長	計																																																		
退 職	4	0	0	0	2	6																																																			
役職定年	0	1	0	3	1	5																																																			
配置換	10	1	8	0	5	24																																																			
昇 任	3	0	4	0	9	16																																																			
転 出	0	0	3	0	1	4																																																			
転 入	1	0	3	0	2	6																																																			
計	18	2	18	3	20	61																																																			

保健体育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 堀原運動公園及び笠松運動公園の管理に関する事。
- 2 県営ライフル射撃場に関する事。
- 3 公益財団法人茨城県スポーツ協会に関する事。
- 4 市町村立学校及び県立学校の教職員に対する学校体育の指導及び助言に関する事。
- 5 学校体育に関する事。
- 6 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関する事。
- 7 スポーツ推進審議会に関する事。
- 8 競技力の向上に関する事。
- 9 その他スポーツに関する事（生涯スポーツに関する事を除く。）。

（健康教育推進室）

- 10 教職員に対する学校保健、学校安全及び学校給食の指導並びに助言に関する事。
- 11 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。
- 12 学校保健、学校安全及び学校給食に係る関係団体に関する事。
- 13 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- 14 その他学校保健、学校安全及び学校給食に関する事。

〔施策の概要〕

1 競技力の向上とスポーツの振興

（公財）茨城県スポーツ協会及び競技団体等との連携を密にし、トップアスリートの育成やジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保・活用等を推進する。

2 体力づくり、生涯にわたるスポーツに親しむ環境づくり

明るく豊かで活力ある生活を営む態度の育成を目指し、生涯にわたる豊かなスポーツライフを培う学校体育を推進する。

3 健康教育の推進

児童生徒が、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる健康教育を推進する。

4 児童生徒等の安全の確保

児童生徒が、安全に安心して学校生活を送れるようにするため、学校安全に関する地域との連携や情報の共有、伝達を図る。

〔事業計画〕

1 競技力の向上とスポーツの振興

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 競技力の向上	(目的) 全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。 (内容) 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（県単）[R2～] ア トップアスリート育成システムの構築 将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとし、トップアスリート育成システムの構築を図る。 イ ジュニアアスリートの発掘・育成等 運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。 ウ 指導者の確保・活用 国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。	100,350
(2) スポーツ関係組織の連携強化	(目的) 選手の育成・強化について、県スポーツ協会、競技団体及び学校体育団体と連携し、競技力向上対策の推進を図る。 また、関東ブロック大会、本大会に選手団を派遣することにより、県民のスポーツに対する意識の高揚を図るとともに、本県スポーツの振興に資する。 (内容) ア 各団体との連携強化 ・ 県中学校体育連盟選手強化委員会との情報交換や指導助言 ・ 県高等学校体育連盟強化普及委員会との情報交換や指導助言 イ 国民スポーツ大会派遣事業（県単）[S21～] ・ 関東ブロック大会、本大会へ選手団を派遣 ・ 派遣選手、監督の健康診断を実施 ・ チームスポーツドクターの帯同 ウ 医・科学的支援体制の充実 ・ 競技力の向上と選手のスポーツ傷害防止のために、医・科学的支援体制の確立に努める。 ・ 医・科学に関する研修会の開催や支援	138,443

2 体力づくり、生涯にわたるスポーツに親しむ環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校体育の充実	(目的) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。 (内容) ア 学習指導の改善・充実、児童生徒の体力の向上	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(ア) 子どもの体力向上支援事業（県・国委託）[H26～] ①学校体育訪問指導の充実 体育・保健体育に関する指導の現状把握と指導上の諸問題について協議及び指導を行う。 ②学校体育研究推進校の支援（県指定・3年間） 生涯体育・スポーツの基礎づくりや学習指導要領の具現化に伴う体育指導上の諸問題の解決方法等について実践的研究を行う。 2年次（R6～R8） 鹿嶋市立鹿野中学校 ③学校体育実技指導者講習会の実施 幼・小・中・高等学校等における体育担当教員の資質の向上を図る。 対 象：幼・小・中・高等学校等の体育・保健体育担当教員 講 座 数：12 講座/ （幼小1・小5・中高5・小中高1） 実施日数：各講座半日 ④学校体育中央講習会への派遣 対象：幼・小・中・高等学校等教員 学校体育担当指導主事 ⑤学校体育推進委員会の開催 授業の改善・充実を図るための指導資料の作成を行う。 ⑥学校体育講演会の開催 小・中・高等学校等の体育主任を対象に、研修を行う。 ⑦体育授業アドバイザー派遣事業の実施 小・中・高等学校等に、体育の専門的知識や技能を有するアドバイザーを派遣し、体育指導の充実と教員の資質の向上を図る。 対象：小・中・高等学校等 25 校 ⑧体育授業サポーター派遣事業の実施 大学と連携し、小学校の体育授業に大学生等を派遣し、体育授業の活性化と児童の体力の向上を図る。 対象：小学校等 20 校 ⑨スポーツチャレンジの実施 インターネット上のコンテンツを活用し、学級単位やグループでボール運動や縄跳び等の共通したゲームに挑戦することにより、楽しみながら児童生徒の運動の習慣化や体力の向上を図る。 ⑩高等学校登山指導の充実 県立高等学校における登山活動が安全かつ有意義に実施されるよう、各学校から提出された登山計画書を年間3期に分けて指導する。 イ 体力・運動能力調査の実施 (ア) 児童生徒の体力・運動能力調査の実施 児童生徒の体力・運動能力を調査し、体育の指導及び体力向上の基礎資料とする。 対 象：小・中・高等学校等の全児童生徒 実施期間：4～7月 結果の活用	5,253

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	全国の調査結果との比較分析により、本県の課題を整理する。各学校においては、自校の実態を把握し、指導計画及び学習指導の資料とする。改善を要する項目については、重点的、継続的に指導し、バランスのよい体力・運動能力の向上に努める。 ・児童生徒の体力・運動能力調査報告書の作成 (イ) 体力づくり関係表彰 ①体力づくり優秀賞 体力づくりに積極的に取り組み、体力・運動能力調査において優れた結果を収めた学校を表彰する。 ②体力づくり奨励賞 体力・運動能力調査結果をもとに体力づくりを実践し、顕著な向上が図られた学校を表彰する。 ③各学校での表彰 体力優良賞（小学校） 体力テスト実施者のうち、体力テスト段階別総合評価規準においてA段階となった児童を表彰する。 ウ 運動部活動の充実 運動部活動地域連携再構築事業（県・国補・国委託） [H20～] 生涯にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動指導員の活用、地域クラブ活動の研究を行い、望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備と地域移行を含めた部活動改革の推進を図る。 ① 運動部活動推進サポート事業 県立高等学校の運動部活動にスポーツ医科学の専門家を派遣 ②地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 公立中学校の休日の部活動を地域クラブへ移行する実証事業 ③県立学校地域モデルクラブ実践事業 県立学校の休日の部活動を地域クラブへ移行する実践研究 ④中学校部活動指導員の配置 公立中学校に部活動指導員を配置 ⑤県立学校部活動指導員の派遣 県立学校に部活動指導員を派遣 エ 学校体育関係諸団体の育成 (ア) 県中学校・高等学校体育連盟育成事業（県単）[S45～] 県中体連・高体連の運営及び関東・全国大会への派遣に要する経費等を補助する。 (イ) 県特別支援学校体育連盟育成事業（県単）[S56～] 県特体連の運営及び関東・全国大会への派遣に要する経費等を補助する。	349,566 99,403 1,736

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)生涯スポーツや健康づくりの推進のための環境整備	(目的) 県民の誰もが、それぞれの体力や年齢等に応じて日ごろから安全にスポーツを楽しむことができるよう、県営体育施設の充実を図る。 (内容) ア 県営体育施設の管理運営（県・国補）【\$28～】 県民の多様なスポーツニーズに応えるために各種スポーツ教室・スポーツイベント等を積極的に展開しつつ、管理コストの縮減を行う一方で、利用者サービスの更なる向上を図る。 (ア) 堀原運動公園 施設概要：本県の武道を象徴する施設である武道館、野球場、競技場を有するスポーツ施設 (イ) 笠松運動公園 施設概要：陸上競技場、屋内水泳プール兼アイススケート場、体育館、テニスコート等を有する県内で最も充実した総合スポーツ施設 (ウ) 県営ライフル射撃場 施設概要：エアライフル（10m）射撃場とスモールボア・ライフル（50m）射撃場を有する県営射撃場 イ 県営体育施設設備整備事業（県・国補）【\$28～】 老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。 ・建築設備法定点検 ・笠松運動公園：陸上競技場公認更新工事 外2件	557,395 183,837

3 健康教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)食に関する指導と学校給食の充実	(目的) 健康教育の一環としての学校給食の充実を図るため、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食施設設備の整備充実及び安全・衛生に留意した給食の提供に努める。 (内容) ア 食に関する指導の充実 (ア) 児童生徒の食育推進事業（県・国委託）【H18～】 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携し、保護者への啓発活動の充実を図り、食育のより一層の推進を図る。 ①食に関する指導の充実及び家庭や地域と連携した食育の普及啓発 ・栄養教諭の指導力向上 ・食育講演会の開催（栄養教諭の派遣） ・つくろう料理コンテストの開催 ②食に関する健康課題対策支援事業 ③学校給食研究推進校 （県指定・3年間） ・食に関する指導上の諸問題についての実践研究 2年次（R6～R8）小美玉市立小川南中学校	2,615

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(イ) 訪問指導の充実 食に関する指導の現状把握及び諸問題について協議・指導を行う。 (ウ) 指導体制の充実 日常の指導や校内研修等により教職員の共通理解を図るとともに、校長を中心とする指導体制を確立する。 また、栄養教諭等の専門性を活かすため、積極的に企画運営に参加できる体制づくりを確立する。 イ 各種研修の充実 学校給食における衛生管理の徹底や食に関する指導等の充実を図るため、各種研修会を開催し、関係職員の資質の向上に努める。 (ア) 食育推進指導者研修会 食育推進指導者の資質及び実践的な指導力の向上に関する研修 (イ) 栄養教諭等研修会 学校給食における衛生管理及び食に関する指導の研修 (ウ) 市町村学校給食事務担当者会議 学校給食の諸課題と事務処理に関する研修 ウ 学校給食施設設備の整備充実 学校給食の普及及び安全な学校給食の提供を図るため、公立学校の給食施設整備を促進する。 学校施設環境改善交付金（国交付金） ・単独調理場施設（交付率：新增築１／２、改築１／３） ・共同調理場施設（交付率：新增築１／２、改築１／３） ・炊飯給食施設（交付率：新增築１／２） ・アレルギー対策室（交付率：新增築１／２、改築１／３） エ 内容豊かな学校給食の提供 学校給食の充実を図るため、地域の食生活の実態や児童生徒の心身の発達段階等を十分配慮した学校給食摂取基準の確保に努めるとともに、調理配食の工夫に努める。 (ア) 米飯給食の推進 学校における米飯給食推進の趣旨を踏まえ、引き続きその推進に努める。 (イ) 学校給食用牛乳飲用の促進 学校給食用牛乳促進の趣旨を踏まえ、引き続き牛乳の使用促進に努める。 (ウ) 地場産物等の活用 献立の工夫及び食に関する指導等により、地場産物を積極的に活用し、給食内容の多様化を図る。 また、有機農産物の消費拡大や食育を通じた有機農産物への理解の醸成に努める。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 学校保健と健康教育の充実	オ 学校給食衛生管理強化事業（県単）[H14～] 安全・衛生に留意した学校給食の提供に努める。 (ア) 学校給食衛生管理実地研修会 食品衛生に関する専門業者に委託し、調理場の衛生管理を直接指導するとともに、その改善点について研修会で周知することにより、学校給食の衛生管理の徹底を図る。 ・対象調理場：8箇所（県立4箇所、市町村立4箇所） ・対象者：栄養教諭、教育委員会・調理施設関係者等 (イ) 学校給食の衛生管理等に関する調査研究(国委嘱) [H22～] 学校給食衛生管理基準に基づき、学校調理施設に対し衛生管理等に関する改善指導を行うことにより、衛生管理の強化を図る。	2,192
	カ 県立学校給食実施事業（県単）[R2～] 調理場を有しない県立学校について、市や給食事業者へ給食調理及び配送等の業務を委託することで、市等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。 ・対象校 県立附属中学校9校、県立中等教育学校2校 県立特別支援学校1校 計12校	147,328
	キ 被災児童生徒学校給食費等援助事業（国補）【H23～】 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒又は就学予定者の保護者等に対して、必要な就学援助を行った市町村を支援することにより、就学機会の確保に資する。 ・対象経費：医療費、学校給食費 ・補助率：国10/10	981
	(目的) 児童生徒に、学校保健に関する基礎的・基本的な内容について理解を深めさせるとともに、生涯にわたって健康に生活するための態度や能力の育成に努める。 (内容) ア 保健教育の充実 (ア) 健康教育推進事業（県単）[S48～] ① 学校保健推進訪問指導の充実 学校保健に関する指導の現状把握と管理上の諸問題について協議及び指導を行う。 ② 研究推進校の支援 ・学校保健・学校安全研究推進校（県指定・3年間） 心身ともに健やかで、たくましく生きる児童生徒の育成を目指して学校保健に関する実践的研究を行い、その充実に資する。 3年次（R5～R7）笠間市立宍戸小学校 ・歯、口の健康づくり推進校（日本学校歯科医会・2年間） う歯、歯周疾患及び咀嚼機能など総合的な学校歯科保健に関する今日的課題について実践的研究を行い、	5,075

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	その充実に資する。 1 年次 (R7～R8) 筑西市立明野五葉学園 ③学校保健・学校安全表彰 「健康推進学校」及び「よい歯の学校」として、優秀な学校を表彰する。 (イ) 学校保健指導者研修 対象：幼稚園、小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援学校教員、教育委員会担当者 内容：学校保健に関する諸問題の研究発表及び講演 (ウ) 「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業（県単）[H15～] 児童生徒の心身の健康問題に対応するため、指導者研修等を通して、児童生徒の「生きる力」の育成を図る。 ・養護教諭研修会の開催 ・防止教室の開催（喫煙・飲酒・薬物乱用防止等） ・性に関する講演会等の開催 (エ) がん教育総合支援事業（国委託）[H26～] 児童生徒に対し、がんそのものや患者に対する理解などの具体的な知識を身に付けさせるとともに、教員を対象に、がん教育モデル授業発表会を行い、資質の向上を図る。 ・がん教育講演会 (小学校、中学校、高等学校等、各 10 校程度) ・がん教育指導者研修会（小学校教員等） ・がん教育教材等の配付 (オ) 小学校口腔衛生推進事業（県単）[R3～] (国補) [R7～] むし歯予防に効果があるフッ化物洗口について、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、小学校における実施を推進する。併せて、児童の見守り業務などを教員業務支援員がサポートすることで、教員の業務負担の軽減を図る。 ・対象：公立小学校・義務教育学校（前期課程） ・事業内容：フッ化物洗口実施市町村へ教員業務支援員配置に係る費用を補助 ※薬剤購入費等については、厚生労働省補助金（歯科疾患予防事業）を活用	296 667 42,819

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																						
	イ 保健管理の充実 (ア) 健康診断の充実 ・ 幼児児童生徒の健康診断 県立学校の幼児児童生徒について、次の検査を行い、疾病の早期発見と事後措置の徹底に努める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>対 象</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">結 核</td><td>中学校 全員</td><td rowspan="2">問診</td></tr> <tr> <td>特別支援学校 小・中学部全員</td></tr> <tr> <td>中等教育学校 4 学年全員</td><td rowspan="3">胸部 X 線間接撮影</td></tr> <tr> <td>高等学校 1 学年全員</td></tr> <tr> <td>特別支援学校 高等部 1 学年全員</td></tr> <tr> <td>尿</td><td>幼児・児童生徒 全員</td><td>蛋白、潜血、糖についての検査</td></tr> <tr> <td rowspan="4">心 臓</td><td>中学校 1 学年全員</td><td rowspan="4">心電図検査</td></tr> <tr> <td>中等教育学校 1・4 学年全員</td></tr> <tr> <td>高等学校 1 学年全員</td></tr> <tr> <td>特別支援学校 各学部 1・4 学年全員</td></tr> </tbody> </table> ※市町村立学校については、県立学校同様実施するよう指導する。 ・ 教職員の健康診断 県立学校の教職員について、次の検査を行い、疾病の早期発見及び事後措置の徹底に努める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>対 象</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 核</td><td>全教職員</td><td>胸部 X 線間接撮影、精密検査（必要なもの）</td></tr> <tr> <td>一般検診</td><td>全教職員</td><td>既往歴、自覚症状・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白、潜血、糖）の検査</td></tr> <tr> <td>心 臓</td><td>全教職員</td><td>心電図検査</td></tr> <tr> <td>血液検査</td><td>全教職員</td><td>肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、貧血検査（血色素量、赤血球数）、血中脂質（LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪）、血糖値</td></tr> <tr> <td>胃</td><td>40 歳以上の教職員</td><td>胃のレントゲン検査</td></tr> </tbody> </table> ※市町村立学校の教職員については、県立学校同様実施するよう指導する。 (イ) 学校歯科保健の充実 学校における歯科保健指導の充実及び治療の徹底を図るよう指導する。 (ウ) 学校環境衛生検査の充実 検査器具を整備し、定期検査、日常点検及び事後措置の徹底を図るよう指導する。 ・ 飲料水及び水泳プールの水質の状況 ・ 飲料水、水泳プールの施設設備の衛生状態及び浄化消毒等のための設備の機能 ・ 受水槽等の維持管理 ・ 教室内等の空気環境、化学物質検査 (エ) 学校保健委員会の充実 学校保健を計画的、組織的に推進し、児童生徒の健康増	項 目	対 象	内 容	結 核	中学校 全員	問診	特別支援学校 小・中学部全員	中等教育学校 4 学年全員	胸部 X 線間接撮影	高等学校 1 学年全員	特別支援学校 高等部 1 学年全員	尿	幼児・児童生徒 全員	蛋白、潜血、糖についての検査	心 臓	中学校 1 学年全員	心電図検査	中等教育学校 1・4 学年全員	高等学校 1 学年全員	特別支援学校 各学部 1・4 学年全員	項 目	対 象	内 容	結 核	全教職員	胸部 X 線間接撮影、精密検査（必要なもの）	一般検診	全教職員	既往歴、自覚症状・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白、潜血、糖）の検査	心 臓	全教職員	心電図検査	血液検査	全教職員	肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）、貧血検査（血色素量、赤血球数）、血中脂質（LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪）、血糖値	胃	40 歳以上の教職員	胃のレントゲン検査	79,505 31,600
項 目	対 象	内 容																																						
結 核	中学校 全員	問診																																						
	特別支援学校 小・中学部全員																																							
	中等教育学校 4 学年全員	胸部 X 線間接撮影																																						
	高等学校 1 学年全員																																							
	特別支援学校 高等部 1 学年全員																																							
尿	幼児・児童生徒 全員	蛋白、潜血、糖についての検査																																						
心 臓	中学校 1 学年全員	心電図検査																																						
	中等教育学校 1・4 学年全員																																							
	高等学校 1 学年全員																																							
	特別支援学校 各学部 1・4 学年全員																																							
項 目	対 象	内 容																																						
結 核	全教職員	胸部 X 線間接撮影、精密検査（必要なもの）																																						
一般検診	全教職員	既往歴、自覚症状・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白、潜血、糖）の検査																																						
心 臓	全教職員	心電図検査																																						
血液検査	全教職員	肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）、貧血検査（血色素量、赤血球数）、血中脂質（LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪）、血糖値																																						
胃	40 歳以上の教職員	胃のレントゲン検査																																						

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	進を図るため、各学校の実態に即した学校保健委員会の設置促進及び充実を図る。 (オ) 学校教職員の保健管理の強化 県立学校の健康管理医による教職員健康診断の事後措置の徹底や面接指導体制の確立等により、県立学校の教職員の保健管理の強化を図るとともに、労働安全衛生管理研修会の開催や衛生管理者の養成を通して、県立学校の安全衛生管理体制の整備促進に努める。 ・労働安全衛生管理研修会の開催 対象：県立学校管理職及び衛生管理者 内容：職場における安全衛生管理体制、教職員のメンタルヘルス等について ・資格者（衛生管理者）の養成 (カ) 県立学校教職員ストレスチェック事業（県単）[H28～] 労働安全衛生法に基づいて、ストレスチェックを実施し、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、働きやすい職場づくりを進めることにより、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。 ・ストレスチェックの実施 ・高ストレス者のうち、希望者を対象とした医師による面接指導 ・職場環境の改善を目的とした集団ごとの集計・分析 (キ) 市町村教育委員会学校保健担当者研修会の開催 対象：市町村教育委員会学校保健担当者 内容：学校保健に関する諸問題への対応と事務処理等における県と市町村の共通理解を図る。 (ク) 学校保健関係団体との連携 健康診断事務委託及び学校保健会育成費負担等により、県学校保健会との連携を図り、学校保健活動の一層の充実に努める。	60,448 4,048 5,126

4 児童生徒等の安全の確保

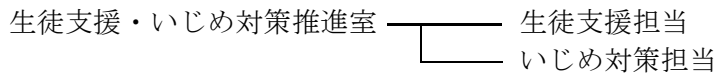
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校の安全対策の推進	(目的) 児童生徒に、学校安全に関する基礎的・基本的な内容についての理解を深めさせるとともに、生涯にわたって安全に生活するための態度や能力の育成に努める。 また、学校における子どもの安全を確保するため、教職員の資質向上、緊急時の連絡体制の整備、地域との連携による学校の危機管理体制の強化に努める。 (内容) ア 安全教育の充実 (ア) 学校安全訪問指導の実施 学校安全に関する指導の現状把握及び管理上の諸問題についての協議及び指導を行う。 (イ) 研究推進校の支援 ・学校保健・学校安全研究推進校（県指定・3年間） 生涯にわたって安全に生活する児童生徒の育成を目指	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	し、学校安全に関する指導の今日的課題について実践的研究を行う。 3年次(R5～R7) 笠間市立宍戸小学校 (ウ) 学校安全教室推進事業(国委託)[H15～] 各学校における、防犯・防災・交通安全に関する安全教室の開催を推進するため、指導者に対する講習会等を実施し、安全教育の充実に資する。 ・防犯教室指導者講習会の開催 ・安全教育指導者研修会の開催 ・心肺蘇生法実技講習会の開催 (エ) 児童生徒交通安全意識啓発事業 [H26～] 通学時の安全に関するリーフレットをデータで配布し、交通安全や不審者対応に関する知識や危険予測・回避能力を身に付けさせるとともに、その成果を通学時の下級生に対する通学安全指導や学校での安全マップ等の作成に活用する。 (オ) 高等学校交通安全対策事業(県単)[H14～] 対象：県下全高等学校 内容：交通安全マナーアップ学校委員会の設置 交通安全マナーアップ地域協議会の設置 高校生原付バイク安全運転教室 イ 安全管理の充実 (ア) 学校安全管理の強化 校舎内外、通学路等の安全点検を実施し、安全管理の徹底を図る。なお、学校安全管理の手引きに基づき、各学校がマニュアルを作成し、児童生徒の安全確保を図る。 (イ) 防災管理体制の整備充実 防災施設の点検及び避難訓練等の充実や教職員による学校避難所運営支援体制の構築を図るとともに、防災に関する指導計画の改善を行い、指導体制の整備充実に努める。 (ウ) 学校安全関係団体との連携 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び高等学校教育研究会と連携し、県立学校幼児・児童生徒の学校管理下における災害共済掛金負担や高等学校交通安全対策事業を通して、学校安全管理の一層の徹底に努める。 ウ 連携体制の構築・強化 (ア) 緊急情報メール配信システム運用事業(県単)[H23～] 公立及び私立学校(園)を対象に、緊急かつ重大な事件事故が発生した場合等に、学校や保護者等に情報を速やかに伝える伝達体制を利用し、学校安全対策の一層の向上を図る。 (イ) 学校安全総合支援事業(国委託)[H24～] 学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。	242 576 114,319 861 3,257

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・ 県推進委員会の設置 ・ モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域） ・ 地域をけん引する役割を担う拠点校の設定 ・ 拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実 ・ モデル地域内の学校間連携体制の構築 ・ 学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言 ・ モデル地域の取組の成果の普及	

生徒支援・いじめ対策推進室

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る生徒指導に関すること。
- 2 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること。
- 3 私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校、私立高等学校及び私立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること

〔施策の概要〕

1 いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等への対応（課題の未然防止・対応）

いじめや暴力行為等の問題行動や不登校などの指導上の課題が増加する中、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校の指導の充実並びに関係機関における教育相談の充実を図る。

また、児童虐待やヤングケアラーなど深刻な課題を抱える児童生徒に対し、自身が抱える状況の理解を促進するとともに実態の把握に努め、学校生活の充実を支援する。

2 児童生徒の健全育成及び安全確保

児童生徒が、豊かな心を育み成長できるよう規範意識の高揚や公共意識の向上を図る。

また、複雑化する犯罪から児童生徒を守るため、情報モラルの向上や危険回避能力の育成を図る。

〔事業計画〕

1 いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等への対応、児童生徒等の安全の確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 問題行動への対応の充実	(目的) いじめ及び暴力行為等の未然防止と早期発見及び早期対応に資するため、学校、家庭、地域社会が連携し、安心安全な学校生活を確保する。 (内容) ア いじめ問題対策推進事業（県単・国補） [H24～] 小中学校におけるいじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期対応について支援する。 (ア) いじめ・体罰解消サポートセンターの運営 ・「いじめ解消サポート相談員」の配置（各教育事務所内） ・ホームページ上の「いじめをなくそう！ネット目安箱」や電話等による相談、情報提供への対応 ・警察OB等いじめ解消サポーターの派遣による支援 (イ) SNS活用相談事業 ・SNSを活用した相談窓口の整備 (ウ) スクールロイヤー活用事業 ・弁護士（スクールロイヤー）が、いじめ問題に係る法的助言やいじめ予防等のための教職員研修等を実施 イ いじめ未然防止教員研修 ※生徒支援実践サポート事業 高等学校におけるいじめや問題行動、不登校の未然防止を	46,438

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	図るために、生徒支援の視点をいかした授業づくりへの理解を深め、積極的な生徒支援体制の改善・充実を図るための研修を実施する。 ウ 専門家によるいじめ防止研修会の開催 ※生徒支援実践サポート事業 高等学校等の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進する（年 10 回）。 エ 茨城県教育委員会いじめ調査委員会及び茨城県教育委員会自殺調査委員会の設置 ※生徒支援実践サポート事業 県立学校において、いじめの重大事態又は生徒の自殺が発生した際に、事案に応じて、学校が行った調査の分析・検証を行うとともに、同種の事態の発生防止に向けた助言等を行う。（委員） 精神科医、弁護士、公認心理師、警察官経験者、学識経験者等の 10 名で組織し、両委員会の委員を兼ねる。 オ 生徒指導総合支援事業（県単） [H12～] （ア）生徒指導教員連絡協議会の開催 ・対象：生徒指導関係加配教員等 （イ）カウンセリングアドバイザーの派遣 ・対象：小・中学校等 （ウ）いじめ対応専門家等派遣事業 ・スクールカウンセラー等のいじめ対応の資質向上研修 カ 学級運営等改善支援事業（国補） [H12～] 小中学校において、学級がうまく機能しない状況の兆候や問題の深刻化が懸念される学級に、経験豊かな退職教員等を非常勤講師として措置し、学級運営の改善を図る。 キ 生徒指導教員の加配（30 校）※生徒支援実践サポート事業 高等学校の生徒指導主事等の負担を軽減し、生徒支援の新たな取組や生徒の問題行動、不登校等に迅速かつ適切に対応するとともに、連絡協議会を開催し、生徒支援や関係機関、地域との連携等について協議し、生徒支援の充実を図る。 ク 高等学校等生徒指導相談員の配置（8 校）※生徒支援実践サポート事業 生徒指導に豊富な知識と経験を有する高等学校の再任用教諭 4 名を県立高等学校等に配置・派遣し、いじめや問題行動等の未然防止及び早期発見、早期対応を図る。 ケ 学校サポートチームの派遣 ※生徒支援実践サポート事業 高等学校等からの要請を受け、いじめ等の問題行動の解決・解消のために必要に応じて専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をサポートチームとして派遣する。 ※ 1 回 2 時間（4 回 8 時間を目安とする）	265 1, 550 2, 850 23, 163 124 1, 287

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 不登校への対応の充実	(目的) 不登校の未然防止並びに不登校児童生徒の学びの場及び居場所を確保するため、学校、保護者、関係機関と連携した支援体制を整備する。 (内容) ア 不登校対策連絡協議会 ※教育相談体制整備事業の一部 小中学校の不登校児童生徒の未然防止、早期発見・対応に向け関係機関の担当者による情報共有及び対応策の検討を行う。 ・対象：校内フリースクール担当教員、教育支援センター指導員、民間フリースクール職員等 イ 校内フリースクール設置促進事業（国補） [R6～] 小中学校に、教室以外の居場所を確保し、教室に入りづらい児童生徒や不登校の状況にある児童生徒の多様な学びをサポートとする運営員の謝金等を補助し、運営を支援する。 ウ フリースクール連携推進事業（県単） [R3～] 在籍する学校に通学できず民間のフリースクールに通所する児童生徒を支援するため、要件を満たす事業者に運営経費の一部を補助するとともに、経済的な事情のある世帯に対し授業料の一部を補助する。	41,832 16,600
(3) 多様化・複雑化する不安や悩みに対応できる教育相談体制の充実・強化	(目的) 児童生徒一人一人の状況に応じて適切に支援を行うため、各学校や関係機関における教育相談の充実を図る。 (内容) ア 教育相談体制整備事業（国補） [H7～] 小中学校における児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安への支援、問題行動等の未然防止と早期発見及び早期対応を図るため、相談活動を実施する。 (ア) 不登校対策連絡協議会 (イ) 教育事務所への医師の配置と相談の実施 ・場所：各教育事務所（5箇所） ・相談回数：1事務所につき年12回（上限） ・相談方法：面接 (ウ) スクールソーシャルワーカー派遣 ・対象：小中学校等 ・派遣回数：1,850回（社会福祉士、精神保健福祉士等） ・派遣形態：1度の要請につき5回～12回派遣 ・スーパーバイザー派遣：ソーシャルワーカー派遣校等へ必要に応じて派遣 イ 教育相談事業（県単） [H4～] （p.102 参照） 幼児児童生徒、保護者及び教職員等の相談に適切に対応するため各種相談事業を実施する（県教育研修センター）。	28,740 7,535

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(ア) こどもの教育相談 ・ 配 置 教育相談課員 11 名 電話相談員 6 名 特別相談員 臨床心理士 5 名 (延べ年間 90 回) ・ 相談方法 電話、来所、メール、F A X ・ 相談受付日 電話：月～土曜日 (休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く) メール、F A X：毎日 来所：月～金曜日 (休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く) ウ SNS活用相談事業 (p.126 参照) エ 子どもホットライン(国補) [H11～] 子どもたちが悩みや不安をいつでも気軽に話せるように、「子どもホットライン」を開設し、24 時間体制で電話等による相談を行う。 ・ 相談日：毎日 24 時間 ・ 相談方法：電話、メール オ スクールカウンセラー配置事業 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し児童生徒へのカウンセリングや保護者・教職員への助言指導を行う。 また、校内研修を実施して教育相談体制の改善・充実を図り、児童生徒の問題行動等の未然防止に資する。 ＜小中学校等への配置＞(国補) [H13～] ・ 配 置 校：市町村立小・中・義務教育学校 ・ 配置方式：同一域内の小中学校等をグループ化 ・ 配置時間：1 グループ 35 週×7 時間 ・ 緊急派遣(事件・事故対応) ＜高等学校等への配置＞(県単・国補) [H14～] ・ 配置校(国補)：県立中学・中等教育・高等学校 74 校 ・ 配置校(県単)：県立高等学校 21 校 ・ 配置方式：全校に 1 名ずつ配置 ※附属中学校併設高等学校は合わせて 1 名 ・ 配置時間：年間 32 回×4 時間 年間 32・29・25・22・20・15 回×3 時間 ・ 緊 急 時：学校サポートチーム派遣事業で対応 カ スクールソーシャルワーカー派遣事業 社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけ関係機関と協力・連携して支援体制の整備を図る。 ＜小中学校等への派遣＞(国補) [H23～] (p.128 参照) ・ 対象：小中学校等 ・ 派遣回数：1,850 回(社会福祉士、精神保健福祉士等) ・ 派遣形態：1 度の要請につき 5 回～12 回派遣	42,607 252,526 48,573

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・スーパーバイザー派遣：ソーシャルワーカー派遣校等へ必要に応じて派遣 ＜高等学校等への派遣＞（国補）[H28～] ・対象：県立学校 ・派遣回数：490回（社会福祉士、精神保健福祉士等） ・派遣形態：1度の要請につき1～5回（原則1回あたり2時間） ・スーパーバイザー：ソーシャルワーカー派遣校等へ必要に応じて派遣 キ 一人一台端末を活用した校内相談体制整備 （ア）心の健康観察の推進 （イ）校内オンライン相談窓口の設置促進	4,272

2 児童生徒の健全育成及び安全確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 規範意識の高揚	（目的） 児童生徒の発達段階に応じて、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図る。 （内容） ア さわやかマナーアップ運動の推進 年間を通して、家庭や地域社会と連携したマナーアップに係る活動を行うことで、児童生徒の規範意識を育み、ルールやマナーを守る態度を養うとともに、自己指導能力の向上を図る。 イ 児童生徒が主体の校則の見直し 児童生徒が、主体的に校則を見直すことで、社会のルールやマナーを守る意識の向上に資する。	
(2) 危険回避能力の育成	（目的） 社会構造が劇的に変化する中で、児童生徒が、複雑化、巧妙化するトラブルから自らを守る力を身に付け、安全安心な生活を送ることができるよう指導する。 （内容） ア スマホ家庭のルールづくり運動 インターネットの適切な利用に向けた家庭のルールづくりの推進 イ 身近にあるトラブル・危険の認知及び回避に係る啓発 （ア）警察と連携した啓発 ・警察署員による講座の実施 ・非行防止教室 （イ）学校の対応力強化 ・新たな課題に対応した危機対応マニュアルの見直し ・インターネット上の危険の周知	

第6 私学行政の推進（私学振興室を除く）

福祉部子ども政策局子ども未来課

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校法人立幼稚園経 常費補助事業費	(補助内容) 私立幼稚園の経営の健全化と教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の経常的経費に対して補助を行う。 ・ 補助単価（幼児1人当たり） 205,463 円	315,386
(2) 私立幼稚園等特別支援 教育補助事業費	(補助内容) 子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施を図り、障害児等の就園を促進するため、教職員の手厚い配置に係る経費等の補助を行う。 ・ 補助単価 784 千円以内／幼児1人（障害児等1人以上） ※80人以上の園児数の園で対象園児1人受入れの場合 補助単価 392 千円以内	412,896
(3) 認定こども園等教育支 援体制整備事業費	(補助内容) 私立幼稚園等の遊具等の整備費用や、研修の開催費用、ICT化費用等を支援することにより、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る。 ・ 補助対象：私立幼稚園等の設置者 ・ 補助率：遊具、教具等整備事業 1/3（認定こども園 1/2） 研修開催支援事業 1/2、ICT化支援事業 1/2	138,192
(4) 私立幼稚園退職手当助 成金補助事業費	(補助内容) 私立幼稚園教職員等の退職基金造成の補助を行う。	149,229
(5) 幼児教育等サポートス タッフ配置支援事業費	(補助内容) 私立幼稚園における教育体制の充実を図り、幼児期の健やかな成長を支援するため、園の運営に必要な教育補助員等の配置に係る経費の補助を行う。 ・ 補助対象：子ども・子育て支援新制度に移行している 私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む） ・ 補助額：1,080千円以内（1園当たり）	63,720

第 7 資料 教 育 関 係 諸 団 体 一 覧

令和 7 年 4 月 1 日現在

※ （ ） は公益・一般の社団・財団法人の略称

団 体 名	代表役職	代表者名	所 在 地	電 話
(公財) 茨城県教育財団	理 事 長	森作 宜民	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-225-6587
(公財) 茨城県スポーツ協会	会 長	大井川和彦	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-303-7222
(公財) 茨城県スポーツ協会 茨城県スポーツ少年団	本 部 長	鈴木 孝子	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-303-7222
茨城県学校保健会	会 長	松崎 信夫	〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎内	029-297-8220
茨城県学校栄養士協議会	会 長	山本 智香	〒319-0323 水戸市鯉淵町三ノ割 2508-52 茨城県学校給食会内	029-259-0011
(公財) 茨城県学校給食会	理 事 長	栗山 賢司	〒319-0323 水戸市鯉淵町三ノ割 2508-52	029-259-0011
茨城県図書館協会	会 長	小田部 修一	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 県立図書館内	029-221-5569
公立学校共済組合茨城支部	支 部 長	柳橋 常喜	〒310-8588 水戸市笠原町 978-6 総務課福利厚生室内	029-301-5412
(一財) 茨城県教職員互助会	理 事 長	柳橋 常喜	〒310-8588 水戸市笠原町 978-6 茨城県庁内	029-301-6111
(公社) 茨城県青少年育成協会	会 長	山口 恒巳	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館内	029-227-2747
(一社) 茨城県教育会	会 長	鹿志村 則男	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-221-2747
茨城県学校長会	会 長	大芝 静香	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1300
茨城県高等学校長協会	会 長	渡邊 剛	〒310-0011 水戸市三の丸 3-10-1 水戸第一高校内	029-224-2254
茨城県特別支援学校長会	会 長	宮山 敬子	〒311-1131 水戸市下大野町 6212 水戸高等特別支援学校内	029-269-6212
茨城県女性校長・教頭会	会 長	中野 真粧美	〒305-0816 つくば学園の森 2-15-1 つくば市立学園の森義務教育学校内	029-846-3115
茨城県小中学校教頭会	会 長	根本 義典	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-2711
茨城県立高等学校教頭・副校長会	会 長	椎名 秀文	〒310-0011 水戸市三の丸 3-10-1 水戸第一高校内	029-224-2254
茨城県特別支援学校教頭・副校長会	会 長	加固 友衛	〒300-0426 美浦村土屋字笹山 3127 美浦特別支援学校内	029-885-4166
茨城県教職員組合	執行委員長	井坂 功一	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-0221
茨城県高等学校教職員組合	執行委員長	蓮田 斉	〒310-0853 水戸市平須町表原 1-93	029-305-3075
茨城県国公立幼稚園・こども園長会・同幼稚園・こども園教育研究会	会 長	額賀 真紀子	〒311-2213 鹿嶋市中 595 はまなす幼稚園内	0299-69-2880
茨城県教育研究会	会 長	大芝 静香	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1300
茨城県高等学校教育研究会	会 長	今瀬 一博	〒310-0852 水戸市笠原町 1284 緑岡高校内	029-241-0311
(一財) 茨城県教育センター	理 事 長	東小川 昌夫	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1300
茨城県教育研究連盟	会 長	勝二 博亮	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-0221
茨城県女子体育連盟	会 長	井坂 恵子	〒319-0123 小美玉市羽鳥 2352-442	0299-46-0110
茨城県中学校体育連盟	会 長	鎮目 英俊	〒310-0903 水戸市堀町 2304-2 水戸市立石川中学校内	029-239-3951
茨城県高等学校体育連盟	会 長	秋山 克巳	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-300-5012
茨城県特別支援学校体育連盟	会 長	本橋 源己	〒310-0851 水戸市千波町 2863 番地の1 聾学校内	029-241-1018
茨城県高等学校文化連盟	会 長	栗田 武志	〒310-0852 水戸市笠原町 1284 緑岡高校内	029-241-0311
茨城県県立学校事務長会	会 長	松並 善市	〒305-0861 つくば市谷田部 1818 つくばサイエンス高校内	029-836-1441
茨城県公立小中学校事務職員研究会	会 長	坂本 和美	〒300-0634 稲敷市柏木 4-5 稲敷市立桜川小学校内	029-894-2080
茨城県特別支援学校教育研究会	会 長	齋藤 正	〒313-0003 常陸太田市瑞龍町 1032-1 常陸太田特別支援学校内	0294-72-3353
茨城県特別支援教育推進連盟	会 長	中川 深	〒311-1131 水戸市下大野町 6212 水戸高等特別支援学校内	029-269-6212
茨城県公立高等学校事務職員研究会	会 長	速水 崇行	〒300-3255 つくば市玉取 2100 つくば特別支援学校内	029-877-0220

団 体 名	代表役職	代表者名	所 在 地	電 話
茨城県市町村教育委員会連合会	会 長	富田 教代	〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 水戸市教育委員会内	029-306-8672
茨城県市町村教育長協議会	会 長	折笠 修平	〒317-8601 日立市助川町 1-1-1 日立市教育委員会内	0294-22-3111(内675)
茨城県退職校長会	会 長	土門 能夫	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-2001
茨城県退職教頭会	会 長	舘野 賢二郎	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1313
茨城県退職公務員連盟	会 長	鯨岡 武	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-5683
茨城県産業教育振興会	会 長	豊崎 繁	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978-6 高校教育課内	029-301-5260
茨城県社会教育振興協議会	会 長	仲野 朝美	〒310-0034 水戸市緑町 3-5-35 県保健衛生会館別館内	029-233-5200
茨城県視聴覚教育振興会	会 長	仲野 朝美	〒310-0034 水戸市緑町 3-5-35 県保健衛生会館別館内	029-233-5200
茨城県社会教育委員連絡協議会	会 長	稲葉 里子	〒310-8588 水戸市笠原町 978-6 県教育庁生涯学習課内	029-301-5318
茨城県女性団体連絡会	会 長	櫻井よう子	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 三の丸庁舎内	029-221-7898
茨城県 P T A 連絡協議会	会 長	草地 学	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-227-4779
茨城県高等学校 P T A 連合会	会 長	福地 秀太郎	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-221-1448
茨城県特別支援学校 P T A 連絡協議会	会 長	根本 司	〒307-0015 日立市鮎川町 3-11-2 日立特別支援学校内	0294-36-0530
茨城県私立中学高等学校保護者会連合会	会 長	須藤 隆之	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
茨城県私立幼稚園・認定こども園 P T A 連合会	会 長	永岡 桂子	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-0538
(一社) 茨城県 P T A 安全互助会	理 事 長	山本 主税	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-228-4707
(一社) 茨城県子ども会育成連合会	理 事 長	町田 満	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館内	029-221-6274
日本ボーイスカウト茨城県連盟	理 事 長	宮田 俊晴	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館内	029-226-8482
(一社) ガールスカウト茨城県連盟	連 盟 長	宮本 京子	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館内	029-226-5438
茨城県青少年赤十字指導者協議会	会 長	秋山 克巳	〒310-0914 水戸市小吹町 2070 水戸桜ノ牧高校内	029-243-3644
茨城県私学協会	会 長	鈴木 康之	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
(公社) 茨城県私学教育振興会	代表理事	田中 睦啓	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
(一社) 茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会	会 長	飯塚 拓也	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-0538
(公財) 茨城県私立幼稚園退職基金財団	理 事 長	狩野 良和	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-291-6297
茨城県保育協議会	会 長	工藤 義人	〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内	029-243-4034
(公社) 全国幼児教育研究協会茨城支部	会 長	黒崎 典子	〒312-0016 ひたちなか市松戸町 1-16-20 学校法人栄光学園栄光幼稚園内	029-272-2098
(公財) 日本教育公務員弘済会茨城支部	支 部 長	杉山 繁	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-8181
茨城県文化財保護協会	会 長	塙 東男	〒309-1611 笠間市笠間 1 笠間稲荷神社内	0296-73-0001
茨城県学校生活協同組合	理 事 長	中山 幸男	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-1071
(一社) 茨城県専修学校各種学校連合会	会 長	八文字典昭	〒310-0812 水戸市浜田 2-11-18 水戸経理専門学校内	029-221-8771
(公財) 茨城県国際交流協会	理 事 長	根本 博文	〒310-0851 水戸市千波町後川 745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階	029-241-1611
茨城県高等学校国際教育研究協議会	会 長	高野 健二	〒303-0025 常総市水海道亀岡町 2543 水海道第一高校内	0297-22-0029

学 校 概 要

令和6年5月1日現在

学校種別		学校数	学級数	幼児・児童・生徒数			教員数（本務）			職員 （本務）		
				男	女	計	男	女	計			
幼保連携型 認定こども園	市町村	22	96	1,083	1,017	2,100	11	312	323	51		
	私	151〔3〕	743	9,630	9,408	19,038	146	2,740	2,886	620		
	計	173〔3〕	839	10,713	10,425	21,138	157	3,052	3,209	671		
幼稚園	国	1	5	52	48	100	－	7	7	－		
	市町村	76	197	1,302	1,224	2,526	25	385	410	9		
	私	111	657	6,054	6,013	12,067	84	1,186	1,270	207		
	計	188	859	7,408	7,285	14,693	109	1,578	1,687	216		
小学校	国	1	19	306	299	605	16	12	28	1		
	市町村	431	6,242	64,161	61,327	125,488	3,234	6,151	9,385	584		
	私	7	91	979	1,016	1,995	66	87	153	30		
	計	439	6,352	65,446	62,642	128,088	3,316	6,250	9,566	615		
中学校	国	1	12	212	211	423	13	8	21	1		
	県	10	39	779	780	1,559	103	51	154	3		
	市町村	201	2,685	32,607	30,529	63,136	2,898	2,505	5,403	270		
	私	12	99	1,613	1,794	3,407	166	89	255	35		
	計	224	2,835	35,211	33,314	68,525	3,180	2,653	5,833	309		
義務教育学校		公	16	473	5,319	5,153	10,472	315	471	786	42	
		計	16	473	5,319	5,153	10,472	315	471	786	42	
高等学校	全日制	県	87〔1〕	1,292	24,326	22,423	46,749	2,490	1,305	3,795	723	
		私	24	－	10,167	9,670	19,837	981	354	1,335	203	
		計	111〔1〕	－	34,493	32,093	66,586	3,471	1,659	5,130	926	
	定時制	県	6(7)	100	833	590	1,423	186	94	280	46	
		専攻科	県	(1)	2	3	59	62	－	－	－	－
			私	(1)	－	－	77	77	－	－	－	－
	計		(2)	－	3	136	139	－	－	－	－	
	通信制	県	(1)	－	357	537	894	20	10	30	3	
		私	10(3)	－	15,987	18,342	34,329	262	246	508	124	
		計	10(4)	－	16,344	18,879	35,223	282	256	538	127	
	計		127〔1〕(13)	－	51,673	51,698	103,371	3,939	2,009	5,948	1,099	
中等教育学校		県	3	54	1,067	1,047	2,114	87	64	151	13	
		私	3	－	633	612	1,245	96	46	142	－	
		計	6	－	1,700	1,659	3,359	183	110	293	－	
特別支援 学校	視覚障害	県	1	22	23	10	33	26	36	62	30	
	聴覚障害	県	2	40	57	41	98	29	68	97	31	
	知的障害 肢体不自由 病弱・ 身体虚弱	国	1	10	34	16	50	11	18	29	1	
		県	20	987	2,978	1,376	4,354	743	1,426	2,169	234	
		市	1	39	85	53	138	39	53	92	4	
		計	22	1,021	3,097	1,445	4,542	793	1,497	2,290	239	
	計		25	1,083	3,177	1,496	4,673	848	1,601	2,449	300	
大学		国	3	－	15,924	9,535	25,459	1,902	461	2,363	3,453	
		県	1	－	228	577	805	55	51	106	194	
		私	7	－	5,782	5,037	10,819	360	220	580	365	
		計	11	－	21,934	15,149	37,083	2,317	732	3,049	4,012	
短期大学		私	3	－	18	473	491	20	20	40	22	
高等専門学校		国	1	－	841	235	1,076	62	13	75	－	

※学校数の（ ）は併置校、〔 〕は分校を外数で示す。

令和7年度 市 町 村 別 学 校 数

(令和7年4月1日現在)

教育 事務 所	区分		幼保連携型 認定こども園			幼稚園			小学校			中学校				義務教育 学校	高等学校		中等教育 学校		特別支援学校			
			公立	私立		国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	県立	公立	私立	公立	県立	私立	県立	私立	国立	県立	市立	
市町村			公立	私立		国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	県立	公立	私立	公立	県立	私立	県立	私立	国立	県立	市立	
県 合 計			22	159	③	1	69	105	1	426	7	1	10	194	12	16	92	①	35	3	3	1	23	1
			181		③		175			434			217				16	127		①		6	25	
水戸 教育 事務 所	水戸市	2	5	①	1	7	13	1	32	2	1	1	15	2	1	8		10		1		6		
	笠間市		5				5		10				5		1	2		1				2		
	ひたちなか市					3	6		17				7		1	5			1		1	1		
	常陸大宮市	1	4						11				4			2								
	那珂市		2			1	2		9				5			2								
	小美玉市		4			2	1		5				2		2	1								
	茨城町		4			3	1		4				2			1								
	大洗町					2			2				2			1								
	城里町		2						5				2				①							
	東海村	1	2			2	1		6				2			1								
常陸北 教育 事務 所	大子町					1			6				1			1		1				1		
	計	4	28	①	1	21	29	1	107	2	1	1	47	2	5	24	①	12	1	1	1	10		
	日立市	2	13			2	7		23	1		1	12	1	1	6		3					1	
	常陸太田市	4	1			2			8			1	7			2						1		
	高萩市	1	1						4				3			2		1						
鹿行 教育 事務 所	北茨城市						4		11				4			1						1		
	計	7	15			4	11		46	1		2	26	1	1	11		4				2	1	
	鹿嶋市	1	7			4			12			1	5	1		2		2				1		
	潮来市	1	8						5				4			1								
	神栖市	2	4			4			14				8			3								
	行方市		4			3			4				3			2								
県南 教育 事務 所	銚田市		2	①		4			7			1	4			2								
	計	4	25	①		15			42			2	24	1		10		2				1		
	土浦市	1	5				10		15			1	7	1	1	5		3		1		1		
	石岡市		2				5		15				5	1		3		1				1		
	龍ヶ崎市		6				4		10			1	5			3		1						
	取手市		7	①		1	5		14	1			6	2		5		2						
	牛久本市		2			1	3		7				5	1	1	2		2						
	つくば市		6			17	7		32				14	1	4	4		3	1			1		
	守谷市		1				5		9	1			4			1								
	稲敷市	2	1			1			8				4			1								
	かすみがら市		2				1		4	1			2	1	1			1						
	境界 教育 事務 所	つらば市		4			3	1		9	1			4			1				1		1	
美浦村						1			1				1									1		
阿見町			2				2		7				3	1				1				1		
河内町		1													1									
利根町			1				2		1				1											
計		4	39	①		24	45		132	4		2	61	8	8	25		14	1	2		6		
古河市			12				7		23				9			5		1	1					
結城市			1				2		9				3			3					1			
県西 教育 事務 所	下妻市		1			2	2		9			1	3			2						1		
	常総市		4			2	1		13			1	4			3								
	筑西市	1	21				2		15			1	5		1	4		1				1		
	坂東市	2	4			1	1		13				4			1								
	桜川市		2						6				3		1	2		1						
	八千代町		2				3		5				2			1								
	五霞町		2						1				1											
	境町		3				2		5				2			1						1		
	計	3	52			5	20		99			3	36		2	22		3	1			4		

注： ○は分園及び分校で外数

(1)新設

市 町 村	設置者	学校名	開設年月日	備考
鹿 嶋 市	私立	幼保連携型認定こども園野草舎森の家	令和7年4月1日	
筑 西 市	私立	まつばら子ども園	令和7年4月1日	
八 千 代 町	私立	安静こども園	令和7年4月1日	
美 浦 村	村立	美浦村立美浦小学校	令和7年4月1日	美浦村立木原小学校、美浦村立安中小学校、美浦村立大谷小学校を統合して新設
日 立 市	市立	日立市立松風中学校	令和7年4月1日	日立市立坂本中学校、日立市立久慈中学校を統合して新設
日 立 市	市立	日立市立駒王中学校	令和7年4月1日	日立市立平沢中学校、日立市立駒王中学校を統合して新設
桜 川 市	市立	桜川市立真壁学園義務教育学校	令和7年4月1日	桜川市立谷貝小学校、桜川市立樺穂小学校、桜川市桜川中学校、桜川市立桃山学園を統合して新設
筑 西 市	私立	四谷学院高等学校	令和7年4月1日	通信制課程、普通科

(2)廃止

市 町 村	設置者	学校名	廃止年月日	備考
水 戸 市	市立	水戸市立笠原幼稚園	令和7年3月31日	
日 立 市	市立	日立市立田尻幼稚園	令和7年3月31日	在園者がいないため
高 萩 市	市立	高萩市立秋山幼稚園	令和7年3月31日	高萩市立たかほぎ認定こども園に統合
ひたちなか市	市立	ひたちなか市立那珂湊第一幼稚園	令和7年3月31日	
稲 敷 市	市立	稲敷市立新利根幼稚園	令和7年3月31日	児童数減少のため
稲 敷 市	市立	稲敷市立ゆたか幼稚園	令和7年3月31日	稲敷市立みのり幼稚園に統合
大 洗 町	町立	大洗町立桜町幼稚園	令和7年3月31日	児童数減少のため
水 戸 市	私立	常磐大学幼稚園	令和7年3月31日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
日 立 市	私立	諏訪かおる幼稚園	令和7年3月31日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
日 立 市	私立	三つ葉幼稚園	令和7年3月31日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
土 浦 市	私立	中村白百合幼稚園	令和7年3月31日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
下 妻 市	私立	下妻小友幼稚園	令和7年3月31日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
龍ヶ崎市	市立	龍ヶ崎市立大宮小学校	令和7年3月31日	龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校に統合
桜 川 市	市立	桜川市立谷貝小学校	令和7年3月31日	桜川市立真壁学園義務教育学校に統合
桜 川 市	市立	桜川市立樺穂小学校	令和7年3月31日	桜川市立真壁学園義務教育学校に統合
美 浦 村	村立	美浦村立木原小学校	令和7年3月31日	美浦村立美浦小学校に統合
美 浦 村	村立	美浦村立安中小学校	令和7年3月31日	美浦村立美浦小学校に統合
美 浦 村	村立	美浦村立大谷小学校	令和7年3月31日	美浦村立美浦小学校に統合
日 立 市	市立	日立市立坂本中学校	令和7年3月31日	日立市立松風中学校に統合
日 立 市	市立	日立市立久慈中学校	令和7年3月31日	日立市立松風中学校に統合
日 立 市	市立	日立市立平沢中学校	令和7年3月31日	日立市立駒王中学校に統合
日 立 市	市立	日立市立駒王中学校	令和7年3月31日	日立市立駒王中学校に統合
常 総 市	市立	常総市立鬼怒中学校	令和7年3月31日	常総市立水海道中学校に統合
桜 川 市	市立	桜川市立桜川中学校	令和7年3月31日	桜川市立真壁学園義務教育学校に統合
大 子 町	町立	大子町立南中学校	令和7年3月31日	大子町立大子中学校に統合
大 子 町	町立	大子町立生瀬中学校	令和7年3月31日	大子町立大子中学校に統合
大 子 町	町立	大子町立大子西中学校	令和7年3月31日	大子町立大子中学校に統合
桜 川 市	市立	桜川市立桃山学園	令和7年3月31日	桜川市立真壁学園義務教育学校に統合
つくば市	県立	茨城県立つくば工科高等学校	令和7年3月31日	茨城県立つくばサイエンス高等学校の新設（令和5年4月1日）に伴い廃校

(3)変更

市 町 村	設置者	学校名	変更年月日	備考
常 陸 太 田 市	県立	茨城県立太田第一高等学校	令和7年4月1日	令和7年度から定時制課程の募集停止、令和10年3月31日閉課程予定
筑 西 市	県立	茨城県立明野高等学校	令和7年3月31日	令和7年4月の茨城県立真壁高等学校への統合に伴い令和7年度から募集停止。令和9年3月31日閉校予定
下 妻 市	県立	茨城県立下妻第一高等学校	令和7年4月1日	令和7年度から単位制を設置
結 城 市	県立	茨城県立結城第一高等学校	令和7年4月1日	令和7年度から単位制を設置
結 城 市	県立	茨城県立鬼怒商業高等学校	令和7年4月1日	令和7年度から単位制を設置
常 陸 大 宮 市	私立	茨城北西看護専門学校	令和7年4月1日	茨城北西看護介護専門学校に名称変更

(4)移行

市 町 村	設置者	学校名	移行年月日	備考
水 戸 市	私立	（常磐大学幼稚園）→ 常磐大学こども園	令和7年4月1日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
日 立 市	私立	（三つ葉幼稚園）→ みつばキラリ園	令和7年4月1日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
日 立 市	私立	（諏訪かおる幼稚園）→ 諏訪かおる幼稚園	令和7年4月1日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
土 浦 市	私立	（中村白百合幼稚園）→ 幼保連携型認定こども園中村白百合幼稚園	令和7年4月1日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み
下 妻 市	私立	（下妻小友幼稚園）→ 認定こども園下妻しょうとも幼稚園	令和7年4月1日	幼保連携型認定こども園へ移行の見込み

[学校数の増減]

幼保連携型認定こども園：	8 増	計	1 8 4 園（分園 3 校含む。）
幼稚園：	1 2 減	計	1 7 6 園
小学校：	1 増 / 6 減	計	4 3 4 校
中学校：	2 増 / 9 減	計	2 1 7 校
義務教育学校	1 増 / 1 減	計	1 6 校
高等学校	1 増 / 1 減	計	1 2 8 校（分校 1 校含む。）
中等教育学校	増減なし	計	6 校
特別支援学校	増減なし	計	2 5 校

第8 その他

教育相談窓口(県の相談機関)

いばらき子どもSNS相談

小学生・中学生・高校生の相談窓口

相談方法: 右下のQRコード又は学校で配付されたチラシに掲載されているQRコードを読み取り、
LINE・WEBで相談
受付時間: 17:00～22:00(通年)



こどもの教育相談

不登校・情緒不安などの悩みは...

相談方法: 電話・FAX 0296-71-3870

Eメール 7830@center.ibk.ed.jp

受付時間: 電話 月曜日～金曜日 8:30～20:00
土曜日 8:30～17:00
(休日、12/29～1/3を除く)

FAX・Eメール 毎日24時間

面接での相談受付 TEL 0296-78-3219

受付時間: 9:00～16:30

(休日、12/29～1/3を除く)

面接場所は、県教育研修センター

子どもホットライン

子ども専用の相談窓口

TEL 029-221-8181 FAX 029-302-2166

相談方法: 電話・FAX・Eメール

受付時間: 24時間(毎日いつでもお電話ください)

子どもホットライン

検索

少年相談コーナー

少年の非行問題、犯罪被害に関する相談

茨城県警察少年サポートセンター

TEL 029-231-0900

Eメール keishonen@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間: 平日9:00～17:00



いじめ・体罰解消サポートセンター

いじめ・体罰については...

県央地区 TEL 029-221-5550

県北地区 TEL 0294-34-4652

鹿行地区 TEL 0291-33-6317

県南地区 TEL 029-823-6770

県西地区 TEL 0296-22-7830

いじめ・体罰解消サポートセンター

検索

相談方法: 電話・面接・Eメール・電子掲示板(匿名可)

受付時間: 電話・面接: 月曜日～金曜日の9:00～17:00

Eメール・電子掲示板: 24時間

発達が気になるこどもの教育相談

こどもの発達についての相談は...

TEL 0296-78-2777

相談方法: 電話・面接(要予約)

面接場所は、県教育研修センター

受付時間: 9:30～16:30

(休日、12/29～1/3を除く)

教育行政相談

教育行政に関するご相談・ご意見はこちらへ

県立中学・中等・高等
学校等について

市町村立小中学校
について



電話: 029-301-5148 (平日9時～17時まで)

スクールカウンセラーにご相談を

相談の希望は各学校へ

各学校には、いじめや不登校などに対応するため、
専門的な知識や経験のあるスクールカウンセラーが配
置・派遣されています。

児童生徒だけではなく、保護者からの相談にも応じま
すので、相談したい方は、直接、学校にお問い合わせく
ださい。

悩み事ワンストップ相談窓口

新規採用教職員の悩み事相談は・・・

県央地区 TEL 029-231-3580

メール kenouonestop@edu.pref.ibaraki.jp

県北地区 TEL 0294-35-6577

メール kenpokuonestop@edu.pref.ibaraki.jp

鹿行地区 TEL 0291-36-6236

メール rokkouonestop@edu.pref.ibaraki.jp

県南地区 TEL 029-826-3123

メール kennanonestop@edu.pref.ibaraki.jp

県西地区 TEL 0296-25-4156

メール kenseionestop@edu.pref.ibaraki.jp

対象者:新規採用からおおむね3年目までの方

相談方法:電話・Eメール(匿名可)

受付時間:電話:平日 9:00～17:00

Eメール:24時間(返信まで時間をいただく場合があります。)

教育委員会広報関係事業の概要

項 目	内 容
広報紙「教育いばらき」	教育広報紙を発行することにより、児童生徒の保護者や県民に対し、本県教育施策や教育活動等の周知を図る。特に、家庭に対して直接情報提供することにより、家庭の教育力向上と県教育施策のより一層の浸透を図る。 ・県教育委員会施策・取組等の紹介 ・各学校での特色ある活動 ・教育相談にかかる情報 ・美術館や博物館の企画展の案内 ・子ども向けの茨城県に関する情報 など 発行回数：年3回（5、9、1月発行） 発行部数：340,000部／回（A4版） 主な配布対象 ・県内の小・中・高・特別支援学校等の児童生徒の保護者及び教職員 ・県内の幼稚園・保育園、大学・短大、公的集客施設等
ラジオ放送 「みんなの教育」	ラジオ放送により、県民に対し主な教育施策や話題等を紹介する。 放送形態 ・放送局：(株) Lucky FM 茨城放送 ・毎週月・水・金（一部を除く）、午前7時37分～42分（5分間）、年間135回放送
教育長定例記者会見	教育長が報道機関に対し定期的に記者会見を行う。（月1回程度）
記者発表・資料提供	報道機関の協力を得て、随時、記者発表や資料提供等を行い、本県教育活動や施策を広く県民にPRする。
ホームページ及びXによる情報発信	主として、県民の生活に関わりの深い教育施策や活動、教育関係施設等の情報などをホームページ及びXに掲載する。 ホームページは、スマートフォン、パソコンなど様々な媒体から容易にアクセスでき、スマートフォンからのアクセスは6割に上る。 Xは主に即時性が高い件に活用し、情報の拡散を図っている。 ・県立学校及び入試に関する情報 ・教職員採用情報 ・教育広報・統計 ・各種募集・イベント情報 ・奨学金情報 ・入札情報 ・緊急情報の提供 ・オンライン学習動画の提供 など
茨城県教育広報・NIEコンクール	「新聞教育（NIE）」の充実と、PTA広報紙や公民館だよりなど教育関係広報事業の振興を図る。（茨城新聞社との共催） 「児童生徒作成部門」「教師作成部門」「教育広報紙部門」「NIE実践部門」の4部門を募集し、知事賞・教育長賞などを授与する。
茨城新聞 「学校紹介新聞」	茨城新聞紙上に学校の特色、取組、行事等を幅広く紹介 （週1回掲載、カラー・全面）

令和 7 年度 教育行政の概況

令和 7 年 4 月

茨城県教育庁総務企画部総務課

〒 3 1 0 - 8 5 8 8 水戸市笠原町 9 7 8 番 6

T E L : 0 2 9 - 3 0 1 - 5 1 4 3

F A X : 0 2 9 - 3 0 1 - 5 1 5 9

◆いばらきの教育の情報・魅力が満載◆

茨城県教育委員会ホームページ



茨 城 県 教 育 委 員 会

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp>



ふれあちゃん
茨城県教育委員会
マスコットキャラクター



公式X(旧Twitter)
@edu_ibaraki
茨城県教育委員会

公式 X(旧 Twitter)にて情報発信中！

教職員採用、教員免許、県立学校の入試情報など、
教育に関する情報を随時ポストしています。

